

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

保護者支援プログラムの充実に関する調査研究 報告書

平成30年3月

株式会社 政策基礎研究所

要約

【本報告書の構成】

本報告書は、「保護者支援プログラムの効果的な実施に向けたマニュアル」と「調査結果の報告」から構成される。

【背景と目的】

児童相談所においては、親子関係再構築支援の一環として、保護者支援プログラムへの取組が行われている。一方で、プログラムを実施しても必要な方に参加してもらえない、参加してもらっても継続しない、ある方では効果があつたプログラムが別の方では上手くいかない、等の課題も生じていると考えられるが、これまで現場での実態は網羅的に把握されてこなかったと考えられる。

本調査では、保護者支援プログラムを様々な状況下で用いる際の実施上の課題や、現場で行われている工夫などについて、アンケート調査による実態把握を行った。さらに、アンケート結果をもとに、他の児童相談所等が参考にして利用できるように保護者支援プログラムの実施マニュアルを作成した。

【対象と方法】

全国の児童相談所 210 箇所を対象としたアンケート調査を行い、児童相談所全体における状況（職員体制、受付ケース数、保護者支援プログラム実施状況等）、および過去に対応した事例のうち「虐待によって子どもと分離あるいは在宅で経過観察となった親に対する保護者支援プログラム実施を含む支援で、効果がみられたと考えられる事例」の詳細（属性、プログラム実施上の工夫、効果がみられた理由等）について調べた。

【結果と考察】

（１）保護者支援プログラムの実施状況

- 先行研究（加藤ほか,2014）と比較して、複数の保護者支援プログラムを用いる児童相談所が増加している傾向が伺われた。
- 一方で、独自に開発したプログラムを用いている所も一定数あつたことから、実際に用いているプログラムの内容等についてさらに検討を行うことで、効果的な活用の仕方についての示唆が得られる可能性がある。
- 多くの児童相談所が、他の児童相談所で独自に開発されたプログラムを取り入れたと考えていることも確認されたため、効果のみられた事例を収集し、広く周知していくことの意義は高いと考えられる。

（２）児童相談所の体制と保護者支援プログラムの実施状況との関連

- 児童心理司等の職員が十分に配置されている児童相談所や、様々な保護者支援プログラムに取り組んでいる児童相談所において、受付ケース中のプログラム実施割合が高くなり、プログラム実施による効果も比較的出やすい、という傾向が示唆された。

- 一方で、児童心理司一人当たりが抱えうるケース数が多い場合には、効果的なプログラムの実施が難しくなる可能性があることも示唆されたため、保護者支援プログラム実施のための体制づくりにあたっては、地域の状況を合わせて考える必要があるといえる。

(3) 保護者支援プログラムの効果的な実施における条件や課題について

- 保護者支援プログラム実施による効果がみられたケースには、「保護者の話を聞き、受け止めてあげること」等の関係づくりに関する部分、「保護者の参加意欲が高いこと」等の動機づけに関する部分、「保護者がプログラムを理解できること」「保護者が継続して通所できること」等の実際のプログラム実施に関する部分、等が共通する特徴としてみられた。
- 参加意欲やプログラムの理解等に関しては、当初はそれ程高くなかったが、児童相談所側からの働きかけにより高めることのできたケースもあるため、各段階において、児童相談所がどのように対応すべきかについての手順を明確にしていく必要があるといえる。
- 一方で、今後、解決すべき課題として、職員数の不足、研修のための予算の不足、効果検証が不十分であることなども示唆されたため、これらについてどのように考え、対応していくかについても検討の必要がある。

(4) 調査結果の活用について

- アンケート結果に基づき、保護者支援プログラムの実施に関するマニュアルの作成を行った。マニュアルでは、現場で新たに保護者支援に携わるスタッフの研修等に用いることを想定し、具体的な事例を示しながら、保護者支援プログラムの実施の流れや、各プロセスにおいて確認すべきポイントを明示した。
- 作成したマニュアルは、ホームページ等に掲載し広く周知する予定である。
- プログラム実施の具体的な事例については、さらに詳細なテキスト分析等を行い、効果の内容や要因について量的に把握することで、効果的なプログラム実施のために必要な児童相談所の体制などがより明らかになる可能性がある。

(5) 児童相談所の体制等に関する提案

調査結果から以下が示唆された。

- 保護者支援プログラムに関する研修を児童相談所や行政内で行うための体制を整備する。
- 現場にとって使いやすい独自の保護者支援プログラムの開発や周知を行う。
- 保護者支援プログラムの実施等の家族支援に専門的に取り組む人員を確保する。

(6) 著作権等に対する配慮

保護者支援プログラムを実施する際には、各プログラムを提供している機関での規定に従う必要があるため、規定どおりの研修の受講や必要な資料等の購入、手続きを遵守したプログラムの実施、等のための予算措置についても検討が必要と考えられる。

目次

第1章	調査の考え方	1
1.1	本事業の背景・目的	1
1.2	本事業のフロー	2
第2章	文献レビュー	3
2.1	保護者支援プログラム実施上の課題	3
2.1.1	親の参加意欲が低い	3
2.1.2	親が精神的な問題や障害を抱えている	3
2.1.3	参加者がそれ程集まらない	3
2.1.4	長期間の参加が難しい	3
2.1.5	スタッフの数が少ない	3
2.1.6	研修の時間的・経済的負担	4
2.2	保護者支援プログラムが機能するための土台や前提条件	4
第3章	アンケート調査	5
3.1	対象と調査方法	5
3.1.1	調査対象	5
3.1.2	調査方法	5
3.1.3	調査期間	5
3.1.4	調査項目（調査票は「第5章 資料」を参照）	5
3.2	配布・回収状況等	6
3.2.1	調査票全体の回収数等	6
3.2.2	児童相談所票とケース票の有効票数	6
3.3	調査結果の概要	7
3.3.1	保護者支援プログラムの実施状況	7
3.3.2	設問別の記述統計	9
3.3.3	まとめ	19
3.4	児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況に関する検討	20
3.4.1	児童相談所の体制と保護者支援プログラムの実施状況との関連	20
3.4.2	保護者支援プログラム実施上の課題	37
3.4.3	まとめ	43
3.5	保護者支援プログラムの効果的な実施に関する検討	44
3.5.1	児童相談所での保護者支援プログラム実施における条件や課題について	44
3.5.2	保護者支援プログラムの効果的な実施について	54
3.5.3	まとめ	57
第4章	考察	58

4.1 アンケート結果のまとめ	58
4.1.1 児童相談所全体の状況	58
4.1.2 児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況に関する検討	58
4.1.3 保護者支援プログラムの効果的な実施に関する検討	58
4.1.4 アンケート結果の活用について	59
4.2 児童相談所における保護者支援プログラムをより効果的に展開するための政策提言	60
4.2.1 児童相談所の構造的課題	60
4.2.2 児童相談所のスタッフのスキルアップ	60
4.2.3 取り組みやすく効果のある保護者支援プログラムの開発	61
第5章 資料	62
5.1 保護者支援プログラムを効果的に実施している例	62
5.1.1 分離→家庭復帰できたケースの例	62
5.1.2 分離→家庭復帰には至らなかったが親の変化があったケースの例	78
5.1.3 在宅で見守る中で、親の変化があったケースの例	86
5.2 児童相談所インタビュー結果の概要	89
5.2.1 神奈川県中央児童相談所	89
5.3 委員会概要	91
5.3.1 メンバー	91
5.3.2 第1回委員会概要	91
5.3.3 第2回委員会概要	91
5.4 保護者支援プログラムに関する主要な理論	92
5.5 保護者支援プログラムに関する先行研究	93
5.6 主要な参考文献	111
5.7 アンケート調査票	114

図表目次

図表 1	保護者支援プログラムとその土台の関係のイメージ	4
図表 2	全相談ケースあるいは虐待ケースにおける保護者支援プログラム実施数の割合（平成 28 年度）（N=156※）	7
図表 3	保護者支援プログラム実施で効果のみられた児童相談所の割合（N=172） ..	8
図表 4	管轄人口	9
図表 5	18 歳未満人口※	9
図表 6	管轄市区町村数※	9
図表 7	設置主体について（N=172）	9
図表 8	職員体制について（平成 29 年 4 月 1 日時点）（平均人数） ※	10
図表 9	全相談ケース数（平成 28 年度） ※	10
図表 10	虐待ケース数（平成 28 年度） ※	10
図表 11	直近 2 年間（平成 27～28 年度）における保護者支援プログラムの使用状況（N=172）	11
図表 12	サインズ・オブ・セーフティの実施時の状況（N=87）	12
図表 13	ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティングの実施時の状況（N=61）	12
図表 14	PCIT の実施時の状況（N=17）	13
図表 15	CARE の実施時の状況（N=28）	13
図表 16	トリプル P の実施時の状況（N=4）	14
図表 17	AF-CBT の実施時の状況（N=9）	14
図表 18	Circle of Security の実施時の状況（N=6）	15
図表 19	精研式ペアレントトレーニングの実施時の状況（N=37）	15
図表 20	動機づけ面接の実施時の状況（N=17）	16
図表 21	MYTREE ペアレンツ・プログラムの実施時の状況（N=15）	16
図表 22	その他の実施時の状況（N=53）	17
図表 23	独自に開発したプログラムの実施時の状況（N=23）	17
図表 24	保護者支援プログラムの実施数（平成 28 年度） ※	18
図表 25	保護者支援プログラムを実施するスタッフ数※	18
図表 26	他の児童相談所で独自に開発され、保護者支援に関して効果のあった保護者支援プログラムがあれば、自分の所でも取り入れたいと思うか（N=172）	18
図表 27	児童心理司数（3 分位）の分類結果※	20
図表 28	児童心理司数（3 分位）別のプログラム実施による効果のみられた児童相談所の割合	20
図表 29	児童心理司数（3 分位）別の保護者支援プログラム実施数	21

図表 30 児童心理司数（3 分位）別の全相談ケースにおけるプログラム実施数の割合	21
図表 31 児童心理司数（3 分位）別の虐待ケースにおけるプログラム実施数の割合	22
図表 32 児童心理司数と児童心理司一人当たり年間ケース数の分布（N=160※） ...	23
図表 33 「児童心理司数×児童心理司一人当たりの年間ケース数」別のプログラム実施による効果のみられた児童相談所の割合	24
図表 34 「児童心理司数×児童心理司一人当たりの年間ケース数」別の保護者支援プログラム実施数.....	25
図表 35 「児童心理司数×児童心理司一人当たりの年間ケース数」別の全相談ケースにおけるプログラム実施数の割合	26
図表 36 「児童心理司数×児童心理司一人当たりの年間ケース数」別の虐待ケースにおけるプログラム実施数の割合	26
図表 37 設置主体や職員体制による児童相談所の分類結果.....	27
図表 38 児相 3 類型ごとの職種別の割合	28
図表 39 児相 3 類型ごとの設置主体の割合	28
図表 40 児相 3 類型別の各プログラムを使用している割合.....	29
図表 41 児相 3 類型別のプログラム実施による効果のみられた児童相談所の割合 ..	30
図表 42 児相 3 類型別の 1 年間の保護者支援プログラム実施数	31
図表 43 児相 3 類型別の全ケースにおけるプログラム実施数の割合	31
図表 44 児相 3 類型ごとの虐待ケースにおけるプログラム実施数の割合	32
図表 45 保護者支援プログラム実施数別の割合	33
図表 46 保護者支援プログラム実施数別の管轄人口および 18 歳未満人口	34
図表 47 保護者支援プログラム実施数別の全相談ケース数および虐待ケース数.....	34
図表 48 保護者支援プログラム実施数別の 18 歳未満人口における全相談ケースの割合	35
図表 49 保護者支援プログラム実施数別の全相談ケースにおける虐待ケースの割合35	
図表 50 保護者支援プログラム実施数別の職員数	36
図表 51 「親の参加意欲が低い」状況で実施されているプログラム	37
図表 52 「親が精神的な問題や障害を抱えている」状況で実施されているプログラム	38
図表 53 「参加者が少ない」状況で実施されているプログラム	39
図表 54 「長期間参加してもらうことが難しい」状況で実施されているプログラム40	
図表 55 「スタッフの数が少ない」状況で実施されているプログラム	41
図表 56 「予算が少ない」状況で実施されているプログラム	42

第1章 調査の考え方

1.1 本事業の背景・目的

児童相談所で用いられている保護者支援プログラムに関する先行研究（加藤ほか,2014）においては、それぞれのプログラムに実際に取り組んでいる児童相談所（各 2～3 箇所）への聞き取り調査を行い、実施上の課題や解決の工夫等についてまとめており、有用な知見を提供している。

しかし、プログラムを実施するための条件が比較的整っている児童相談所のケースが中心であることから、予算や人員、実施環境等が十分に整っていないケースも含めた全国の児童相談所における全体の実態把握が必要と考えられる。

実際の現場では、プログラムを実施しても必要な方になかなか参加してもらえない、参加してもらっても継続しない、ある方では効果があったプログラムが別の方では上手くいかない、等の状況が生じていると考えられるが、これまで現場での実態は網羅的に把握されてこなかったと考えられる。

以上を踏まえ、本調査では、保護者支援プログラムを様々な状況下で用いる際の実施上の課題や、現場で行われている工夫などについて、アンケートによる実態調査等により整理する。これにより、児童相談所においてプログラムを用いた保護者支援を効果的に行うために有用な情報を提供することを目的とする。

さらに、アンケート結果をもとに、他の児童相談所等が参考にして利用できるような保護者支援プログラムの実施マニュアルを作成する。マニュアルでは、プログラムの内容や実施方法に加え、プログラムの効果を適切に評価することを想定した評価方法等も示す。

自治体や児童相談所の一般職の方にもすぐ活用できるよう、現場の実態に即した、分かりやすく具体的な資料としてまとめることを目指す。

1.2 本事業のフロー

文献レビュー

- ・ 保護者支援プログラムについて、各プログラム別の特徴や、現場における実施上の課題等について整理する。



アンケート調査

- ・ 各児童相談所での保護者支援プログラムの実施体制を把握するとともに、プログラム実施を含む保護者支援に関して効果がみられたと考えられる事例（優良事例）について調査する。
- ・ 集めた事例について、相談所単位・事例単位の属性に応じた類型化を行うことで、様々な異なる状況における効果的な保護者支援プログラムの実施について考察する。



マニュアル作成

- ・ アンケート結果をもとに、他の児童相談所等が参考にして利用できるような保護者支援プログラムの実施マニュアルを作成する。マニュアルでは、プログラムの内容や実施方法に加え、プログラムの効果を適切に評価することを想定した評価方法等も示す。

第2章 文献レビュー

2.1 保護者支援プログラム実施上の課題

保護者支援プログラム実施上の課題について、文献調査（詳細は「第5章 資料」に掲載）から、以下の課題を抽出した。

2.1.1 親の参加意欲が低い

保護者支援プログラムの対象となる方は、実際には、児童相談所等による介入への嫌悪感や、時間的・経済的余裕がない等の理由により、なかなか参加に至らないケースも多いため（寶川,2014）、対象者の意欲が低い状況下でいかにプログラムを実施していくかについて検討する必要がある。

2.1.2 親が精神的な問題や障害を抱えている

プログラムの対象となる方の中には、精神的な問題や障害等を抱えているために、グループワークが困難になる等の問題が生じるケースがあるため（加藤ほか,2014）、ケースに応じたプログラムの使い分けについて検討する必要がある。

2.1.3 参加者がそれ程集まらない

プログラムに合った対象者が常に多く集まるとは限らないため（加藤ほか,2014）、参加者数の多寡に応じたプログラムの使い分けについて検討する必要がある。

2.1.4 長期間の参加が難しい

プログラム参加には至っても、時間的・経済的な理由等により参加の継続が難しくなるケースもあるため（加藤ほか,2014）、長期間の参加が難しい場合の対処や、参加者に負担にならない程度の回数（坂本ほか,2016）等について検討する必要がある。

2.1.5 スタッフの数が少ない

人員の不足がプログラム実施上の課題として大きいことは先行研究でも示唆されているため、人員が不足している状況下でいかにプログラムを実施していくかということや、プログラムを実施できる人の養成・確保（国立障害者リハビリテーションセンター,2016）等について検討する必要がある。

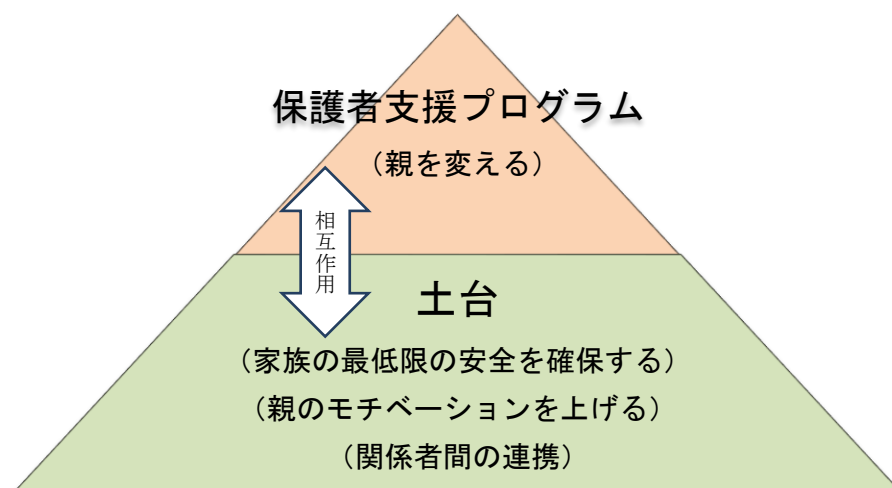
2.1.6 研修の時間的・経済的負担

研修の時間的・経済的な負担の大きさがプログラム実施上の課題として大きいことは先行研究でも示唆されているため（加藤ほか,2014）、時間や予算が不十分な状況下でいかにプログラムを実施していくかについて検討する必要がある。

2.2 保護者支援プログラムが機能するための土台や前提条件

保護者支援プログラムが機能するためには、その土台や前提条件についても把握する必要がある。下図表は、保護者支援プログラムが効果を発揮し、子どもの安全が確保されるための、保護者支援プログラムとその土台の関係図である¹。

図表 1 保護者支援プログラムとその土台の関係のイメージ



¹ 神奈川県中央児童相談所へのインタビュー（1月9日）から（インタビューの概要は「第5章 資料」を参照）。

第3章 アンケート調査

3.1 対象と調査方法

3.1.1 調査対象

全国の児童相談所 210 箇所を対象とする。

3.1.2 調査方法

自記式郵送調査

3.1.3 調査期間

2018 年 1 月 19 日～2 月 9 日

3.1.4 調査項目（調査票は「第 5 章 資料」を参照）

3.1.4.1 児童相談所票

- 児童相談所の体制（自治体の規模、職員数、受付ケース数など）
- 保護者支援プログラム実施上の課題について
- 保護者支援プログラム実施の状況（年間のプログラム実施数、実施する職員数、プログラムを実施する場面、プログラムの使い分けなど）
- 他の児童相談所で、独自に開発され効果を上げている保護者支援プログラムがあれば取り入れたいと考えているか。

3.1.4.2 ケース票

児童相談所で過去に対応したケースにおいて、「虐待によって子どもと分離となったあるいは在宅で経過観察となった親に対して実施した、保護者支援プログラム実施を含む支援で効果がみられたと考えられる事例」について問う。

- 事例の属性（家族構成、虐待者の性別・年齢・障害の有無・被虐待経験の有無など、子どもの性別・年齢・障害の有無・虐待の程度など）
- 保護者支援プログラム実施上の工夫について（親の参加意欲を高めるための工夫、場所の選定に関する工夫、効果測定に関する工夫など）
- 保護者支援プログラムで効果がみられた理由について

3.2 配布・回収状況等

3.2.1 調査票全体の回収数等

調査票全体における、配布数・回収数・回収率は以下となった。

- 配布数：210 票
- 回収数：172 票
- 回収率：81.9%

3.2.2 児童相談所票とケース票の有効票数

児童相談所票およびケース票における、有効票（回答が記載されているもの²）の数は以下となった。

- 児童相談所票の有効票数：172 票（回収票中の 100%）
- ケース票 1 の有効票数：91 票（回収票中の 52.9%）
- ケース票 2 の有効票数：49 票（回収票中の 28.5%）
- ケース票 3 の有効票数：50 票（回収票中の 29.1%）

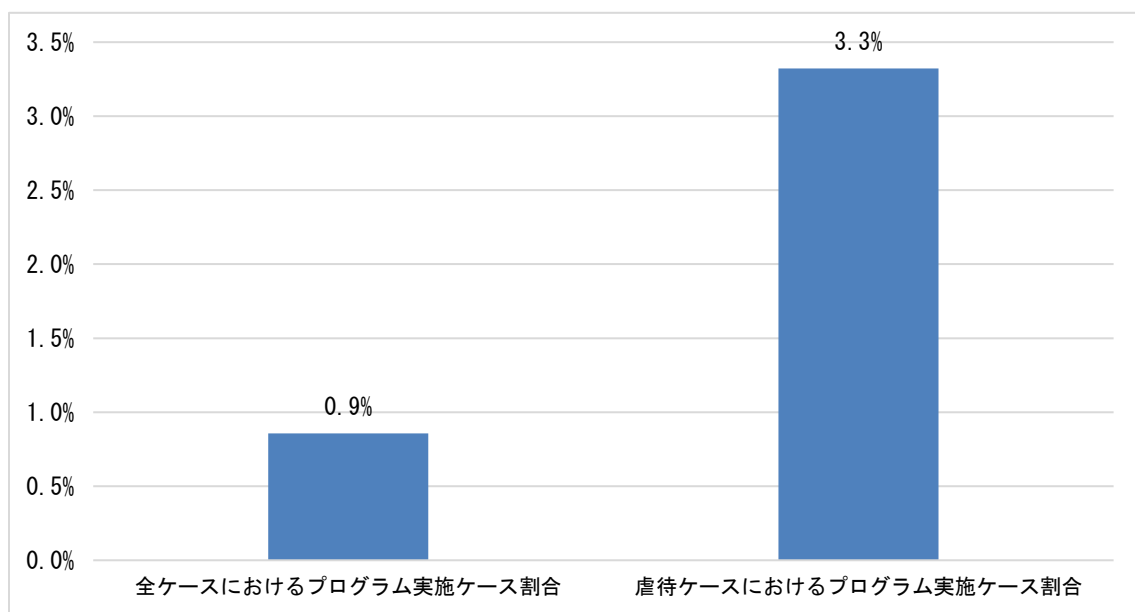
² ケース票においては、「該当なし」等の記載は除外することとした。

3.3 調査結果の概要

3.3.1 保護者支援プログラムの実施状況

回答のあった児童相談所において、保護者支援プログラム実施数を全相談ケース、あるいは虐待ケースで割った割合を算出したところ、「全相談ケースにおける保護者支援プログラム実施数の割合」は平均で 0.9%、「虐待ケースにおける保護者支援プログラム実施数の割合」は平均で 3.3%となった。

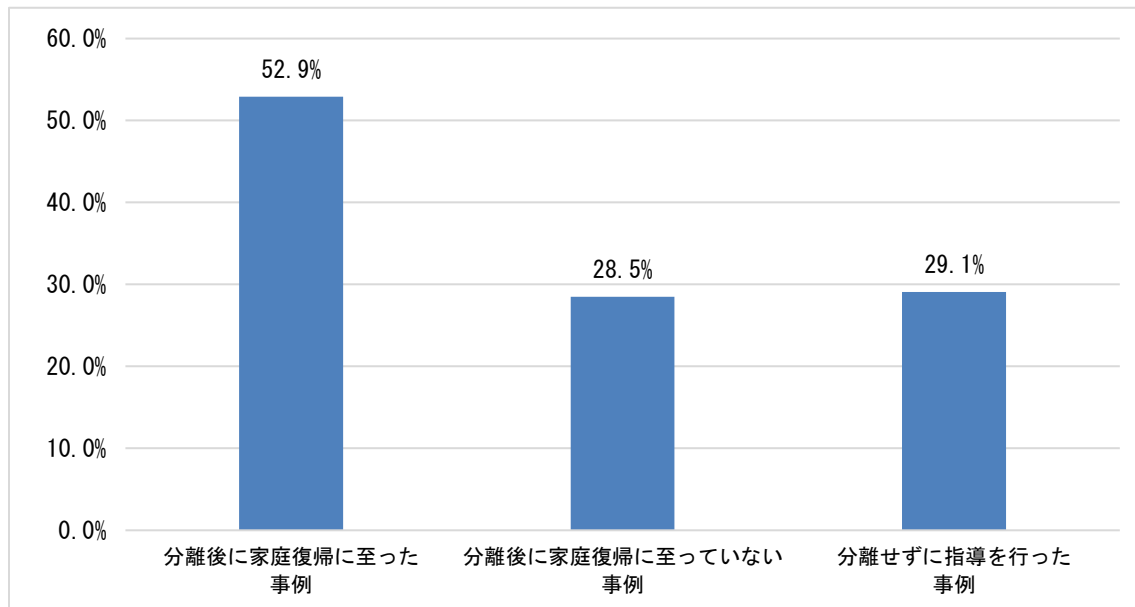
図表 2 全相談ケースあるいは虐待ケースにおける保護者支援プログラム実施数の割合（平成 28 年度）（N=156※）



※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体（N=172）よりも N 数が小さくなっている。

また、保護者支援プログラム実施で効果のみられた事例があった（ケース票１～３のいずれかに事例の記載があった）児童相談所の割合を算出したところ、「分離後に家庭復帰に至った事例」があった児童相談所は 52.9%、「分離後に家庭復帰に至っていない（が効果のみられた）事例」があった児童相談所は 28.5%、「分離せずに指導を行った事例」があった児童相談所は 29.1%となった。

図表 3 保護者支援プログラム実施で効果のみられた児童相談所の割合（N=172）



3.3.2 設問別の記述統計

管轄人口については、平均で 594,419 人となっていた。

図表 4 管轄人口

N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
172	56,788	2,461,552	594,418.6	42,0381.0

18 歳未満人口については、平均で 91,958 人となっていた。

図表 5 18 歳未満人口※

N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
170	7,541	305,644	91,958.3	62,227.2

※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体 (N=172) よりも N 数が小さくなっている。

管轄市区町村数については、平均で 8.2 となっていた。

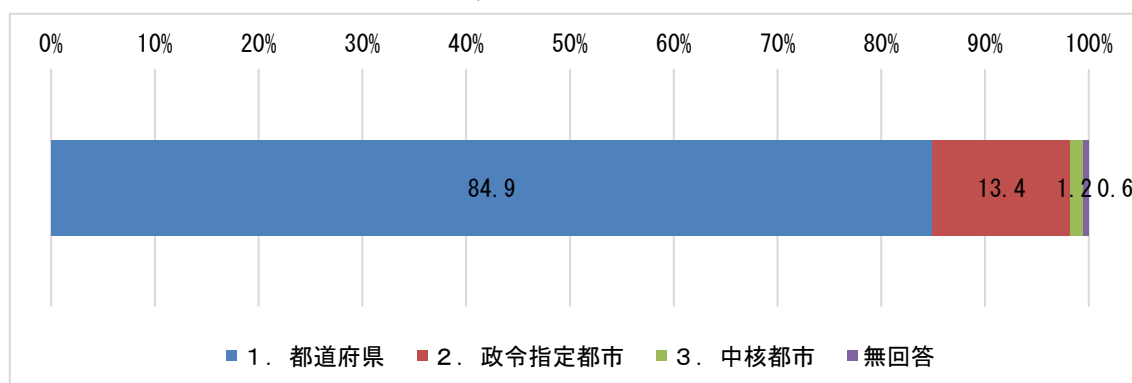
図表 6 管轄市区町村数※

N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
167	1	41	8.2	6.5

※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体 (N=172) よりも N 数が小さくなっている。

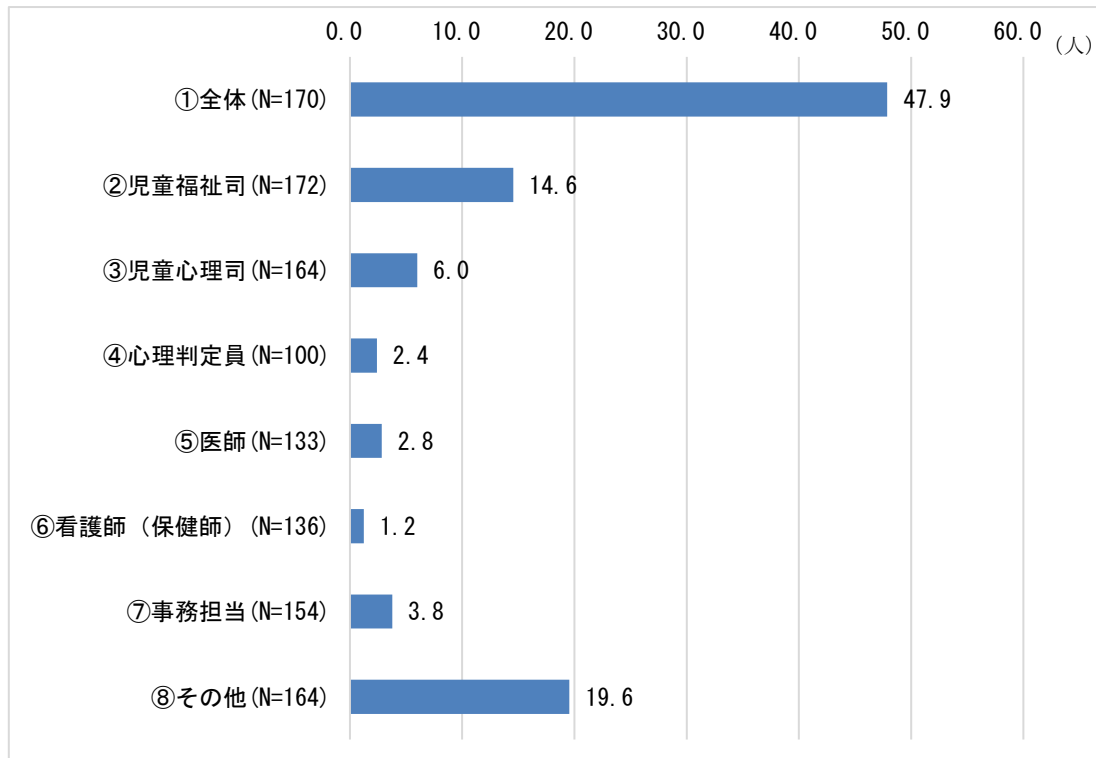
設置主体については、都道府県が 84.9%と最も多く、次いで政令指定都市が 13.4%となっていた。

図表 7 設置主体について (N=172)



職員体制については、職種別の平均人数でみると、その他が 19.6 人と最も多く、次いで児童福祉司が 14.6 人、児童心理司が 6.0 人となっていた。

図表 8 職員体制について（平成 29 年 4 月 1 日時点）（平均人数）※



※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体（N=172）よりも N 数が小さくなっている。

児童相談所における平成 28 年度の全相談ケース数は、平均で 2,242 件となっていた。

図表 9 全相談ケース数（平成 28 年度）※

N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
171	162	14,689	2,242.4	2,358.0

※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体（N=172）よりも N 数が小さくなっている。

平成 28 年度の虐待ケース数は、平均で 575 件となっていた。

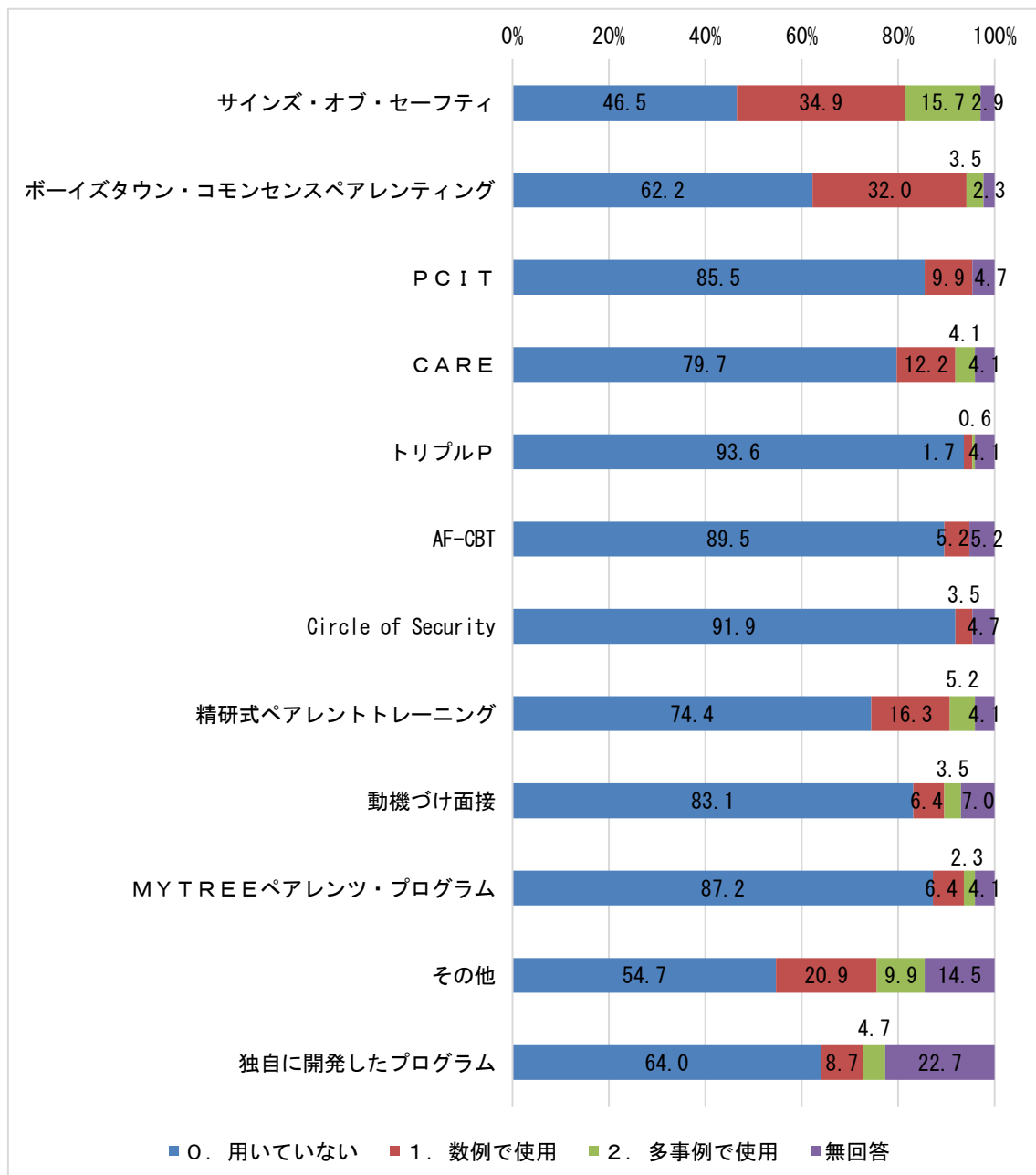
図表 10 虐待ケース数（平成 28 年度）※

N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
171	13	6,020	574.9	663.3

※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体（N=172）よりも N 数が小さくなっている。

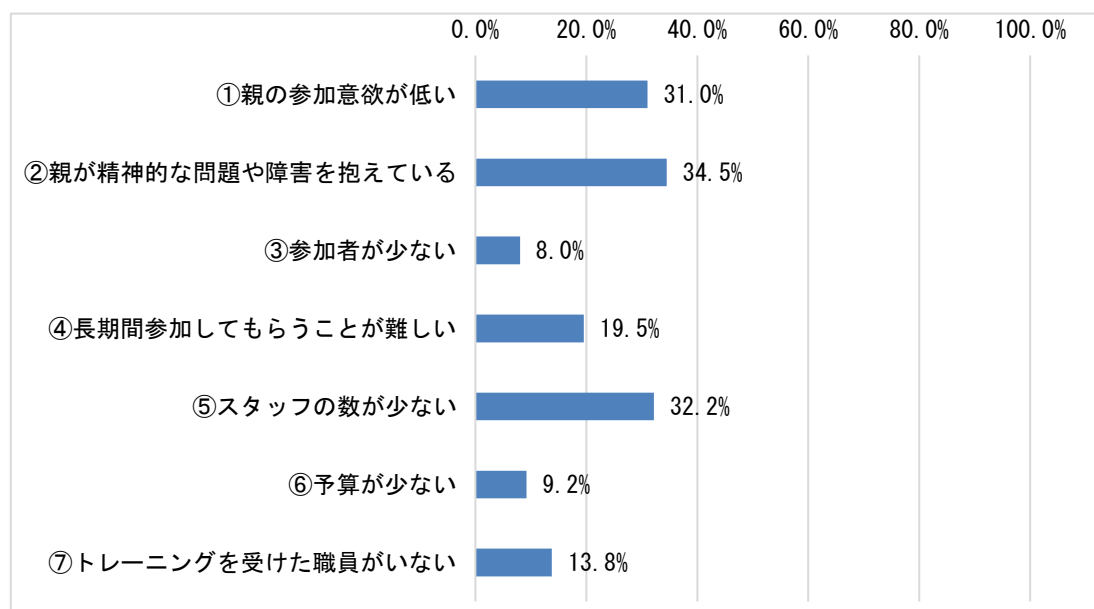
直近2年間における保護者支援プログラムの使用状況については、「使用している（1もしくは2）」の割合は、「サインズ・オブ・セーフティ」が50.6%と最も多く、次いで「ボーイズタウン・COMMONSENSPARENTING」が35.5%、「その他（のプログラム）」が30.8%となっていた。

図表 11 直近2年間（平成27～28年度）における保護者支援プログラムの使用状況
(N=172)



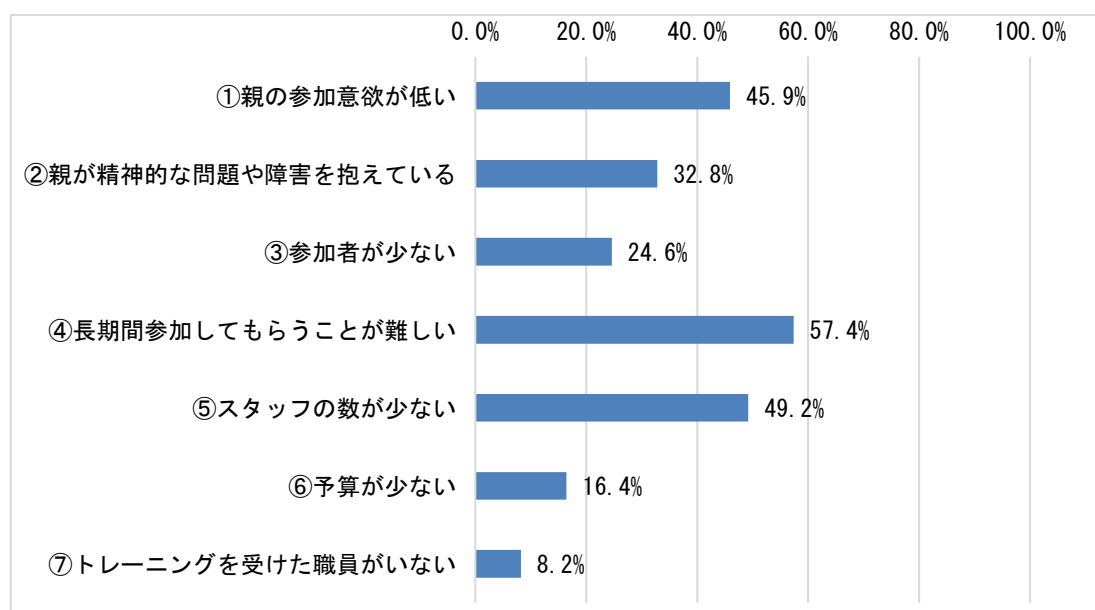
各プログラムの実施時の状況³をみると、「サインズ・オブ・セーフティ」を実施している児童相談所では、「親が精神的な問題や障害を抱えている」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 12 サインズ・オブ・セーフティの実施時の状況 (N=87)



「ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティング」を実施している児童相談所では、「長期間参加してもらうことが難しい」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

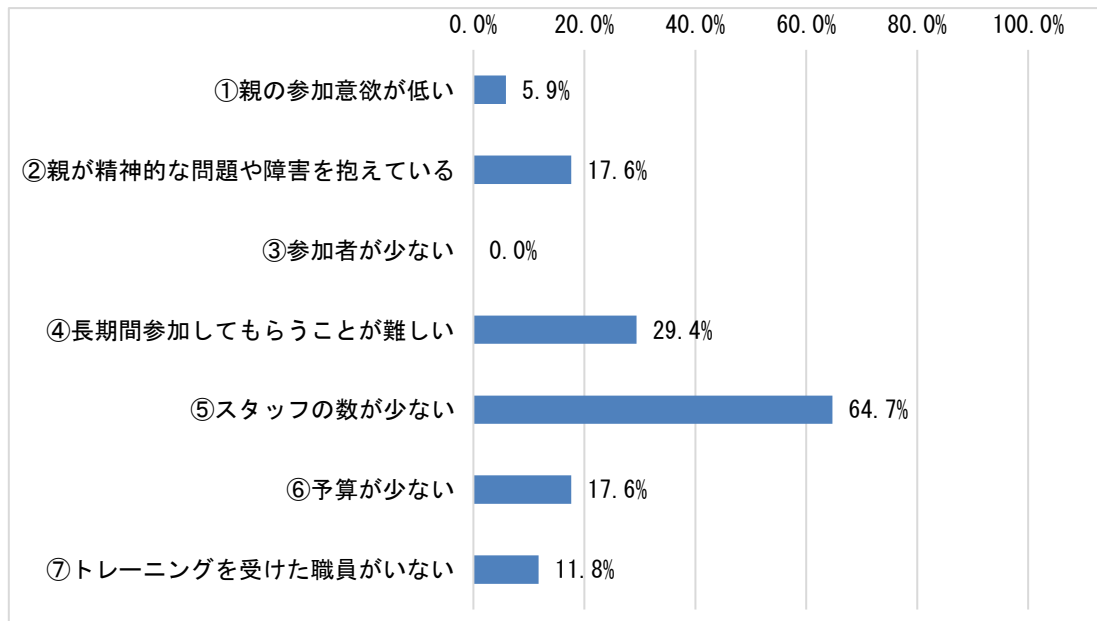
図表 13 ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティングの実施時の状況 (N=61)



³ 前の設問で、各プログラムを「使用している（1もしくは2）」と回答したケースのみを対象としているため、回収数全体（N=172）よりもN数が小さくなっている。

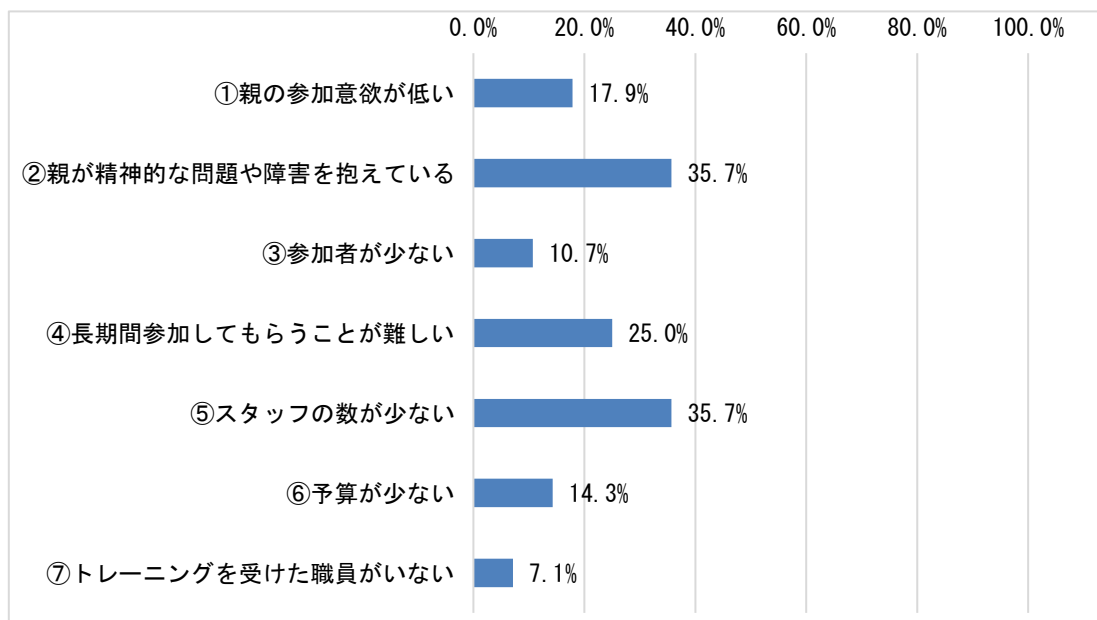
「PCIT」を実施している児童相談所では、「スタッフの数が少ない」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 14 PCIT の実施時の状況 (N=17)



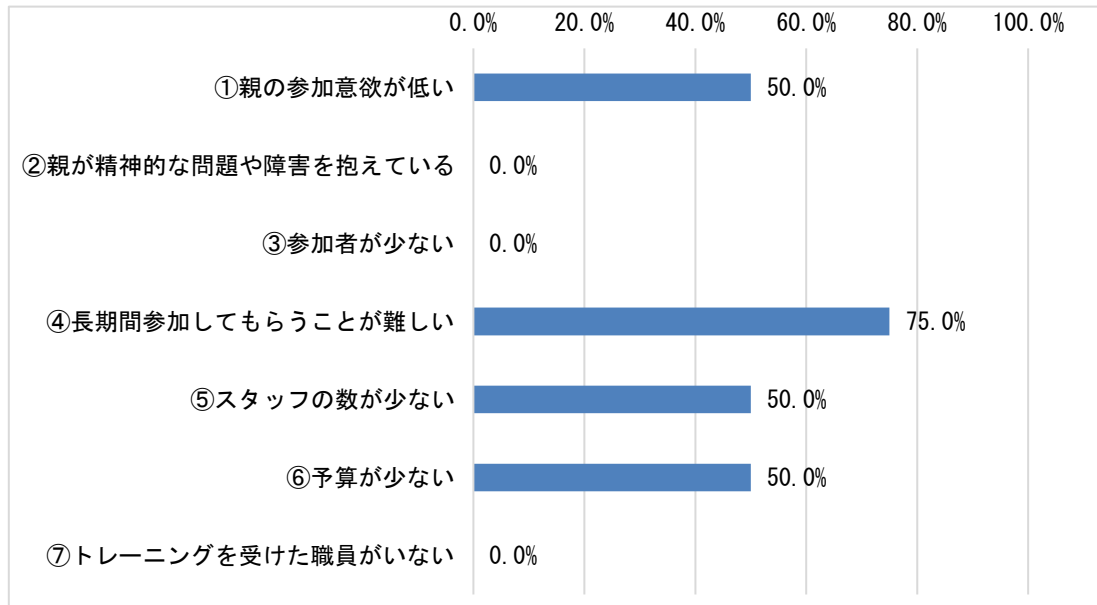
「CARE」を実施している児童相談所では、「親が精神的な問題や障害を抱えている」「スタッフの数が少ない」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 15 CARE の実施時の状況 (N=28)



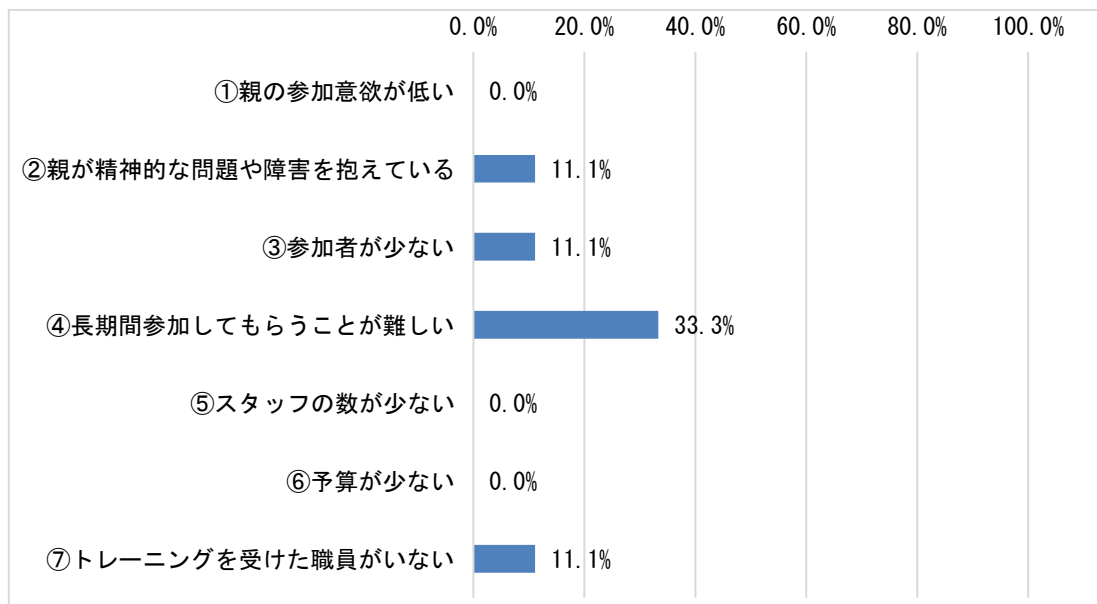
「トリプル P」を実施している児童相談所では、「長期間参加してもらうことが難しい」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 16 トリプル P の実施時の状況 (N=4)



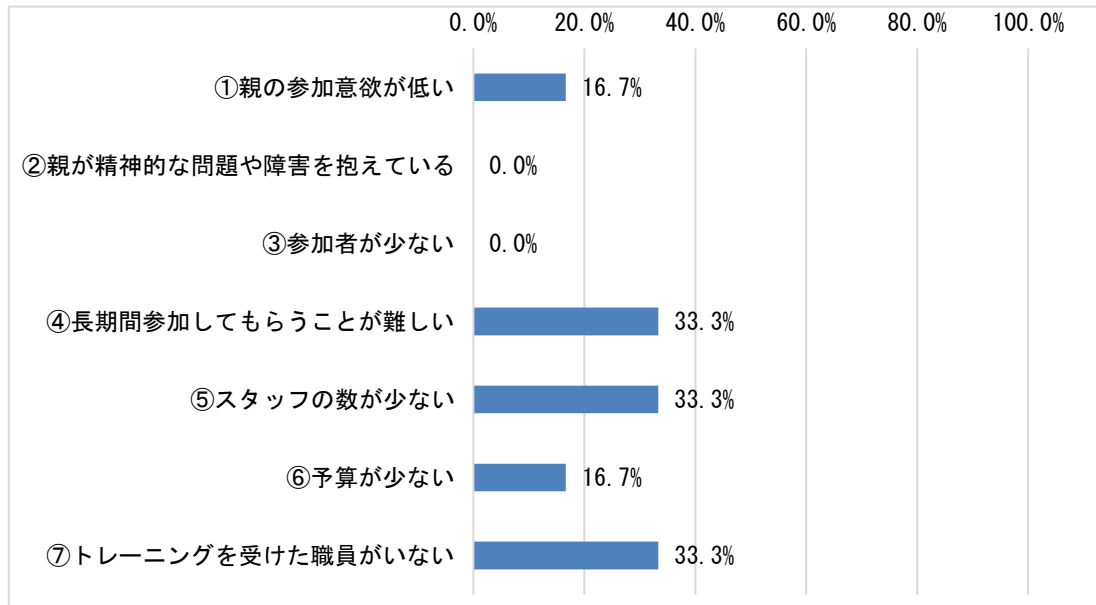
「AF-CBT」を実施している児童相談所では、「長期間参加してもらうことが難しい」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 17 AF-CBT の実施時の状況 (N=9)



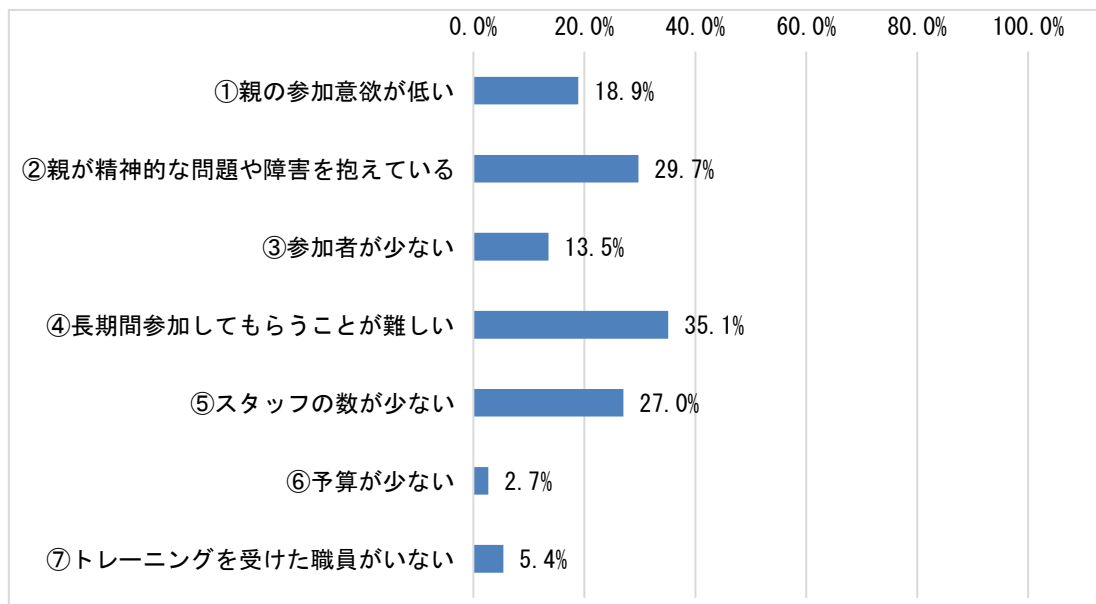
「Circle of Security」を実施している児童相談所では、「長期間参加してもらうことが難しい」「スタッフの数が少ない」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 18 Circle of Security の実施時の状況 (N=6)



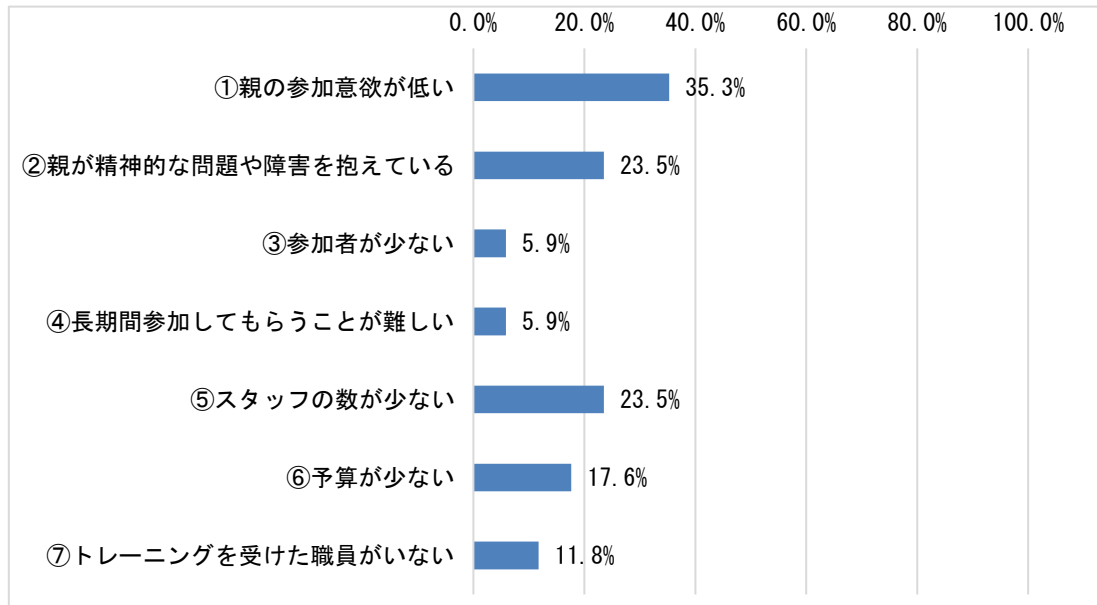
「精研式ペアレントトレーニング」を実施している児童相談所では、「長期間参加してもらうことが難しい」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 19 精研式ペアレントトレーニングの実施時の状況 (N=37)



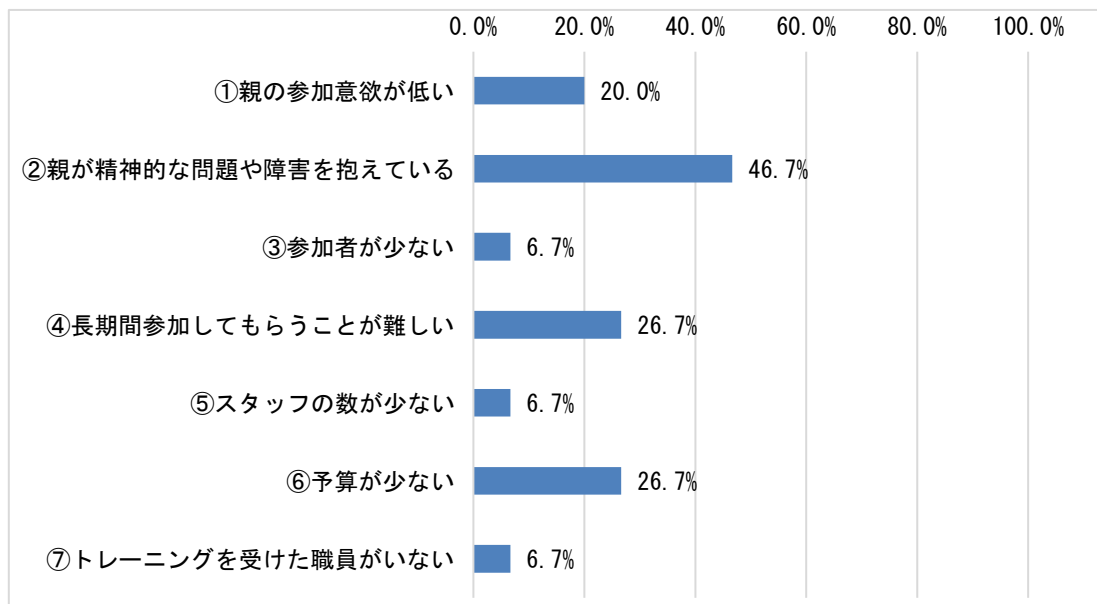
「動機づけ面接」を実施している児童相談所では、「親の参加意欲が低い」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 20 動機づけ面接の実施時の状況 (N=17)



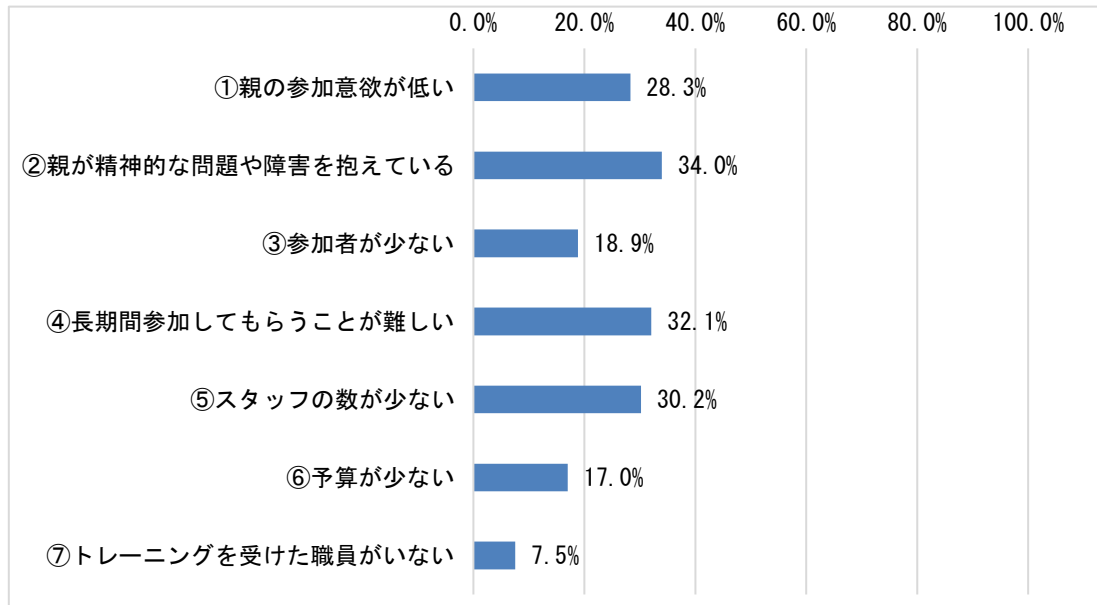
「MYTREE ペアレンツ・プログラム」を実施している児童相談所では、「親が精神的な問題や障害を抱えている」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 21 MYTREE ペアレンツ・プログラムの実施時の状況 (N=15)



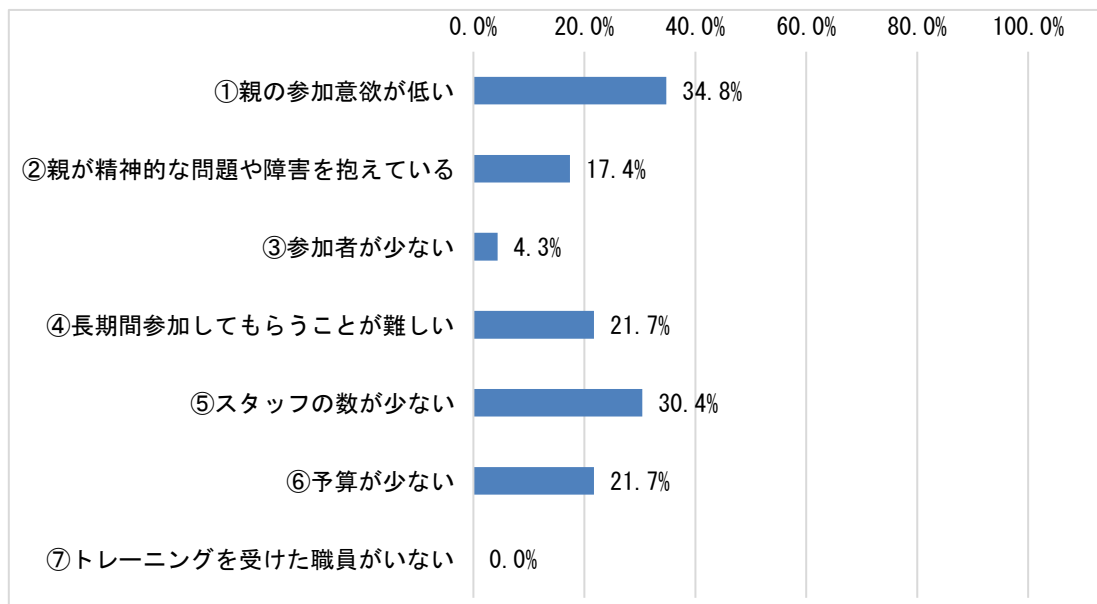
「その他（のプログラム）」を実施している児童相談所では、「親が精神的な問題や障害を抱えている」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 22 その他の実施時の状況（N=53）



「独自に開発したプログラム」を実施している児童相談所では、「親の参加意欲が低い」と回答する割合が他の項目に比べて高くなっていた。

図表 23 独自に開発したプログラムの実施時の状況（N=23）



平成 28 年度の保護者支援プログラムの実施数は、平均で 22.0 回となっていた。

図表 24 保護者支援プログラムの実施数（平成 28 年度）※

N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
157	0	892	22.0	100.2

※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体（N=172）よりも N 数が小さくなっている。

保護者支援プログラムを実施するスタッフ数については、平均で 5.8 人となっていた。

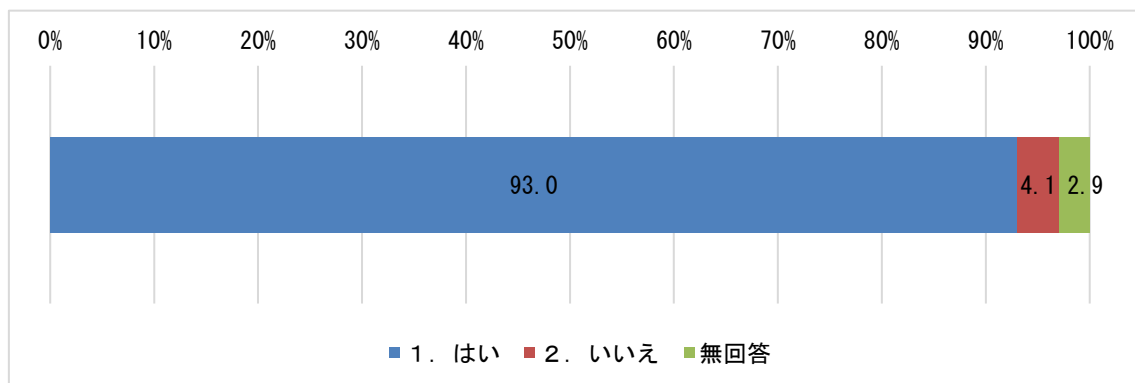
図表 25 保護者支援プログラムを実施するスタッフ数※

N	最小値	最大値	平均値	標準偏差
129	0.0	37.0	5.8	6.0

※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体（N=172）よりも N 数が小さくなっている。

他の児童相談所で独自に開発され効果のあったプログラムを取り入れたいと思うか、
については、9 割以上が「はい（そう思う）」と回答していた。

図表 26 他の児童相談所で独自に開発され、保護者支援に関して効果のあった保護者支援
プログラムがあれば、自分の所でも取り入れたいと思うか（N=172）



3.3.3 まとめ

児童相談所における保護者支援プログラムの使用状況については、先行研究（加藤ほか,2014）ではコモンセンスペアレンティングの割合が 5 割弱あり、それ以外のプログラムはいずれも 3 割未満であったのに対して、本調査ではサインズ・オブ・セーフティが 5 割以上、ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティングが 3 割以上と、複数のプログラムを用いる児童相談所が増加している傾向が伺われた。

一方で、名前を挙げたもの以外のプログラムや、独自に開発したプログラムを用いている所も一定数あったことから、実際に用いているプログラムの内容等についてさらに検討を行うことで、効果的な活用の仕方についての示唆が得られる可能性がある。また、多くの児童相談所が、他の児童相談所で独自に開発されたプログラムについて、効果があれば取り入れたいと考えていることも確認されたため、効果のみられた事例を収集し、広く周知していくことの意義は高いと考えられる。

3.4 児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況に関する

検討

3.4.1 児童相談所の体制と保護者支援プログラムの実施状況との関連

3.4.1.1 児童心理司数と保護者支援プログラムの実施状況との関連

児童相談所の現場においては、児童心理司が保護者支援プログラムの実施に携わることが多いことから、児童心理司数とプログラムの実施状況との関連について調べた。

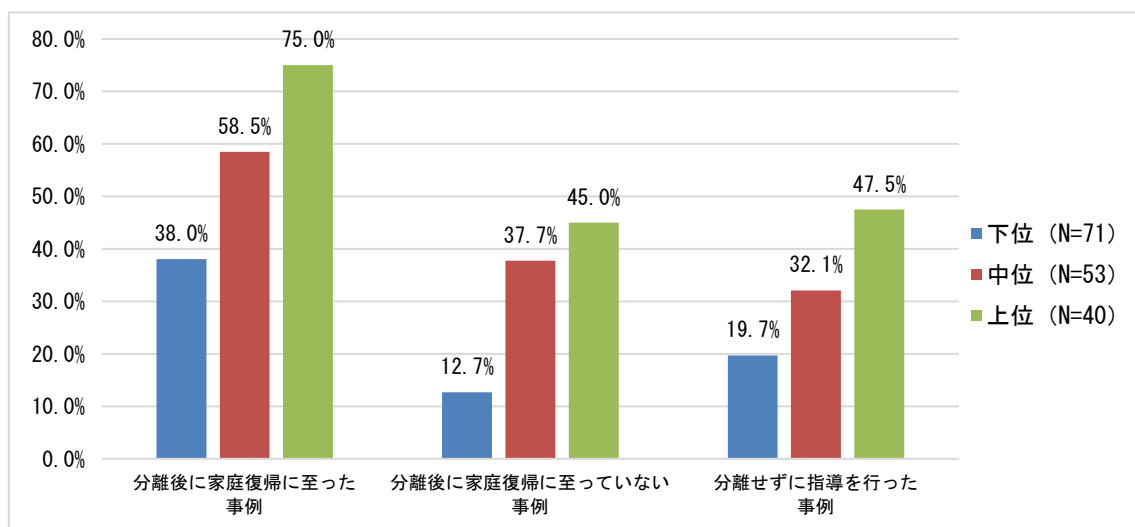
児童心理司数について、全体を 3 分位（下位・中位・上位）に分けた上で、プログラム実施により効果のみられた児童相談所の割合との関連を調べた結果、「分離後に家庭復帰に至った事例」、「分離後に家庭復帰に至っていない（が効果のみられた）事例」、「分離せずに指導を行った事例」のいずれについても、児童心理司数が最も多い「上位群」で、割合が最も高くなっていた。

図表 27 児童心理司数（3 分位）の分類結果※

児童心理司数の 3 分位	N	児童心理司数の 平均値	標準偏差
下位	71	2.8	1.1
中位	53	6.0	0.8
上位	40	11.6	4.3
合計	164	6.0	4.2

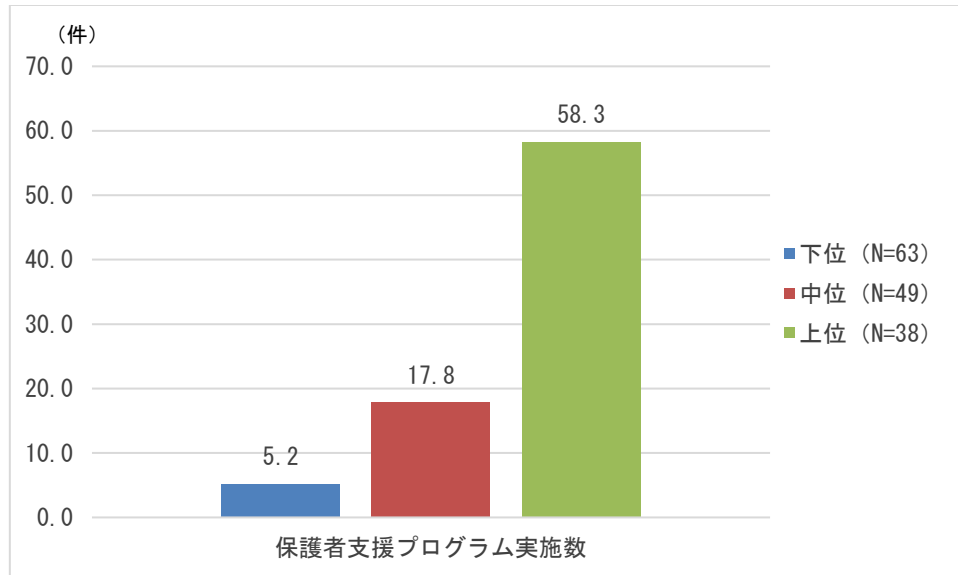
※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体（N=172）よりも N 数が小さくなっている。

図表 28 児童心理司数（3 分位）別のプログラム実施による効果のみられた児童相談所の割合

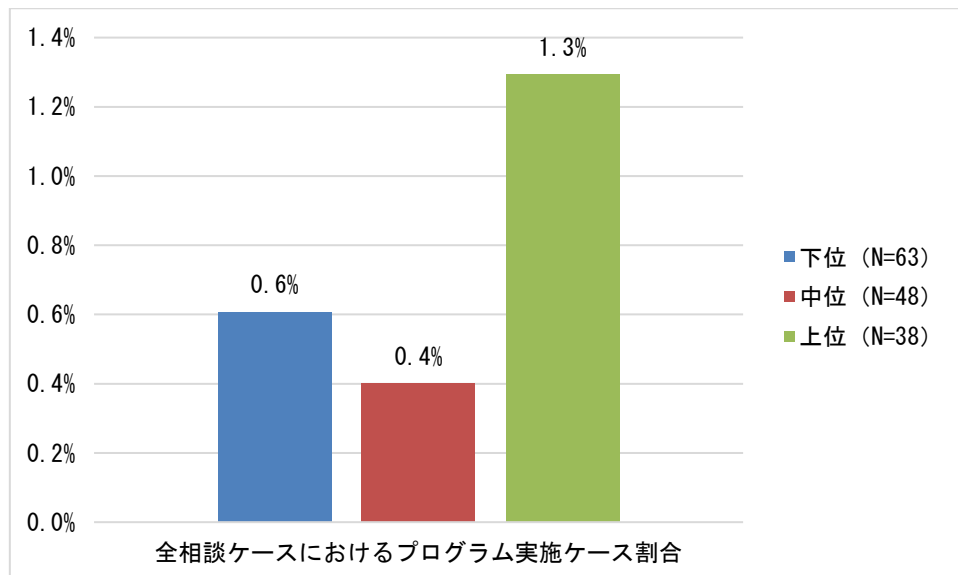


また、保護者支援プログラム実施数、および全相談ケースもしくは虐待ケースにおけるプログラム実施数の割合との関連を調べた結果、いずれについても、児童心理司数が最も多い「上位群」で最も高くなっていた。

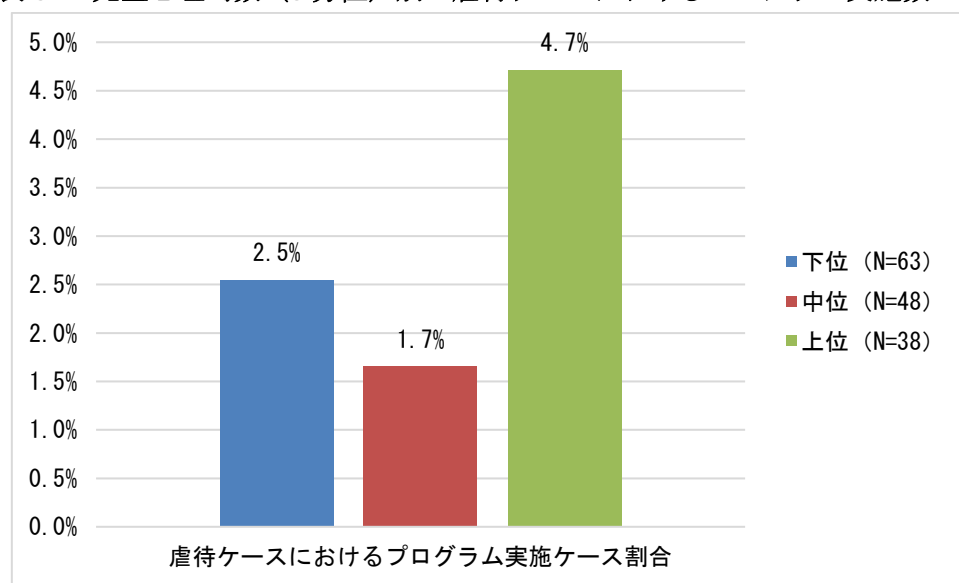
図表 29 児童心理司数（3 分位）別の保護者支援プログラム実施数



図表 30 児童心理司数（3 分位）別の全相談ケースにおけるプログラム実施数の割合



図表 31 児童心理司数（3 分位）別の虐待ケースにおけるプログラム実施数の割合

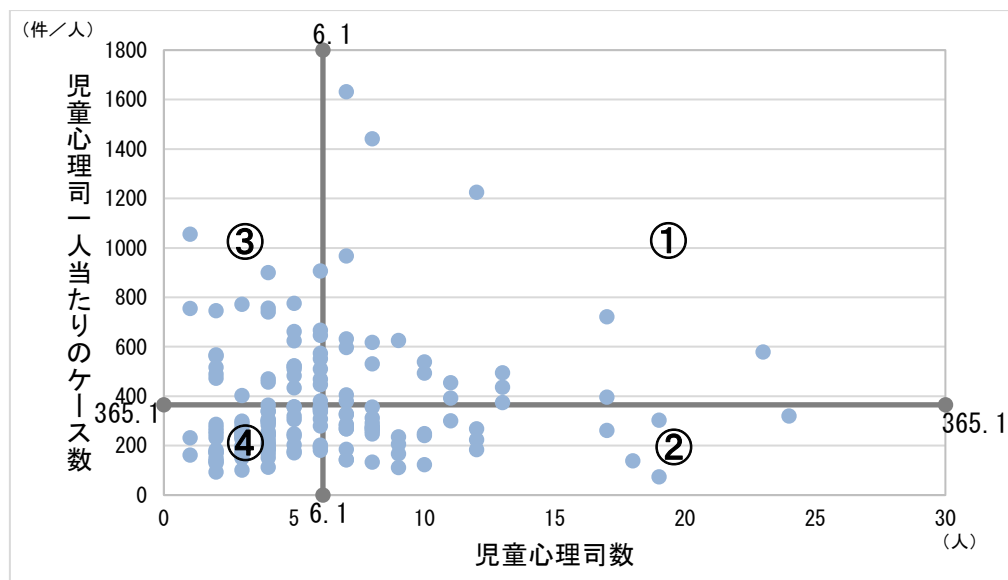


図表 28～31 の結果から、児童心理司が、保護者支援プログラムの実施やその効果の発現に重要な役割を果たしていることが示唆された。

3.4.1.2 児童心理司数および一人当たり年間ケース数と保護者支援プログラムの実施状況との関連

一方で、職員一人一人の抱えるケース数が多い場合にはプログラムの実施を妨げる要因ともなりうることから、児童心理司の数と一人当たりの抱えるケース数との組み合わせによってプログラムの実施状況は変わってくると考え、児童心理司数で1年間の全相談ケース数を割った値を「児童心理司一人当たりの年間ケース数」とした上で、「児童心理司数」が平均（6.1人⁴）以上／未満、「児童心理司一人当たりの年間ケース数」が平均（365.1件）以上／未満の組み合わせによって4群（①～④）に分け、プログラムの実施状況との関連について調べた。

図表 32 児童心理司数と児童心理司一人当たり年間ケース数の分布（N=160※）



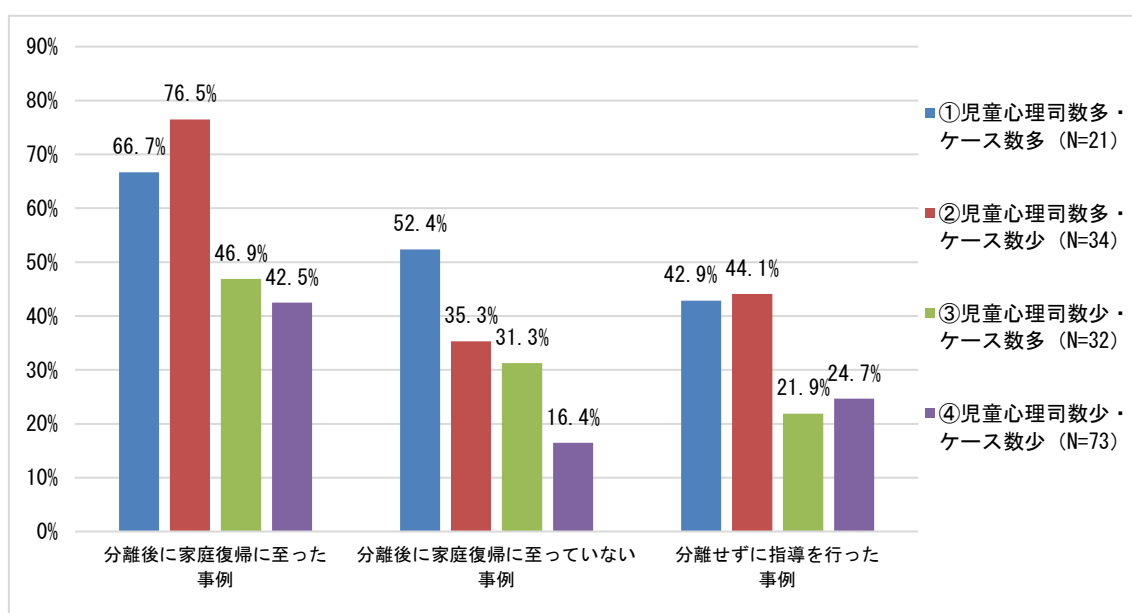
※ 該当する設問における無回答のケースが除外されたため、回収数全体（N=172）よりもN数が小さくなっている。

⁴ ここでの児童心理司数および児童心理司一人当たりの年間ケース数の平均は、両方のデータが存在するケースのみで算出されているため、個々の変数での平均とは異なる。

プログラム実施により効果のみられた児童相談所の割合との関連を調べた結果、「分離後に家庭復帰に至った事例」および「分離せずに指導を行った事例」では、「②（児童心理司数が平均以上、児童心理司一人当たりケース数が平均未満）」の群で、最も割合が高くなっていた。

このことから、職員数が多くケース数が少ない、すなわち職員一人当たりにかかる負担が少ない児童相談所では、保護者支援プログラム実施による効果がみられた割合が高くなる、ということが示唆される。

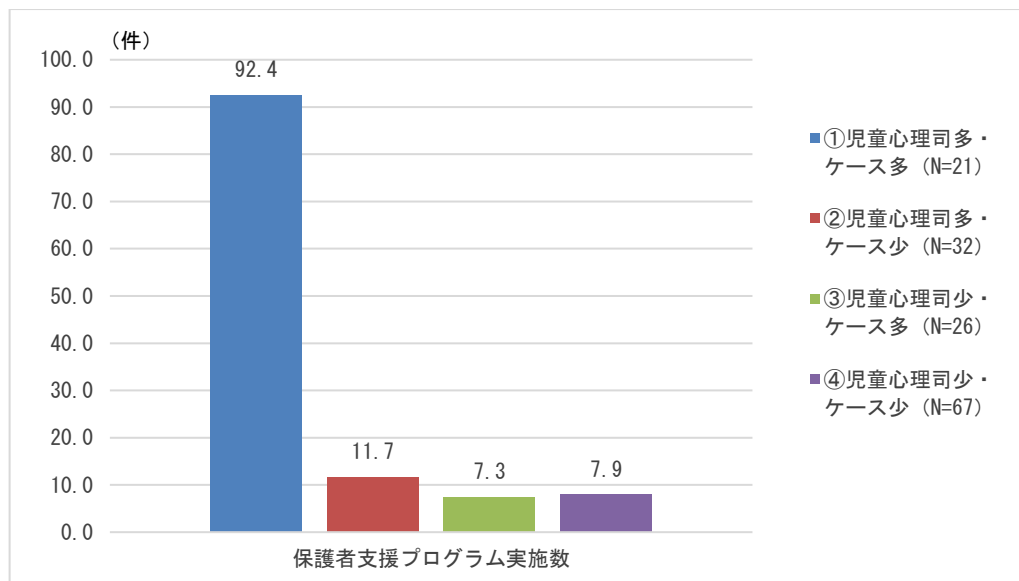
図表 33 「児童心理司数×児童心理司一人当たりの年間ケース数」別のプログラム実施による効果のみられた児童相談所の割合



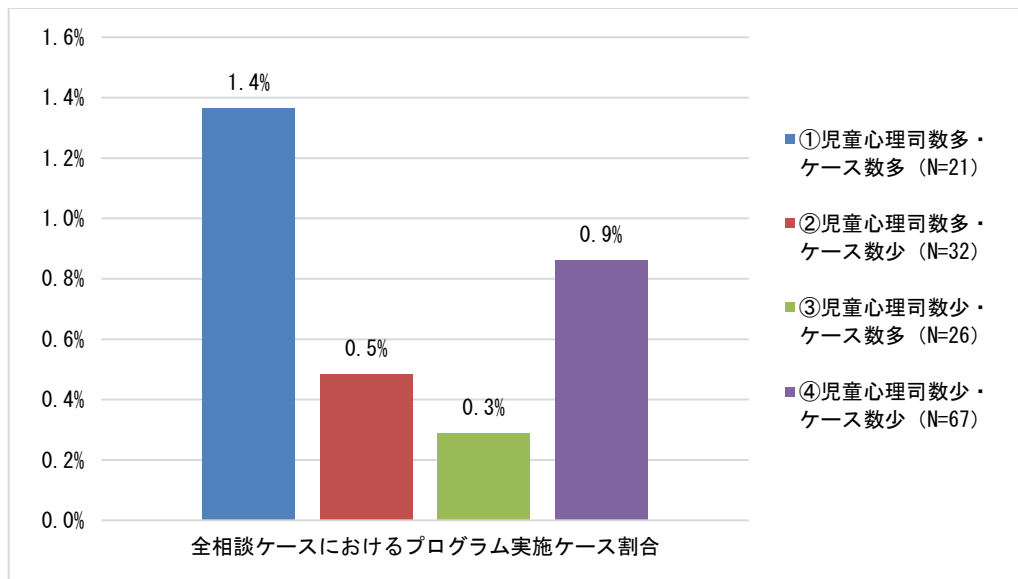
また、プログラム実施ケース数および全相談ケースもしくは虐待ケースにおけるプログラム実施ケース割合との関連を調べた結果、いずれについても「③（児童心理司数が平均未満、児童心理司一人当たりケース数が平均以上）」の群で最も低くなっていた。

このことから、職員数が少なくケース数が多い、すなわち職員一人当たりにかかる負担が大きい児童相談所では、受付ケース中の保護者支援プログラム実施割合が小さくなる、ということが示唆される。

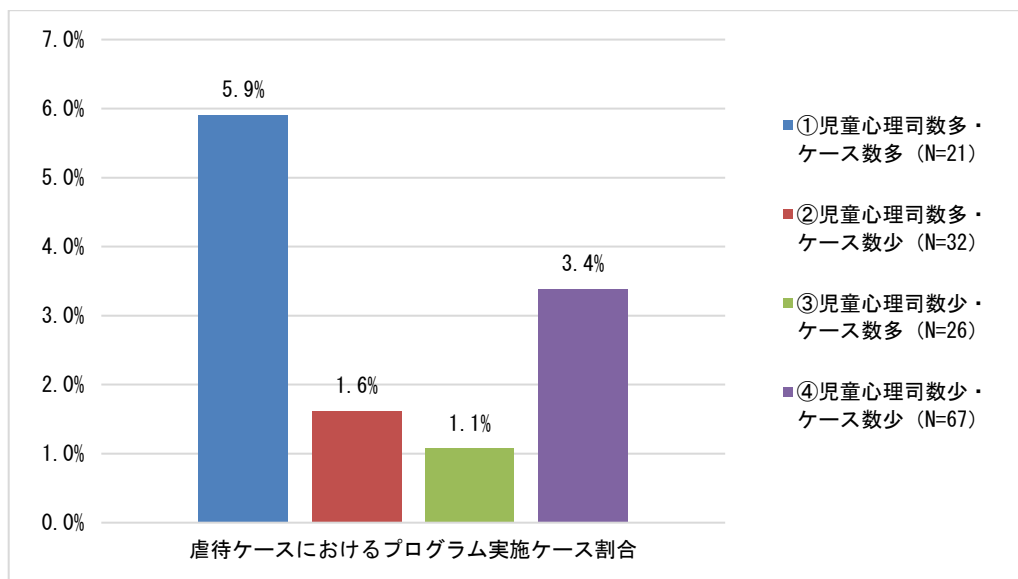
図表 34 「児童心理司数×児童心理司一人当たりの年間ケース数」別の保護者支援プログラム実施数



図表 35 「児童心理司数×児童心理司一人当たりの年間ケース数」別の全相談ケースにおけるプログラム実施数の割合



図表 36 「児童心理司数×児童心理司一人当たりの年間ケース数」別の虐待ケースにおけるプログラム実施数の割合



3.4.1.3 設置主体および職員体制と保護者支援プログラムの実施状況との関連

保護者支援プログラムの実施について、様々な異なる状況にある児童相談所間での比較を行うに当たり、恣意的でない方法で児童相談所の分類を行うため、Two Step クラスター分析（SPSS 20.0）を用いて、児童相談所をいくつかのグループ（クラスター）に分類することを試みた。

モデルに利用する変数（要因）としては、「設置主体について」および「職員体制について」を用いた。「職員体制について」では、全職員における各職種（児童福祉司、児童心理司、医師、看護師（保健師）、事務担当、その他）の割合を求め、変数として投入した。

クラスター数を自動的に判定したところ、3つのクラスターが生成された。

図表 37 設置主体や職員体制による児童相談所の分類結果

	N	%
クラスター1	42	24.4
クラスター2	23	13.4
クラスター3	45	26.2
欠損値	62	36.0
合計	172	100.0

生成された3つのクラスターについて、「設置主体について」および「職員体制について」における回答傾向より、以下のようなクラスターであると考えられた。

以降、これらのクラスターを「児相3類型」と呼ぶこととする。

● クラスター1（都道府県かつ専門多）

設置主体は「都道府県」もしくは「中核都市」であり、職種別の割合では他のクラスターに比べて「児童福祉司」「児童心理司」が多く「その他」が少ないことから、規模はそれ程大きくないが、専門職が多く、専門的な対応がしやすいグループであると考えられる。

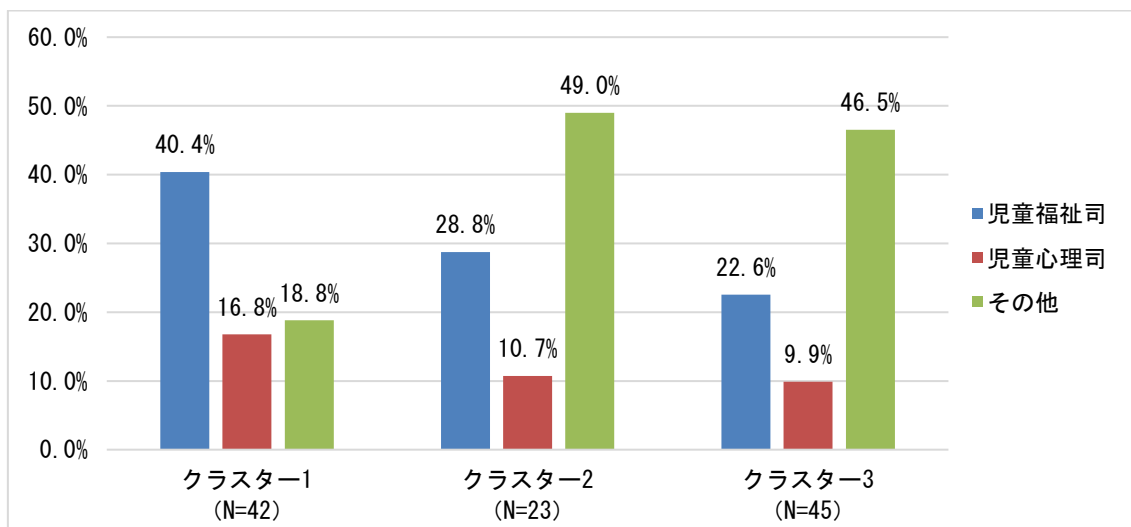
● クラスター2（政令指定都市）

設置主体は全て「政令指定都市」であり、職種別の割合では「児童福祉司」「児童心理司」「その他」のいずれも中程度であることから、規模が比較的大きく、専門職・非専門職と満遍なく職員の揃ったグループであると考えられる。

● クラスター3（都道府県かつ専門少）

設置主体は全て「都道府県」であり、職種別の割合では他のクラスターと比べて「児童福祉司」「児童心理司」が少なく「その他」が多いことから、規模がそれ程大きくなくかつ専門職の少ないグループであると考えられる。

図表 38 児相 3 類型ごとの職種別の割合



図表 39 児相 3 類型ごとの設置主体の割合

		設置主体		
		都道府県	政令指定都市	中核都市
児相 3 類型	クラスター1 (N=42)	97.6%	0.0%	2.4%
	クラスター2 (N=23)	0.0%	100.0%	0.0%
	クラスター3 (N=45)	100.0%	0.0%	0.0%

(ア) 保護者支援プログラムの実施状況との関連

児相３類型と各プログラムの使用状況との関連を調べた結果、クラスター１（都道府県かつ専門多）では「AF-CBT」「独自に開発したプログラム」、クラスター３（都道府県かつ専門少）では「トリプル P」、クラスター２（政令指定都市）ではそれ以外のすべてのプログラムにおいて、「プログラムを使用している」割合が最も高くなっていた。

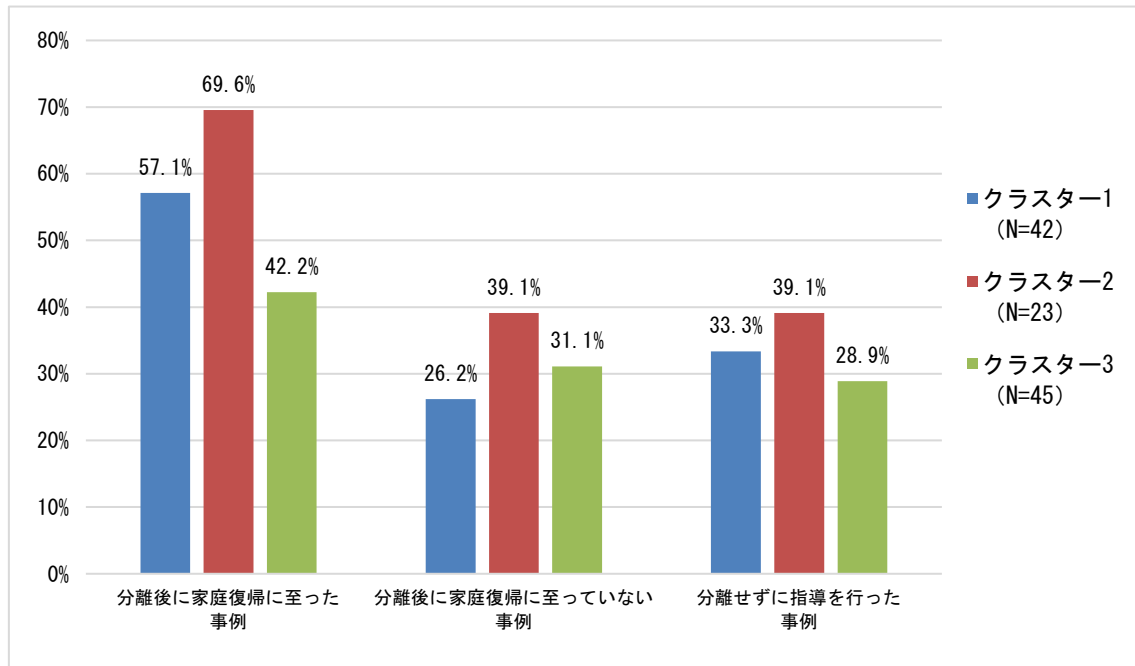
図表 40 児相３類型別の各プログラムを使用している割合

		クラスター1	クラスター2	クラスター3
サインズ・オブ・セーフティ	%	56.1%	60.9%	47.8%
	N	41	23	44
ボーイズタウン・ コモンセンスペアレンティング	%	34.1%	69.6%	25.6%
	N	41	23	43
PCIT	%	7.7%	18.2%	7.0%
	N	39	22	43
CARE	%	20.0%	31.8%	9.4%
	N	40	22	43
トリプル P	%	0.0%	0.0%	4.5%
	N	39	22	44
AF-CBT	%	10.3%	4.8%	4.7%
	N	39	21	43
Circle of Security	%	5.1%	9.1%	0.0%
	N	39	22	43
精研式ペアレントトレーニング	%	22.5%	22.7%	21.0%
	N	40	22	43
動機づけ面接	%	5.2%	23.8%	9.5%
	N	39	21	42
MYTREE ペアレンツ・プログラム	%	2.6%	22.7%	6.8%
	N	39	22	44
その他	%	40.0%	55.0%	34.2%
	N	35	20	38
独自に開発したプログラム	%	25.9%	21.1%	9.1%
	N	31	19	33

(イ) 保護者支援プログラム実施による効果との関連

児相3類型とプログラム実施により効果のみられた児童相談所の割合との関連を調べた結果、「分離後に家庭復帰に至った事例」、「分離後に家庭復帰に至っていない事例」、「分離せずに指導を行う事例」のいずれにおいても、クラスター2（政令指定都市）で最も割合が高くなっていた。

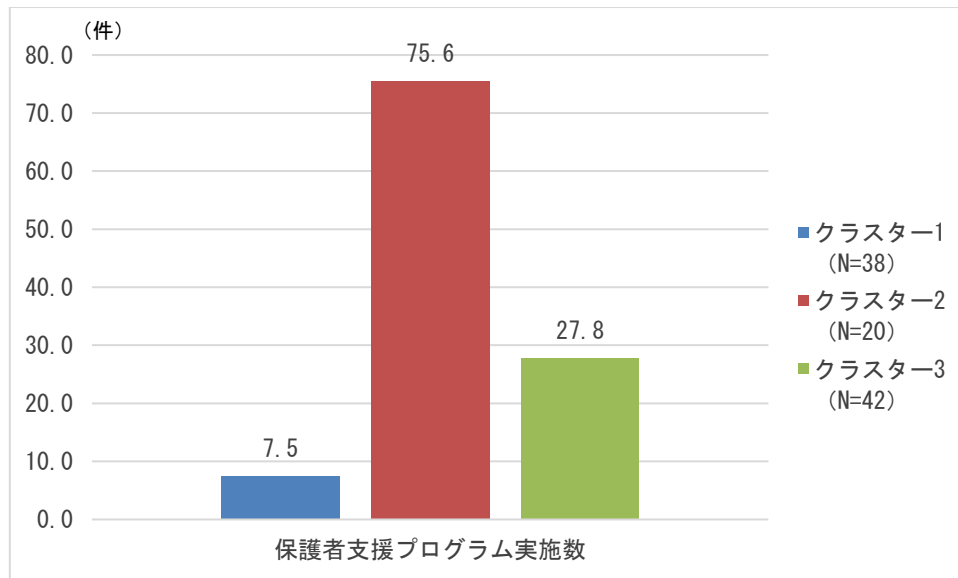
図表 41 児相3類型別のプログラム実施による効果のみられた児童相談所の割合



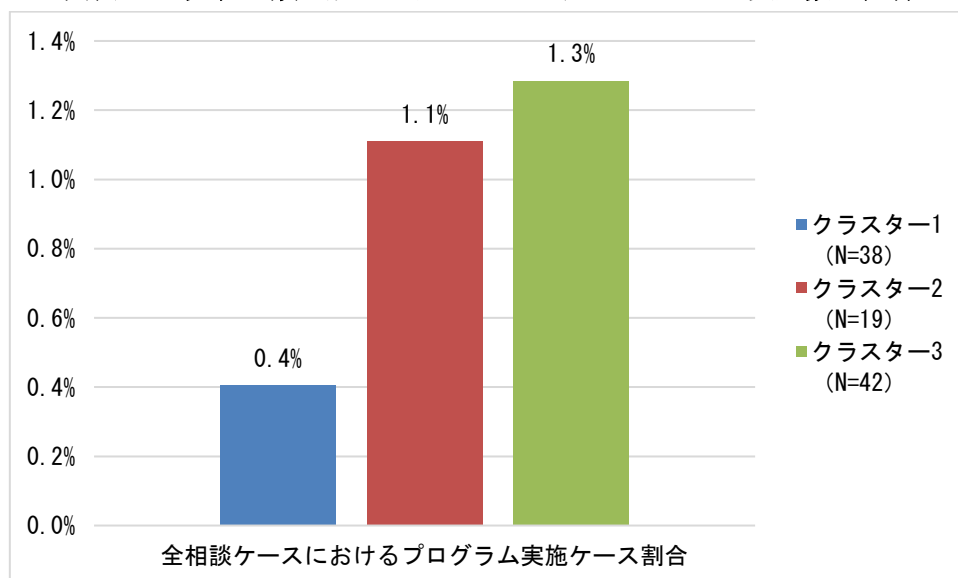
(ウ) プログラム実施数との関連

一方で、児相3類型とプログラム実施ケース数との関連においては、保護者支援プログラム実施数についてはクラスター2（政令指定都市）が最も多くなっていたが、全相談ケースおよび虐待ケースにおけるプログラム実施数の割合については、クラスター3（都道府県かつ専門少）が最も多くなっていた。

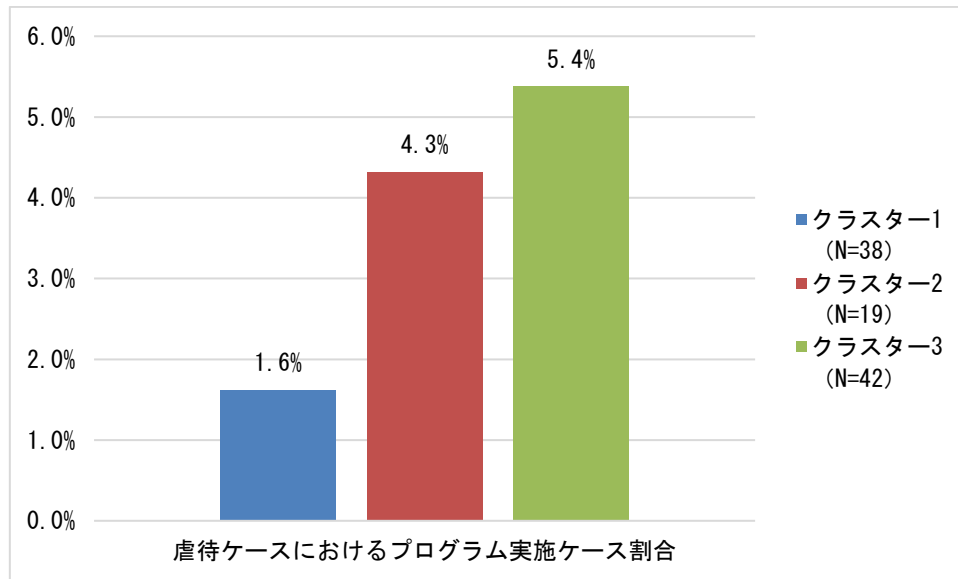
図表 42 児相3類型別の1年間の保護者支援プログラム実施数



図表 43 児相3類型別の全ケースにおけるプログラム実施数の割合



図表 44 児相3類型ごとの虐待ケースにおけるプログラム実施数の割合



3.4.1.4 保護者支援プログラム実施数と職員体制等との関連

今回の調査対象となった 172 の児童相談所を、保護者支援プログラムを実施したケース数ごとに集計した結果が下記の表である。

以下、保護者支援プログラムの実施数と、各児童相談所の置かれた状況等との関連について検討を行った。

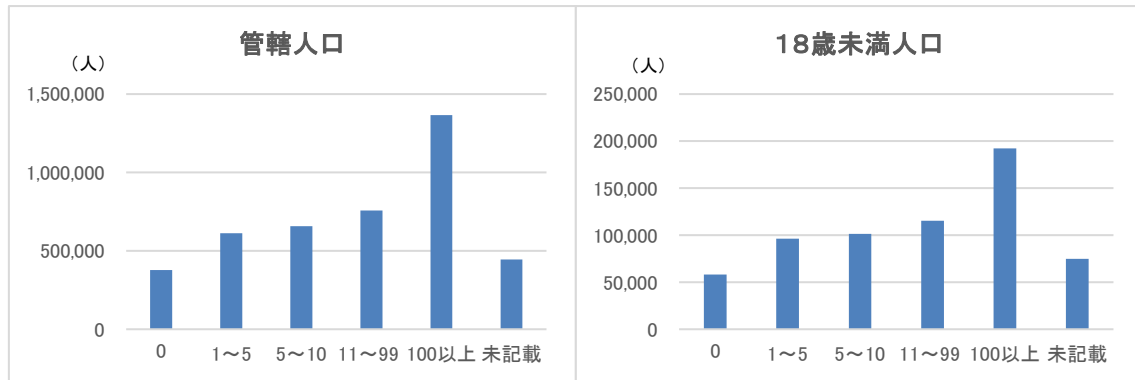
図表 45 保護者支援プログラム実施数別の割合

保護者支援プログラム 実施数	N	%
0	43	25.0%
1～5	50	29.1%
5～10	29	16.9%
11～99	36	20.9%
100 以上	3	1.7%
未記載	11	6.4%

(ア) 管轄地域の状況や相談ケース数との関連

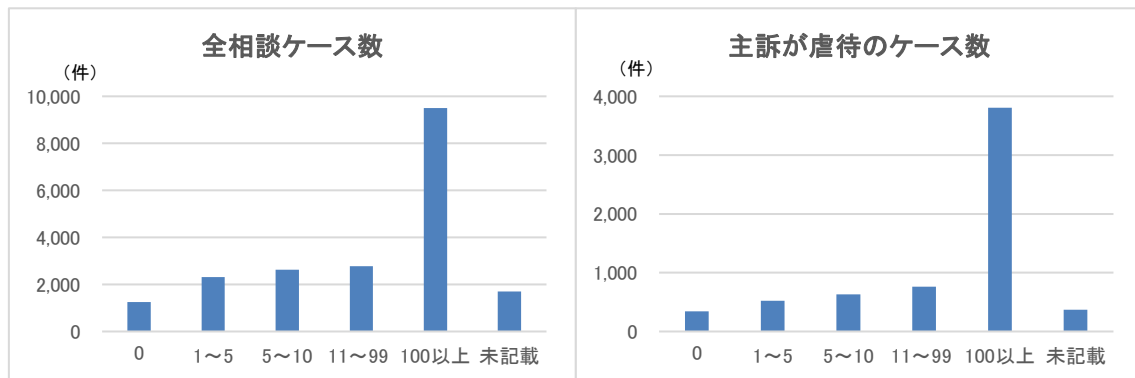
まず、「管轄人口」と「18歳未満人口」との関連をみると、おおむね正方向の比例の関係が示唆されている。

図表 46 保護者支援プログラム実施数別の管轄人口および18歳未満人口



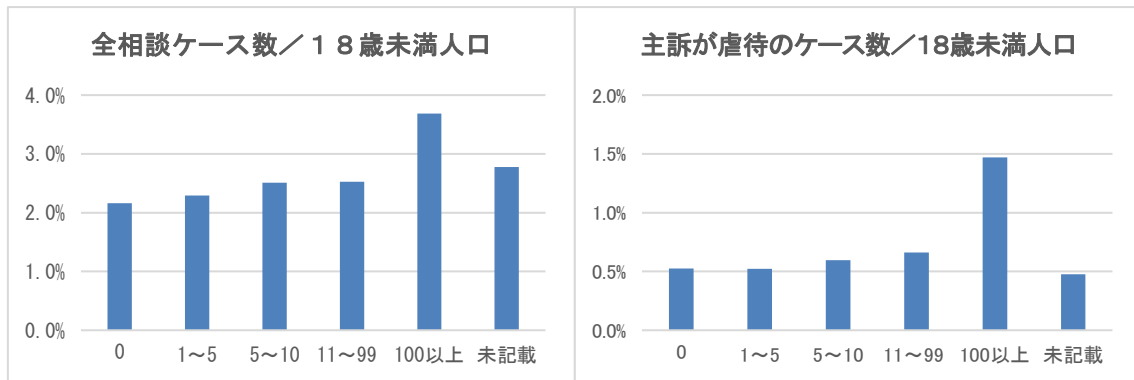
また、取り扱うケース数についても同様の関係が示されている。

図表 47 保護者支援プログラム実施数別の全相談ケース数および虐待ケース数



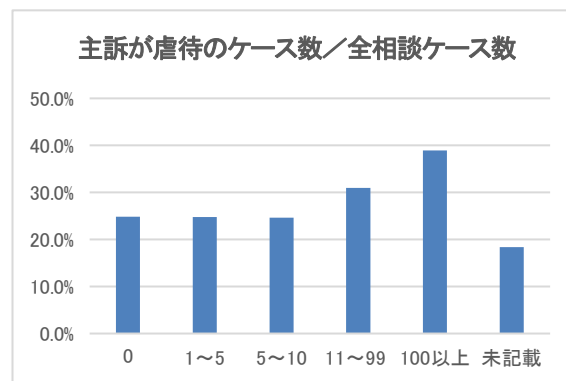
一方で、対象になる18歳未満人口におけるケース数の割合との関連については、緩やかに関連性が見いだせるにとどまる。保護者支援プログラムの実施数が100を超える児童相談所については、明確に他とは差があるように見えるが、該当する児童相談所の数が少ないため、なんらかの特殊性が存在している可能性がある。

図表 48 保護者支援プログラム実施数別の18歳未満人口における全相談ケースの割合



全ケース数における虐待のケース数の割合との関連については、全体的には明瞭な結論は見いだせないが、11以上実施した児童相談所は10以下の児童相談所と比べて虐待ケースの割合が高い可能性がある。

図表 49 保護者支援プログラム実施数別の全相談ケースにおける虐待ケースの割合

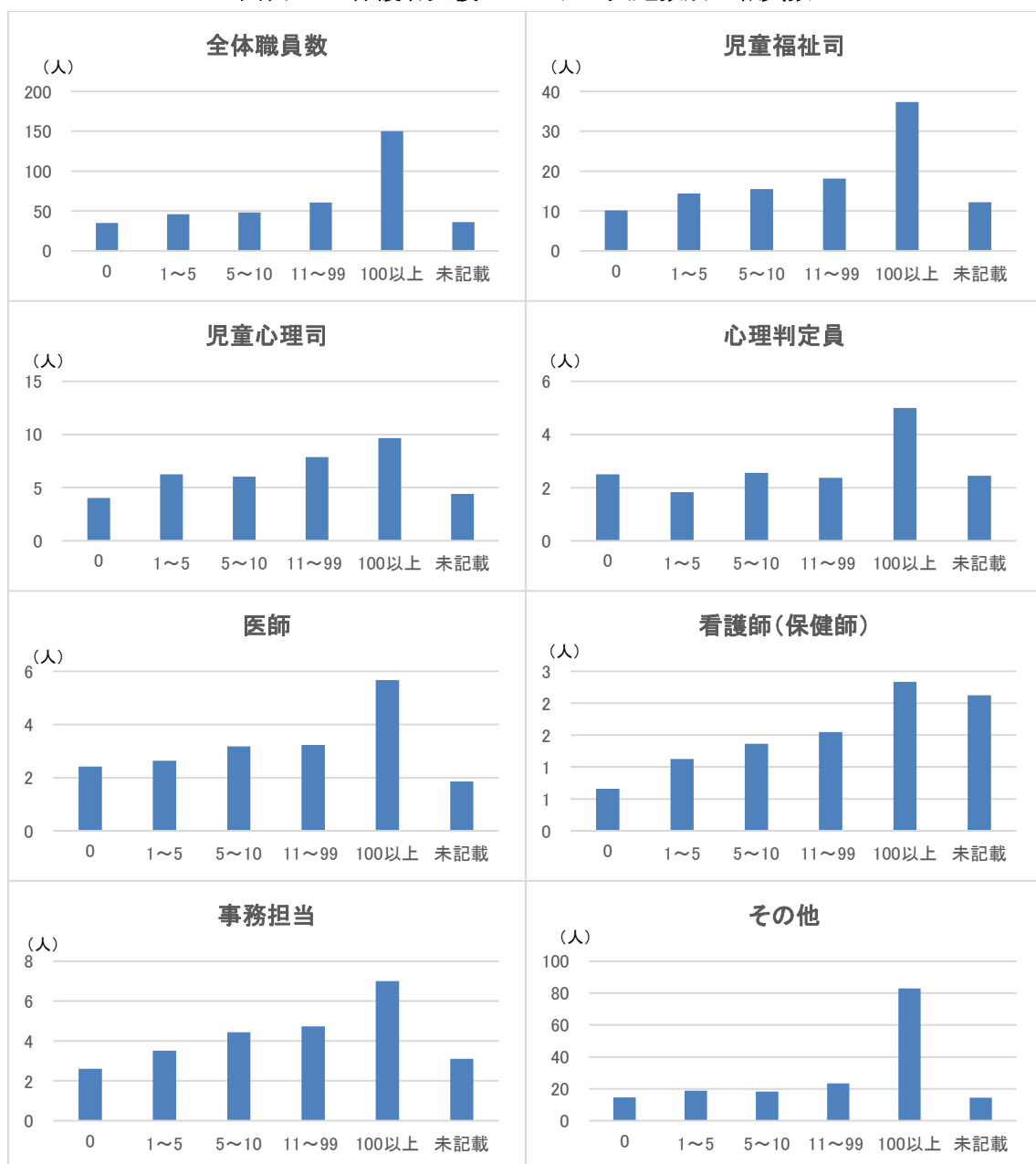


(イ) 職員体制との関連

次に、実施体制の観点から、それぞれの施設の職員数との関係を示したグラフが下記である。

全体的な傾向として、職員が多いほど保護者支援プログラムを実施していることが示されている。特に、全体の職員数・児童福祉司・児童心理司・看護師（保健師）についてはかなり明瞭な関係性が示唆されている。もっとも、職員数が多い施設は同時に管轄する範囲が大きい施設でもあることから、要するに規模の大きい施設は、支援プログラムを実施する傾向にあると考えられる。

図表 50 保護者支援プログラム実施数別の職員数



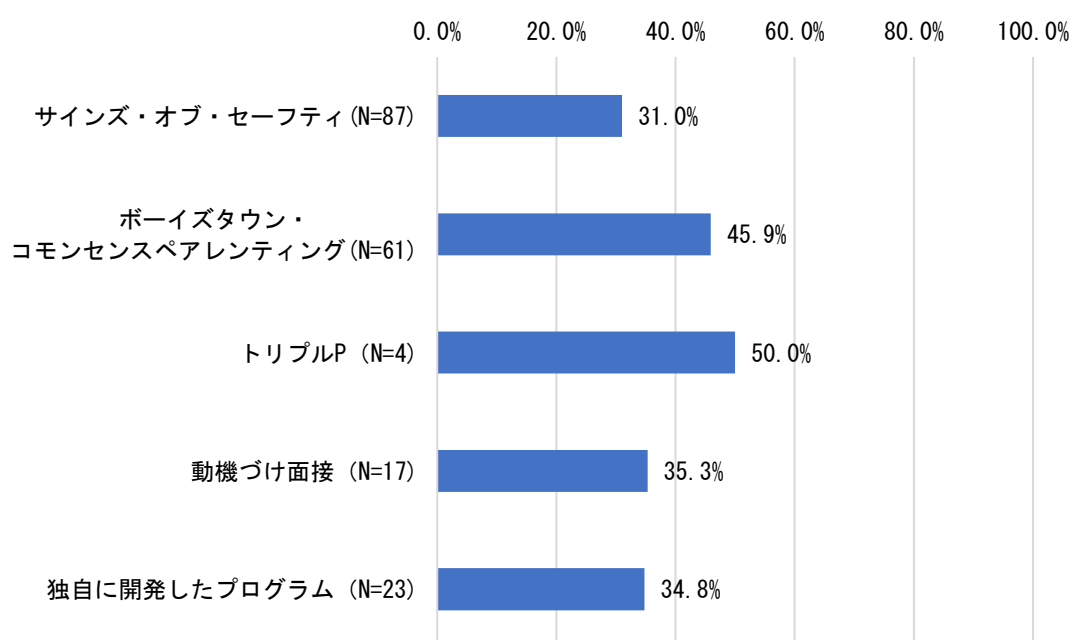
3.4.2 保護者支援プログラム実施上の課題

3.4.2.1 親の参加意欲が低い状況で実施されているプログラムについて

保護者支援プログラム実施時の状況において「親の参加意欲が低い」と回答した割合をプログラム別に見たところ、トリプルPが50.0%と最も多く、次いでボーイズタウン・コモンセンスペアレンティングが45.9%、動機づけ面接が35.3%と続いた。

なお、この結果は、各児童相談所で実際に使用した保護者支援プログラムについての回答を集計したものであり、全てのプログラムを比較しての結果ではないことに留意する必要がある（以降、2～6についても同様）。

図表 51 「親の参加意欲が低い」状況で実施されているプログラム⁵

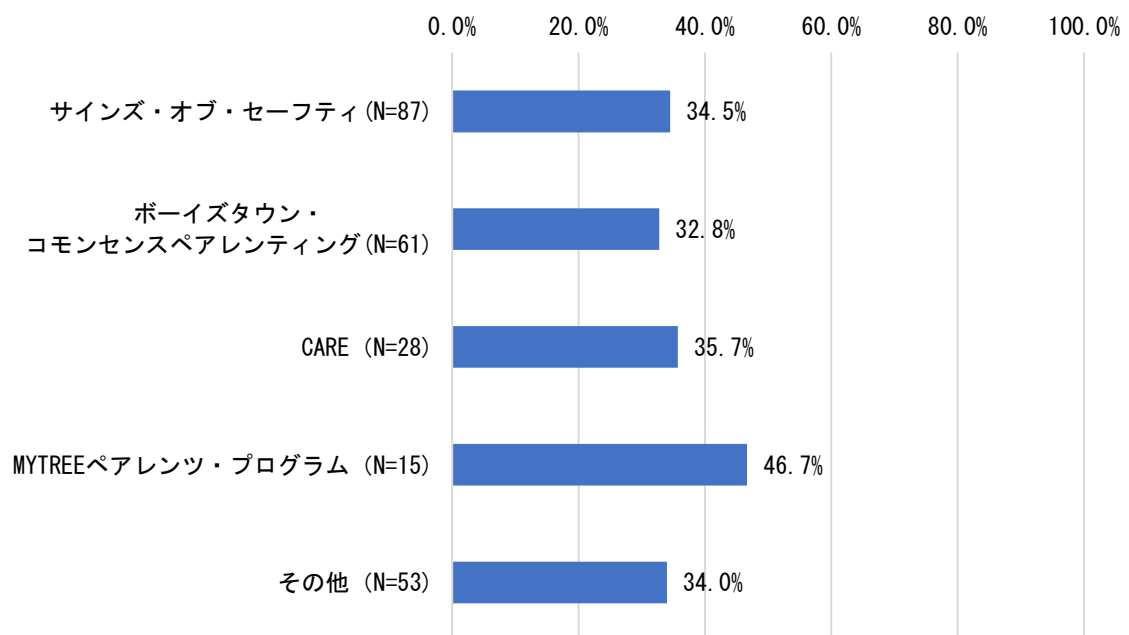


⁵ 上位5位までを掲載

3.4.2.2 親が精神的な問題や障害を抱えている状況で実施されているプログラムについて

保護者支援プログラム実施時の状況において「親が精神的な問題や障害を抱えている」と回答した割合をプログラム別に見たところ、MYTREE ペアレンツ・プログラムが46.7%と最も多く、次いで CARE が35.7%、サインズ・オブ・セーフティが34.5%と続いた。

図表 52 「親が精神的な問題や障害を抱えている」状況で実施されているプログラム⁶

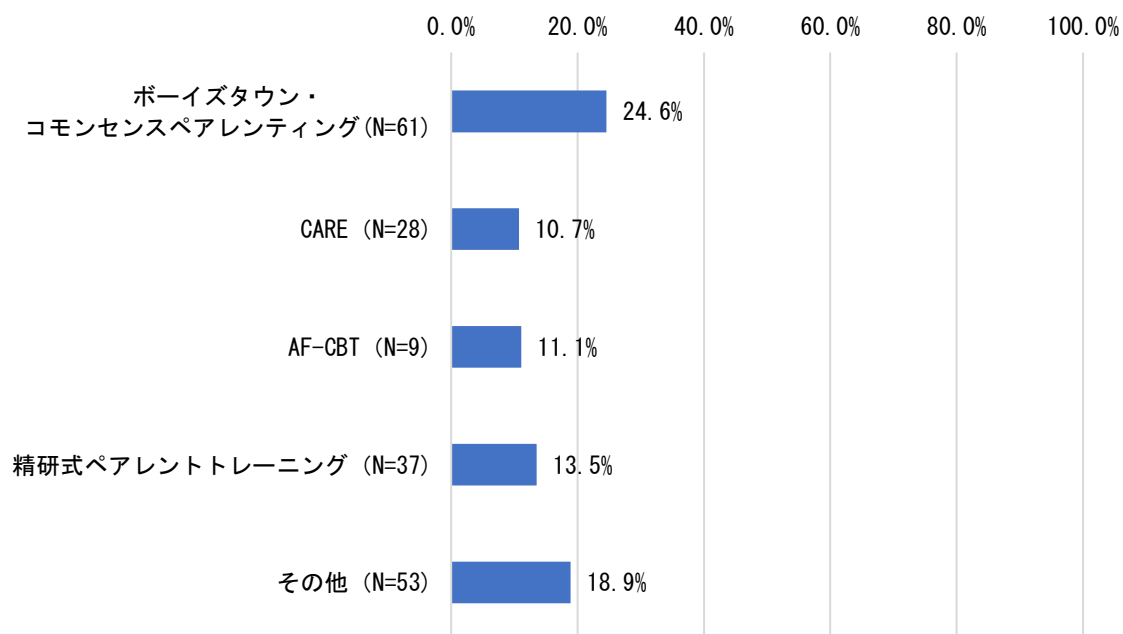


⁶ 上位5位までを掲載

3.4.2.3 参加者がそれ程集まらない状況で実施されているプログラムについて

保護者支援プログラム実施時の状況において「参加者が少ない」と回答した割合をプログラム別に見たところ、ボーイズタウン・COMMONSENSPARENTINGが24.6%と最も多く、次いでその他が18.9%、精研式ペアレントトレーニングが13.5%と続いた。

図表 53 「参加者が少ない」状況で実施されているプログラム⁷

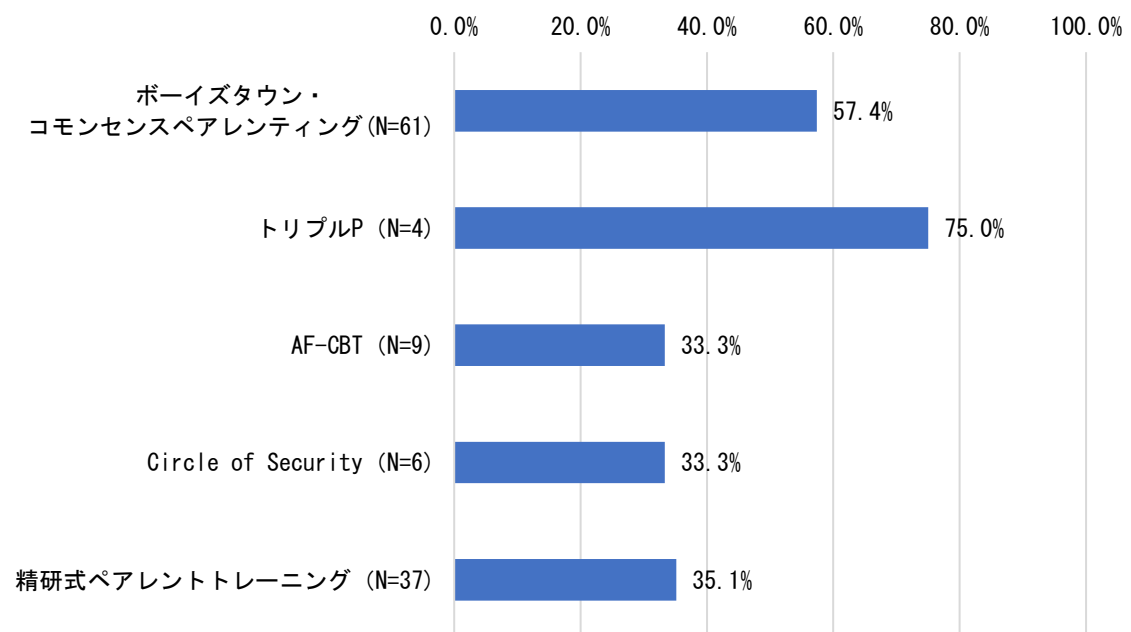


⁷ 上位5位までを掲載

3.4.2.4 長期間の参加が難しい状況で実施されているプログラムについて

保護者支援プログラム実施時の状況において「長期間参加してもらうことが難しい」と回答した割合をプログラム別に見たところ、トリプル P が 75.0%と最も多く、次いでボーイズタウン・コモンセンスペアレンティングが 57.4%、精研式ペアレントトレーニングが 35.1%と続いた。

図表 54 「長期間参加してもらうことが難しい」状況で実施されているプログラム⁸

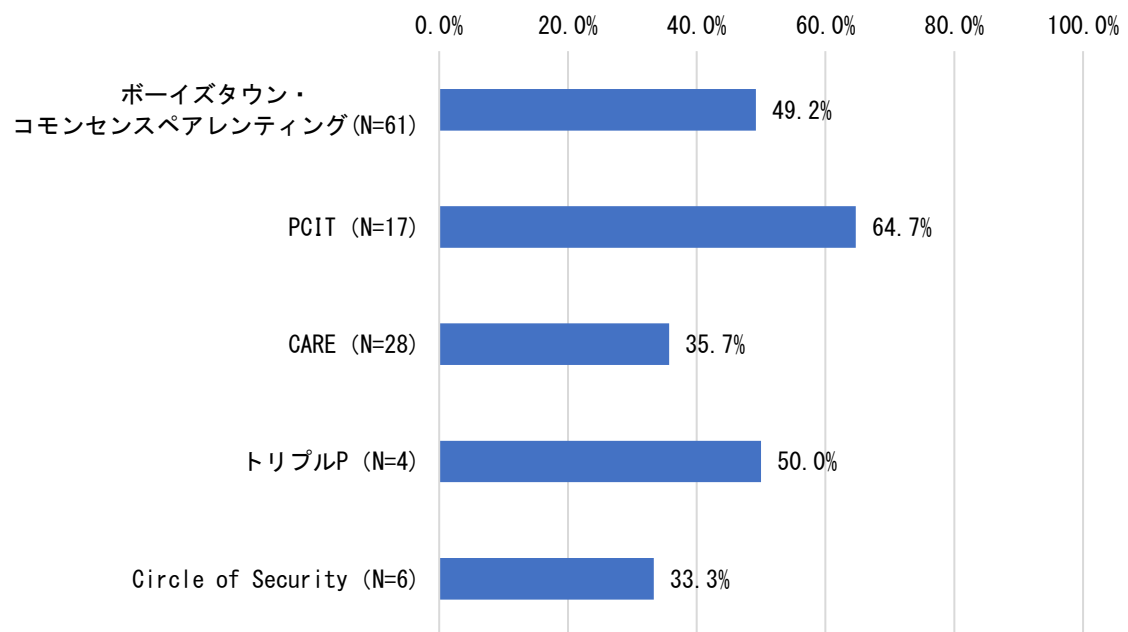


⁸ 上位 5 位までを掲載

3.4.2.5 スタッフの数が少ない状況で実施されているプログラムについて

保護者支援プログラム実施時の状況において「スタッフの数が少ない」と回答した割合をプログラム別に見たところ、PCIT が 64.7%と最も多く、次いでトリプルPが 50.0%、ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティングが 49.2%と続いた。

図表 55 「スタッフの数が少ない」状況で実施されているプログラム⁹

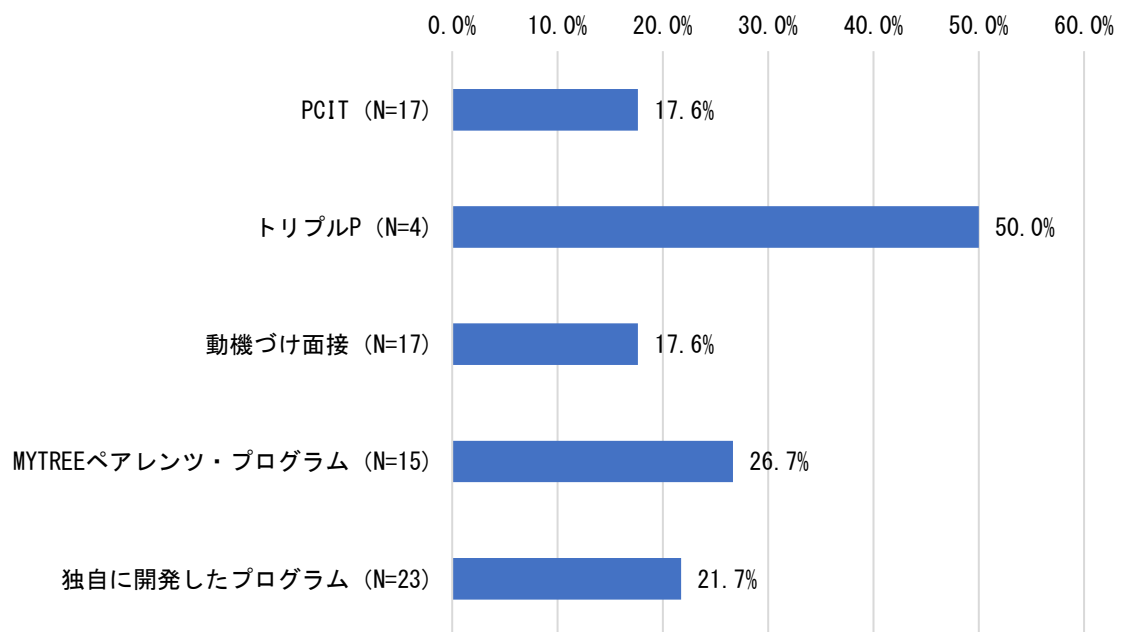


⁹ 上位 5 位までを掲載

3.4.2.6 予算が少ない状況で実施されているプログラムについて

保護者支援プログラム実施時の状況において「予算が少ない」と回答した割合をプログラム別に見たところ、トリプルPが50.0%と最も多く、次いでMYTREEペアレンツ・プログラムが26.7%、独自に開発したプログラムが21.7%と続いた。

図表 56 「予算が少ない」状況で実施されているプログラム¹⁰



¹⁰ 上位5位までを掲載

3.4.3 まとめ

児童相談所の体制と保護者支援プログラムの実施状況との関連については、児童心理司等の職員が十分に配置されている児童相談所や、様々な保護者支援プログラムに取り組んでいる児童相談所において、受付ケース中のプログラム実施割合が高くなり、プログラム実施による効果も比較的出やすい、という傾向が示唆された。

一方で、児童心理司数と受付ケース数との組み合わせでみると、児童心理司一人当たりが抱えうるケース数が多い場合には、効果的なプログラムの実施が難しくなる可能性があることも示唆されたため、保護者支援プログラム実施のための体制づくりにあたっては、地域の状況を合わせて考える必要があるといえる。

3.5 保護者支援プログラムの効果的な実施に関する検討

3.5.1 児童相談所での保護者支援プログラム実施における条件や課題について

児童相談所での保護者支援プログラム実施における条件や問題点について、自由記述から特徴的な結果をまとめた。

3.5.1.1 保護者支援プログラムの使用場面

ほとんどの児童相談所において、保護者の意欲が高い場合、継続支援が可能な場合、再統合において保護者支援プログラム受講を条件としている場合（特に逮捕事例など）、等が挙げられていた。

頻度の多い記述カテゴリ	記述例
保護者の意欲が高い場合	・子どもとの関わり方に困難さや疑問を感じ、具体的なスキルを身につけたいと感じている親に対して用いることが多い。 ・親子関係の改善に意欲をもっており、具体的なスキルを学びたいという思いがあるケースに使うことが多い ・身体的虐待により一時保護した事例で、保護者自身が虐待を認め改善しようとする姿勢を見せている場合など ・保護者自身が自分の養育方法について、変えたいという意欲があるとき。 ・児童虐待ケースで解決にあたって、保護者の考え方、精神状態の改善が必要なケースで、保護者支援プログラムを受けても「子どもを引き取りたい」「家族で暮らしたい」との思いが保護者にある場合。
継続支援が可能な場合	・継続的な関わりが可能で、比較的重症ケース ・虐待ケースにおいて、虐待再発予防の観点から継続的に保護者を支援する必要性がある場合。 ・保護者の継続的通所が見込まれる状態で実施 ・虐待通告で介入した家族の中で保護者に育児についての困り感があり、継続して数回の面接が可能な場合 ・定期的な通所面接が可能で、保護者が子どもとの関係修復を望んでいる場面で使うことが多い。
家族再統合（家庭復帰）を目指す場合	・施設入所中のケースで、家庭復帰へのプログラムの一つとして使う。 ・虐待者への指導場面や虐待を受けて施設入所した児童の家

	族再統合に向けた取り組みの中で使っています。 ・一時保護中もしくは施設入所中のケースについて、家族再統合にむけて使用することが多い。 ・一時保護を行い、家庭復帰を念頭に保護者に助言指導を行う場面。 ・保護後、引き取りの可否を見極める際の一つの判断材料にしたり（これまでの養育をふり返り、改善したいという意欲があるか。）引きとり後の支援の1つとして用いたりする。
--	---

3.5.1.2 保護者支援プログラムの効果について

保護者支援プログラムについては、一定の効果があることが確認された。ただし、実際に決められたアセスメントとプロトコルで効果を評価すること自体が現状の児童相談所では困難であるとの記載も目立った。

頻度の多い記述カテゴリ	記述例
一定の効果がある	・（家族の）課題や強みを保護者と共有できる。 ・支援内容や保護者が取組むことが具体的となり、わかりやすい。（家族の持つストレングスを意識してもらうことができ、ポジティブな支援を展開しやすい。具体的な達成効果をスモールステップで設定することにより、クライアントも支援者もクリアすべき課題を共有しやすい、など） ・保護者の意見を引き出し易く、現実的（保護者が実際に取り組める）で建設的な話し合いができる。 ・保護者の養育スキル向上、親子関係の改善と合わせて、児童相談所と保護者との関係性が良くなる ・現状の支援の進捗状況を多角的に評価でき、支援のネットワークを構築できる効果がある。
効果を得るためには、プログラムに条件が必要	・育児の困り感とプログラムで得られる知識、スキルが合っていれば効果はある。 ・（プログラムの）一部分を抜粋したり、保護者に合わせアレンジしており、元々のプログラムに期待されている効果を図ることは難しい。 ・前提として、ケースワークが適切なケースアセスメントに基づき、進められていることが重要。 ・形式的な実施ではスキル定着や行動の変容は難しい。アセスメントが重要。 ・生活場面でどうプログラムの内容を生かしてもらうのか難しさがある。
保護者の側に条件が必要	・保護者が行動をみなおすきっかけとしては有効。 ・保護者の能力・理解力や意欲が高くないと効果は出にくい。 ・保護者が児相の指導にやむを得ず応じている場合には効果はない。 ・保護者の動機付けができ、継続参加することができれば、適切な養育に効果がある。 ・ペアレントトレーニング、心理教育等に、保護者の視点の認識を変えたり、スキルの向上など効果があるが、元々意

	欲が低い保護者の場合に、効果があらわれにくかったり、持続しにくい印象。
--	-------------------------------------

3.5.1.3 保護者支援プログラムの使い分けにおいて重視していること

子どもに発達障害がある場合、精研式ペアレントトレーニングを実施していると答えていた児童相談所が多かった。それ以外はケースバイケースで対応しておりそれぞれの保護者支援プログラムのエッセンスを取り入れて関わっている、という記述が目立った。

頻度の多い記述カテゴリ	記述例
子どもに発達障害がある場合は精研式ペアレントトレーニングを使用	・ペアレントトレーニングでは、発達障害の子には精研式を検討する。 ・外部委託により、精研式ペアレントトレーニングを実施。 (入所処置から家庭引き取りを目指すケースを対象を絞って、継続して参加できそうな保護者を対象とする)。 ・精研式ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを主に実施している。保護者の認知、知的能力的に問題がある場合には、「行動を3種類に分ける」「肯定的な注目を与える」を中心に指導したり、ペアレントプログラムを実施。サインズオブセーフティは可視化できるため、能力的な問題をもつ保護者も含め、幅広く活用できる。
事例によって一定の分類を行う	・施設入退所ケースは、子どもや家族の暮らし全体をみる必要があるのでニーズシートを使っている(具体的な方針が出しやすい)。困ったことに焦点をあてて、解決をしていくという時は、サインズオブセーフティを使っている。 ・トリプル P は子どもの問題行動に焦点化している場合に実施することが多く、CSP は子育て全般について保護者に学んでもらう必要性のある時に実施 ・サインズオブセーフティや安全の輪、安全パートナーリングの考え方は基本的なものとして、プログラム実施していないケースでも意識し、導入の機会を常にうかがっている。その上にその他のプログラムをのせていく。 ・・逆境的、被虐待的な半生をおくった母に MYTREE を。・養育スキル等のぜい弱な母には CRC を。・順序的には MYTREE→CRC が良いかと考えていた。・暴力的な躰を肯定する父には男親塾を案内している。 ・保護者が子育てのスキルを身につけることに重点を置く場合と、内的な葛藤に焦点を当てる場合、また、個別かグループかにも配慮が必要。
使い分けに優先する判断基準・条件がある	・対象の保護者の能力やモチベーションを評価して、受け入れ易いものを選択する。ただし、プログラム有資格者が居

	るか居ないかで選択の幅は限られるのが現状。 ・使い分けはしない（ケースワークの方法論で基本の考えであるため）。 ・支援の実行性を重視。 ・保護者の知的能力や精神的偏りの程度にプログラムの成否が依存すると思われることに加えて、参加 日数（頻度）によってよりのをしぼって部分的に実施する方が効果的と思われる。 ・使い分けるほど保護者プログラムを習得できていない現状。
--	---

3.5.1.4 保護者支援プログラムを行う上で困難な点

ほとんどの児童相談所で職員の不足が挙げられていた。児童相談所1つあたりの保護者支援プログラムを実施するスタッフの数は平均で5.8人であった。

頻度の多い記述カテゴリ	記述例
職員の数や経験が不足している	・限られた人員の中、緊急の対応や、ケアが必要な児童への対応に追われる中、人員確保が難しい。人員増が望まれる。 ・実際に行っていくためには積み重ねが必要だが、実践での人材育成がむずかしい。専門スタッフはいないので、通常の業務にプラスされるため特定の人に負担がかかりやすい。（他に、児相側に人と時間の余裕がないため、プログラムの内容が深まりにくい） ・親子関係再構築支援の専属チーム等がなく、家庭分離を実施した担当者が敵対的な関係性のまま保護者支援を行わなければならないため、そもそも支援関係の構築が難しい場合が多い。 ・専従部署がないため、スタッフ・時間とも確保するのが難しい結果、ケース数に制限が生じている。 ・職員の異動があるため、担当者、導入時期のタイミングをどうするか。（他に、人事異動による人材の流出）
プログラムの回数・内容の適用可能性の限界	・継続して来所し、プログラムを受けることが難しい保護者が多い。平日の日中が多いため仕事を休んで来所してもらうことは特に難しい。 ・回数の多いもの。保護者の負担が大きいもの（保護者の理解力が日常生活の忙しさに見合わない宿題等）は中断を招きやすい。 ・CAREは全体を2回で実施することで、何とか参加可能。PCIT、AF-CBTは十数回継続して通所することが困難で意欲が高い人や里親などの適用に限られている。
保護者のモチベーションの維持のための対応の不備	・時間がかかることとすぐに効果があるとは限らず保護者のモチベーションを維持できずに中断してしまうことがある。 ・精神疾患や知的障がいのある保護者の場合、約束の時間に来所できない、プログラムを実施するスタッフに慣れるまで時間がかかるなどがある。 ・連続参加が必要なプログラムは、保護者のモチベーションの維持、会場の利便性、同伴児の保育体制の確保など、十

	分な体制が不可欠。 ・被害意識が強く、感情的に対立している保護者には、プログラムは成立しにくい。保護者が児相に嘘をついていた り、隠しごと（隠れたニーズがある）がある場合、プログラムを進行させてもうまくいかない。 ・心理教育に対して抵抗感を感じる保護者が多く、定期的に 時間をとることを嫌がるため、抜粋して一部のみ教える関 わりになりやすい。
--	---

3.5.1.5 保護者支援プログラムに関する研修について

保護者支援プログラムの研修は外部の研修または外部講師を招聘し、その費用は児童相談所で負担されているところもあったが、多くは自費で研修を受けていた。また、研修を受けても人事異動で別の部署に行ってしまうという問題点も指摘されていた。

頻度の多い記述カテゴリ	記述例
外部の研修に派遣・外部講師を招聘	・職員は予算・日程ともに、外部の研修へ参加する機会が与えられている。 ・派遣研修として、外部機関主催の研修に参加することになっている。 ・所内研修で外部講師を呼ぶ。職員が外部研修に参加するなどして支援プログラムを修得する。 ・コモンセンスと精研式は、公費出張で研修を受講している。SofS については、年 1 回外部講師をまねいて所内研修を行なう。 ・家族再統合事業担当の 2 名は年 1 回公費で研修をうけられるようになっているが、保護者支援プログラムに特化している訳ではない。
職員が自費で研修を受講	・個人的に参加しており、参加費用も個人負担。 ・定期的な研修は県内では行えておらず、スタッフ個々人が外部団体の行う研修に参加している。 ・CSP のトレーナー研修を県主管課が主催して実施したこともあったが、予算の問題から継続的に実施できなかった。現在は、効果を実感している職員が、自前で研修に参加し実施。 ・職員が自分の関心で参加した研修で学んだプログラムを実施している。年 1 回程度、県主催の研修もあるが、組織的に継続して取り組んでいるとまでは言えない。 ・(家族再統合事業担当以外の職員は) 研修参加も状況次第であり、その人の意識の持ち方によってしまっている。
職員が内部で伝達することがある	・「サインズオブセーフティ」や「コモンセンスペアレントトレーニング」の専門研修を受講した職員が中心になり、所内研修をしている。 ・CSP については年に 1 回トレーナー資格を持つ職員が講座を実施している。しかし、実施スタッフ（トレーナー）としての研修は希望者が自費で受講することとなっている。

	・所外で研修を受けて、その内容を主にケースに対応する中で所内で周知を図っている。(他に、ベテラン職員から業務を引き継ぐ) ・共通で利用できるテキストを用意し、後はプログラムを実施する中でその都度教えながら進めている。 ・事例のスーパーバイズやケース検討の中で支援技術の向上を図る。昨年度、サインズ・オブ・セーフティは、外部講師を招いて所内研修を行い、今年度は職員が講師となり所内研修を行った。
--	--

3.5.2 保護者支援プログラムの効果的な実施について

3.5.2.1 保護者支援プログラムの実施による効果がみられた要因について

ケース票における「保護者支援プログラムの実施により効果のみられたケース」（詳細は「2. 保護者支援プログラムを効果的に実施している例」に掲載）の分析により、効果がみられた要因として考えられることについて、以下のようにまとめた。

カテゴリ名	記述例
・保護者の参加意欲が高い （児相側の働きかけによる場合も含め）	①分離→家庭復帰できたケース ・母は参加意欲高い。出産後 1 ヶ月程度で早く再開したいとの希望もあった。 ・母が「子どもを返してほしい」「このままではだめだ。なんとかしたい」という思いを強く持っており、意欲的にプログラムに取り組んでくれた ・継母は虐待を反省。自分自身を変えられるようなプログラムを自ら希望したため、MYTREE を紹介。意欲は高く導入はスムーズ。
	③在宅で見守る中で、親の変化があったケース ・実母は意欲的に行っていた。 ・プログラムへの参加意欲を SC が高め、両親が安心して参加できるように託児もするといった、プログラムを効果的にするための心理面・環境面の配慮が重要だったと考えられる。 ・毎回開始時刻前に来所し、プログラム中も意欲的にとりくんだ。
・保護者がプログラムを理解できる（児相側の働きかけによる場合も含め）	①分離→家庭復帰できたケース ・養父の受講意欲が高かったこと、父の状態像的にもプログラムの理解が可能であったことから、効果が得られたと考えられる。 ・母は知的にも高い人であり、プログラムで学んだことを十分に理解し、それを実際の生活場面でどのように応用させるかをよく考えて実践してくれたことも要因としてあげられる。 ・参加意欲を高めるための工夫として日本の育児を知ってもらっただけでなく、母の母国の育児を教えてほしいと投げかけ、相互理解を重視したこと、テキストや修了証をオリジナルで作成し、日本語を読むのが苦手な母に分かりやすいようにした。

	③在宅で見守る中で、親の変化があったケース ・理解しにくい内容については、支援員が見本となるように先にロールプレイをするなどして、母の負担を減らし、快い時間になるように工夫した。 ・CAREについては取り組みやすいよう、6つのスキルを1回1回1つずつ取り組んでいく形をとった。
・児童相談所や他の参加者が、保護者の話を聞き、受け止めてあげている	①分離→家庭復帰できたケース ・喜びや苦労をスタッフが聞き共感し、承認することが、実母の自信につながり、児相との信頼関係を構築できた。 ・子育ての苦労や夫婦関係について話をし、それを受けとめてきいてもらうという体験を通して、自分自身を受け入れられるようになった ・ファシリテーターが参加者の話を受容的に受け止めることで「安心して語れる場」で「語る」
	③在宅で見守る中で、親の変化があったケース ・セッション中は、母の苦労を支援員ともに聞きねざらったりする。 ・母親は仕事が忙しい中、通所していることを労いながら。子どものよい変化（服薬も開始）、母のかかわりの変化に着目させるなどして、モチベーションを高めるようにした。
	①分離→家庭復帰できたケース ・来所ペースが2～3週間に1度から、2～3か月に1度になったが、間を児童心理司が家庭訪問で繋ぎながら、関係を維持している。（約2年継続中） ・概ね1年通所を継続し、子どもの問題行動が減じ、親子のトラウマ体験の共有、子どもの行動への理解など効果が見られた。
・保護者が継続して通所（参加）できている	②分離→家庭復帰には至らなかったが親の変化があったケース ・宿題にも毎回取り組み、仕事が遅くなってもサボらずに最後まで通うことが出来ていた。 ・全6回のセッションを最後まで継続することができ、いずれも意欲的に取り組んでいた。 ・母はまじめな性格で休まずに通う。

	③在宅で見守る中で、親の変化があったケース ・決めた日時は守って参加した。 ・母の都合で延期となることもあったが、最終回まで実施。参加するとシールを貼ることを母も喜び、ロールプレイングでは母をほめることを意識して行った。母は前回受講できたことが自信になったようで、2～3年後にも「本児のために子育ての仕方を勉強した」と口にすることもあった。
--	---

3.5.3 まとめ

保護者支援プログラム実施による効果がみられたケースには、「保護者の話を聞き、受け止めてあげること」等の関係づくりに関する部分、「プログラムの受講が家庭復帰の条件として提示されていること」「保護者の参加意欲が高いこと」等の動機づけに関する部分、「保護者がプログラムを理解できること」「保護者が継続して通所できること」等の実際のプログラム実施に関する部分、等が共通する特徴としてみられた。

また、参加意欲やプログラムの理解に関しては、当初はそれ程意欲や理解度が高くなかったが、児童相談所側からの働きかけによりそれらを高めることのできたケースもあるため、保護者との関係づくり・動機づけ・プログラム実施等の各段階において、児童相談所がどのように対応すべきかについての手順を明確にしていく必要があるといえる。

一方で、保護者支援プログラムを効果的に実施するために解決すべき課題として、職員数の不足、研修のための予算の不足、効果検証が不十分であることなども示唆されたため、これらについてどのように考え、対応していくかについても検討の必要がある。

第4章 考察

4.1 アンケート結果のまとめ

4.1.1 児童相談所全体の状況

児童相談所における保護者支援プログラムの使用状況については、先行研究（加藤ほか,2014）ではコモンセンスペアレンティング（神戸少年の町版を含む）の割合が 5 割弱あり、それ以外のプログラムはいずれも 3 割未満であったのに対して、本調査ではサインズ・オブ・セーフティが 5 割以上、ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティングが 3 割以上と、複数のプログラムを用いる児童相談所が増加している傾向が伺われた。

一方で、名前を挙げたもの以外のプログラムや、独自に開発したプログラムを用いている所も一定数あったことから、実際に用いているプログラムの内容等についてさらに検討を行うことで、効果的な活用の仕方についての示唆が得られる可能性がある。また、多くの児童相談所が、他の児童相談所で独自に開発されたプログラムについて、効果があれば取り入れたいと考えていることも確認されたため、効果のみられた事例を収集し、広く周知していくことの意義は高いと考えられる。

4.1.2 児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況に関する検討

児童相談所の体制と保護者支援プログラムの実施状況との関連については、児童心理司等の職員が十分に配置されている児童相談所や、様々な保護者支援プログラムに取り組んでいる児童相談所において、受付ケース中のプログラム実施割合が高くなり、プログラム実施による効果も比較的出やすい、という傾向が示唆された。

一方で、児童心理司数と受付ケース数との組み合わせでみると、児童心理司一人当たりが抱えうるケース数が多い場合には、効果的なプログラムの実施が難しくなる可能性があることも示唆されたため、保護者支援プログラム実施のための体制づくりにあたっては、地域の状況を合わせて考える必要があるといえる。

4.1.3 保護者支援プログラムの効果的な実施に関する検討

保護者支援プログラム実施による効果がみられたケースには、「保護者の話を聞き、受け止めてあげること」等の関係づくりに関する部分、「プログラムの受講が家庭復帰の条件として提示されていること」「保護者の参加意欲が高いこと」等の動機づけに関する部分、「保護者がプログラムを理解できること」「保護者が継続して通所できること」等の実際のプログラム実施に関する部分、等が共通する特徴としてみられた。

また、参加意欲やプログラムの理解に関しては、当初はそれ程意欲や理解度が高くなかったが、児童相談所側からの働きかけによりそれらを高めることのできたケースもあるため、保護者との関係づくり・動機づけ・プログラム実施等の各段階において、児童相談所がどのように対応するべきかについての手順を明確にしていく必要があるといえ

る。

一方で、保護者支援プログラムを効果的に実施するために解決すべき課題として、職員数の不足、研修のための予算の不足、効果検証が不十分であることなども示唆されたため、これらについてどのように考え、対応していくかについても検討の必要がある。

4.1.4 アンケート結果の活用について

児童相談所における保護者支援を効果的に行うための支援として、アンケート結果に基づき、保護者支援プログラムの実施に関するマニュアルの作成を行った。マニュアルでは、現場で新たに保護者支援に携わるスタッフの研修等に用いることを想定し、具体的な事例を示しながら、保護者支援プログラムの実施の流れや重視すべきポイントについて説明した。作成したマニュアルについては、ホームページに掲載し広く周知するが、その後、動画による説明やセミナーの開催等を行うことで、現場の方の活用を支援していくことも必要であると考えられる。

また、プログラム実施の具体的な事例については、さらに詳細なテキスト分析等を行うことで、効果の内容や要因について量的に把握すると共に、職員体制やケース数等の他の指標との関連性を検討することが可能になると考えられる。

さらに、独自に開発された保護者支援プログラムを用いているケースについては、プログラム作成者の了承を得た上で、既存のプログラムと同じように、保護者支援のための効果的なツールとして紹介していくことを検討している。

4.2 児童相談所における保護者支援プログラムをより効果的に展開

するための政策提言

児童相談所において、保護者支援プログラムをより効果的に展開するためにどうすればいいのか、その政策提言をまとめた。

4.2.1 児童相談所の構造的問題

調査の結果からも、児童相談所における保護者支援プログラムの実施を困難にしている主要な要因は人員の不足と考えられる。アメリカでは保護者支援プログラムを実施する部門が別にあることを考えれば、専門性のある職員に限られた中で、調査（事実の聞き取りや安全確認）と保護者支援プログラムを同じスタッフで実施しなければならない構造では児童相談所における保護者支援プログラムの実施率は上がらないであろうし、それによって虐待の再発率が下がることは期待できないであろう。

人手が足りていない現状では、子どもの安全確認・保護が優先され、保護者支援プログラムの研修を受ける時間が取れないのは当然のことである。したがって、児童相談所における保護者支援プログラムの実施をより確実なものとするためには、まず保護者支援プログラムをはじめとする家族支援に専門的に取り組む人員の確保が必須である。

このような状況を改善するためにいくつかの児童相談所では保護者支援プログラムを外部委託しているところも見受けられたが、外部委託することでどの程度効率性が上がるのか、新たに提起される問題はないのか、など慎重な検討が必要である。

今後は保護者支援プログラムを実施することでどの程度虐待の再発が減るのか、それによる費用対効果はどの程度なのか、を明らかにすることで児童相談所における人員拡充の根拠を示すことが求められるであろう。

4.2.2 児童相談所のスタッフのスキルアップ

児童相談所の全てのスタッフが保護者支援プログラムを実施することができない、研修を受けることができないことも問題である。上記の人員の問題とも重なるが、直ちに人員を増やすことが難しいのであれば、現状のスタッフで保護者支援プログラムを実施できる職員を増やすことが求められる。その場合、外部において研修を受ける、または外部講師を招聘する、というやり方では経費の問題でいつできなくなるとも限らない。そこで、児童相談所のスタッフが直接他のスタッフを教育できるようにすることが望ましいだろう。

さらに、個々のケースへの対応という視点だけではなく、全体としてどの程度効果があるのか、という集団における効果をみる視点を児童相談所のスタッフが持つことも求められる。臨床においても個別性から集団における効果ということでエビデンス・ベースド・メディシンが発展してきたように、個々のケースについてある程度標準化された

やり方できちんと関わり、その効果を同じ尺度で測定することによって、全体としてその関わり方がどの程度効果があったのか、を検証するマインドを児童福祉に関わるスタッフが持てるような研修も必要と思われる。

一方で、各ケースにおいて、夫婦関係の問題、金銭問題、メンタルヘルスの問題などが背景にあるため、保護者支援プログラムで解決できる問題ではない、といったコメントも多く見られた。これらの問題は児童相談所だけで解決できる問題ではないことは自明であり、他機関連携が求められる。そのような他機関連携と並行して保護者支援プログラムを実施する視点も必要だろう。

4.2.3 取り組みやすく効果のある保護者支援プログラムの開発

費用などの問題もあり、さらに多くの児童相談所にコストがかからない形で国が保護者支援プログラムを展開させる場合、独自に開発する必要がある。今回の調査で、愛知県など独自の保護者支援プログラムを開発し実施している自治体があることがわかった。このような保護者支援プログラムを国として横展開することは効率的であり理にかなっていると言える。まずはその効果についてランダム化比較試験などを実施し、どのようなプロトコールで実施した場合にどの程度の効果があるのか、についてのエビデンスを構築する必要があるだろう。

第5章 資料

5.1 保護者支援プログラムを効果的に実施している例

「保護者支援プログラムの実施により効果のあったケース」の中で、特徴的と思われるケースについて、個人が特定できないように加工した上で以下に示す。

5.1.1 分離→家庭復帰できたケースの例

① ボーイズタウンコモンセンスペアレンティング

事例 1

- ・一時保護中の保護者面談で父から養育についての不安が聞かれたため、一時保護解除の条件としてコモンセンスペアレンティングを開始する。父も養育について知りたがっていたためスムーズに開始。
- ・個人参加で DVD を用いて行う。毎回前項目の振り返りを父の実践を聞きながら行う。上手くいっている点、改善した方がよい点などを話す。父は「(その振り返りが) 自分への戒めと養育に関してのリフレッシュになる」と話して積極的な態度であった。
- ・宿題も忘れることなく取り組んできていた。
- ・参加意欲を高めるために、まず父の養育を肯定していくことを心掛けて話すようにした。
- ・プログラムの回数が終わっても、父から「養育について話を聞いてほしい」と自発的に面接を望むようになっていった。プログラムの中で、子どもに対する不適切な行為は発現することは無くなった。
- ・これまで子どもらへの関わり方が分からなかったが、具体的な例や父の実践に基づいて養育方法を習得することができたことにより、不適切な関わりをする必要が無くなったと思われる。

事例 2

(1) プロセス

- ①警察からの虐待通告（身柄付通告）→児童を一時保護した。
- ②実母と面接を重ね、児童の生育歴や実母の困り感を聴取した。
- ③児童について一時保護所で行動観察。心理検査及び精神科受診を実施。
- ④関係機関に調査実施。（社会調査）
- ⑤実母は虐待していたことを認め、児相の精神科 Dr のカウンセリングを受け、助言を受入れた。
- ⑥総合的に判断し、家庭引取と児童福祉司指導を決定し、コモンセンス・ペアレンティング（以下「CSP」という。）を実施することとした。

(2) 実施内容

CSP…個人参加。3 か月半の間に 6 回。児相にて実施。

予算…特になし。

スタッフ…虐待対応 SV、担当福祉司及び心理司

効果測定…セッションの前に、実践状況を振り返る。セッション直後に感想を聞き、次回までの宿題を出す。

(3) 参加意欲

児童と共に来所させ、児童に対してはプレイセラピーを心理司が行い、実母にフィードバックし、必要に応じ助言した。ロールプレイに真剣に取り組むなど、参加意欲は高かった。

(4) 効果

実際に起こりうる場面を想定しながら、役割を演じたり（予行演習）、すぐに子どもとの関わりの中で実践し、成功や失敗をくり返しながらしつけのスキルアップが図れた。その喜びや苦労をスタッフが聞き共感し、承認することが、実母の自信につながり、児相との信頼関係を構築できた。

事例 3

- ・本児が養父からの身体的虐待を訴え、一時保護をした事例。
- ・保護期間は 6 日間。養父は祖父母宅に別居する形で一時保護を解除し、養父は CSP の受講をしていくこととなった。
- ・本児には「3 つの家」を用いて面接をし、その結果を母、養父とも確認をした。養父からも暴力については反省している旨の発言が聞かれ、叩かない子育ての方法を学習するプログラムがあることを提案。養父からも受講したい旨の話が聞かれた。
- ・CSP は養父のみの参加。担当福祉司が行い、計 6 回、3 か月程度で行った。その間に母子面接も行っている。
- ・養父自身、もともと参加意欲が高く、「自分の足りなかったことが分かった」と効果も感じていた。今までの自身のカットとなる場面等の振り返りも可能であった。また、DVD の意図の理解もよい。養父からはやってみた上での難しさも面接で共有ができ、宿題の実施も良好。
- ・本児からも「褒めてくれた」「父と一緒に何かをすることが楽しい」との話が聞かれた。本児にも養父がプログラムを受講している旨は伝えており、養父面接と本児面接は別日ではあるが、連動して面接を実施できた。経過を伝えながら、本児と養父との関係をつくっていったことで、本児の父に対する恐怖心が弱まり家庭復帰に至った。
- ・養父の受講意欲が高かったこと、父の状態像的にもプログラムの理解が可能であったことから、効果が得られたと考えられる。

- ・（養父と本児の関係性も改善し、児相との関わりは終結となったが、終結から約 8 か月後、養父からの心理的虐待、身体的虐待が再発した。）

事例 4

①関係機関からの通告。

弟の足を踏んで母に怒られ左頬、上下肢を叩かれ、職権一時保護。母はやりすぎたと反省。家庭引き取り後、通所指導開始。兄に手をあげることはなくなっているが 気分の波が大きい 暴言をはく 姉弟ケンカが激しい等の話が多く、臨機応変に動けない自分にふがいなさを感じるとのこと。CSP を通して、その場の状況にあった声のかけ方を学んでもらうため、CSP を勧めた。

②個人参加、X 年 2 月～X+1 年 4 月に終了。（計 17 回実施）

こども家庭センターで実施。8000 円／1 回、外部機関に委託。毎回カウンセラーより宿題を出す、次の回でふりかえりを実施。

③参加意欲は高かった。宿題を出すことで、モチベーションを維持させたり、関わりで誉められる部分はしっかり誉める等の工夫

④母自身（虐待者自身）が、自身の特性に気づいたり、自己のふりかえり（自己統制が難しいこと等）を行うことができたり、子どものことを客観的にとらえられるようになった。また、母自身も、プログラムについて前向きに意識し続けることができた。

② PCIT・CARE

事例 1

1 事例概要

父母と児童の 3 人家族。生後 2 か月の児童に、頭蓋骨骨折と両側頭部の硬膜下血腫が見られ、病院からの通告で受理。職権保護の後、原因が特定できないことから乳児院に同意入所。当時、母は産後の体調回復が悪く、父が仕事の他、家事、育児をしていた状況で、経済的困窮（借金）もあった。2 年間の入所を経て、家庭復帰となった。

2 プログラムに参加させるまでのプロセス

※自治体では、独自に保護者援助ガイドラインを作成。「保護者支援プログラム 1 2」に沿って保護者支援を実施している。このアンケートで問われている部分は、自治体のプログラムの一部となる。（自治体では①からが保護者支援）

①父の精神的安定を図るための治療

児童の受傷原因が特定されないこともあり、保護者のアセスメントを行うために、父母ともに児童相談所の非常勤医師（精神科）の面接を実施。医師が父に対し、すべてのことを抱え込んでしまう父のストレス過多が原因で、一時的な乖離等、父が意識していない中で児童に直接的な加害が加わった可能性もあると指摘し

たことがきっかけで、父が少年期に受けた性的虐待を告白。父の治療をすすめることになった。→父は非常勤医師が開業しているクリニックを受診し、トラウマ治療（EMDR）も実施。

②父に負荷がかからないよう、母に養育の自信をつけさせる

父の治療効果が見られ始め、母の体調回復を見ながら、母を中心に母子の愛着関係の形成、及び養育のスキルアップを目的に、月1回、施設での面会を実施（施設の保育士や心理司がついて母に指導）。父についても、医師から面会許可を得て、月1回程度、母と共に児童との面会を実施。入所2年目からは外出面会を実施。

3 プログラムの実施

①父母に対し CARE の実施（2回セッション）

父がトラウマ治療を開始して半年後、児童への受傷は、父が児童を入浴させる際、入口で頭をぶつけたこと、その後泣き止まない児童に対して、激しく揺さぶったことを医師に語った。施設入所1年半後、受傷時の振り返りと、今後の父母関係の課題、親子関係の課題等を確認（保護者、児童福祉司、児童心理司、非常勤医師）で実施し、CARE（2回セッション）を実施後、自宅外泊交流へと進めることを確認。実施方法は、面会交流時に、児童相談所の児童心理司が乳児院に出向いて、面会開始時に実施。場面にも立ち会い、父母の様子や児童の様子など、家族関係のアセスメントも実施。父は素直に応じたが、母は他者の前でのロールプレイに抵抗があり、更に3回ほど実施する目的や必要性を説明した後実施し、自宅への外泊交流へと進めた。

※児相の非常勤医師は、児童が入所している乳児院でも非常勤で勤務（児童の発育発達、精神面の発達等の面で確認し、養育上の助言をしている）しており、父の面会

②母に対して PCIT を実施

自宅への外泊交流をすすめながら、親子関係や生活状況を確認し、児童の保育園入園も決まったため、家庭引取りとした。しかし、児童に発達障害の疑いがあり、父母が児童の機嫌を取りながらの対応をしている状況もあるため、家庭引取り後、母子の PCIT を提示。提示する際、母の抵抗も考えられたため、保護者の信頼の厚い、非常勤医師から説明をしてもらい、家庭引取りの条件として提示した。個別での対応と言うこともあり、母は根気強く母子で児童相談所に通い、15回のセッションを9カ月かけて終了させることができた。PCITは児童心理司が実施した。

4 効果（PCIT に関して）

もともと、父母ともに児童への愛情はあり、早期の引取りを希望していたが経済的要因もあったため、父母ともに、当所の家庭復帰のための保護者支援プログラムに沿って引取りのステップをすすめることができた。母は2年かけて家庭引き

取りした児童を手放さないためにと、医師から児童の発達特性と養育の難しさを説明された後、養育のスキルアップのための PCIT と説明されたことで、母自身も参加意欲は維持されていたと想定される。また、児童の年齢が低かったこともあり、スキルを身に着けることで、日常生活でも児童に振り回されずに、おむつを替えたり、登園時間を守れたりといった効果を実感できたことで、養育面での自信をつけることができた。

③ 精研式ペアレントトレーニング

事例 1

<ケース概要>

両親から心理的虐待、父から身体的虐待を受けた小学生男児。診断がつくほどではないが、発達障害の傾向はあり、落ちつきがない、忘れ物が多いなどの行動に、両親はストレスを抱えていた。本児の下に弟と妹 2 人がおり、4 人の子どもの育児に追われ、多忙な日々を送っている。

<ペアレントトレーニングに参加させるためのプロセス>

父からの身体的虐待をきっかけに一時保護実施。心理診断、医学診断、行動観察の結果を両親に説明。発達障害と判断されるほどではないが、育てにくいタイプの子どもであることや、母からの愛情を強く求めていることなどを伝える。育てにくい子どもを育ててきたこれまでの苦労をねぎらう。子どもの引き取りを強く希望していたが、現状では家庭復帰させることはできないことを告げ、両親にペアレントトレーニングを受けてもらい、適切なかわり方を学んでもらい、実践できるようになることを家庭復帰の条件とした。

<ペアレントトレーニングの実際>

精研式ペアレントトレーニングを実施した。個人参加（両親揃って）。隔週で 9 回実施。場所は当所の面接室またはプレイルーム。担当心理職員がリーダーとなり、担当福祉司がアシスタントとなり 2 人体制で行う。ペアレントトレーニング期間中は、本児は一時保護を退所して祖父母宅で生活する。週末、自宅に一時的に戻り、プログラムで学んだことを実践し、それを記録し、次回持参し 1 つ 1 つの関わりについて丁寧に振り返る。全プログラム終了後、本児と面接し、両親がどのように変化したかを聴取する。

<対象者の参加意欲について>

幼児期、在宅指導をしていたとき、母にペアレントトレーニングを提案した際には拒否された。しかし、4 年後に一時保護実施したときには状況が深刻になっており、その時点でペアレントトレーニングを提案すると、「子どもを返してもらえのなら、なんでもします」という気持ちで、特に母は積極的に参加した。一方、父にはそこまでの意欲はなく、プログラムを進めても、家庭での実践がうまくいかないことが多く、弱気になっていた。少しでもプログラムで学んだことを実践

してうまくいったことを褒め、励ました。家庭内でも母が「ほら、今は褒めるチャンスだよ」とサポートしてくれた。

<ペアレントトレーニングの効果>

保護者が関わりを変えることで、子どもも変わり、親が叱る場面が減り、子育てが楽になったことを実感してもらえた。子どもも、親が叱らずに静かに指示するようになったことで、反発しないで親の話を聞くようになった。褒められる機会が増え、手伝いなどを自発的にするようになった。このケースの場合、母が「子どもを返してほしい」「このままではだめだ。なんとかしたい」という思いを強く持っており、意欲的にプログラムに取り組んでくれたことが、効果が上がった大きな要因となった。また、母は知的にも高い人であり、プログラムで学んだことを十分に理解し、それを実際の生活場面でどのように応用させるかをよく考えて実践してくれたことも要因としてあげられる。

事例 2

本児の育てにくさから、対応を内夫に任せ、内夫が身体的虐待を行っていたが、本児と実妹の施設入所時には実母は内夫と別れ、母方祖母と同居する等、ある程度の改善が見られていた。施設入所後、起こったことの振り返りを行い、実母は虐待の事実を認め、早期の引取りのため、家族再統合プログラムの参加についても積極的に同意されていた。母方祖母についても、実母に協力して対応していくと言われており、必要があればプログラムに参加するとのことだった。本児、知的水準は境界域レベルだが、ADHD、自閉症スペクトラムと診断されている。実母に対して心理判定結果を伝え、本児の育てにくさが確かにある状況なので、ペアレント・トレーニングの実施を打診し、実母、母方祖母も感情的に叱ることがあるので、一緒に参加させてもらいたいといったことであったため、当所において、当初の児童心理司によるペアレント・トレーニングを実母、母方祖母参加により行うこととした。実母、母方祖母共に、プログラムに積極的に参加し、初回からいろいろな場面を話されたりし、面会や外泊時に実施されていった。実母は、トレーニング内容を実践し、無理をしなくなるとともに、困ったことがあれば担当者に相談するようになった。

事例 3

- ・一時保護中に、支援プログラムのエッセンスを用いた子どもへの対応方法について助言指導を実施。保護者も主体的に取り組んだため、家庭復帰後改めて通所での保護者支援グループを紹介。保護者の希望により支援プログラム参加となった。まめの木式（精研式）ペアレント・トレーニングを実施。児童相談所を会場に、グループ形式で、約5か月間のプログラムを行った。予算は県の事業として計上されており、参加者負担はない。スタッフは児童相談所の児童心理司が中心に担

っており、概ね3名程度で対応している。効果測定に関しては、子育てに関する自信度を測るアンケートをプログラムの前後に実施し、客観的に評価している。

- ・保護者は概ね意欲的に取り組んでいた。グループの対応だけではなく、個別に保護者の話を聞く時間を設けることで、最後のセッションまで参加することが出来た。
- ・子どもとの関係に巻き込まれていた保護者が、客観的に子どもの行動を理解し、対応することが出来るようになった。また、発達障害がある子どもへの具体的な対応スキルが身につく、子どもの肯定的な面への注目を強化することができた。講義だけではなくロールプレイや宿題として家庭で子どもの対応の練習を行ったこと、グループ形式で実施したことで他の参加者からの気づきが得られたこと等が効果的に作用したことが考えられる。

④ MY TREEペアレンツ・プログラム

事例1

地域からの虐待通告があり、見守りを続けている中で、保護者からの性行相談を機に関わり始めた。受傷による一時保護を経て施設入所となり、その後の再統合の取組の中で、母親が自身の課題に向き合う必要性を感じ始めた。「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の参加につながってからは、母親が自分の意思を明確に夫に伝えられるようになり（以前は追従）、その後の両親参加の保護者支援プログラム（引き取り後）にもつながっている。プログラム終了後、子どもへの接し方を考える際に、MY TREE の”I メッセージ””呼吸法”、保護者支援プログラムの”具体的に伝える”などの項目を思い返しながらかたができていた。その点を指摘、肯定的に評価を返している。母親の精神的な成長を感じる。

＊MY TREE ペアレンツ・プログラム：外部委託、10名グループ、週1回、計16回。保護者支援事業予算で実施。エンパワメントセンターの面接とアンケートで評価。

事例2

事例概要：継母から子どもへの身体的・心理的虐待で一時保護。継母は別居し、子どもは家庭戻し。継母に対して MYTREE、ペアレンツ・プログラム実施。

導入プロセス：継母は虐待を反省。自分自身を変えられるようなプログラムを自ら希望したため、MYTREE を紹介。意欲は高く導入はスムーズ。

プログラム：MYTREE ペアレンツプログラム

- ・グループ参加：X年9月～12月 計13回
- ・スタッフ：MYTREE 専門スタッフ（児相外部）
- ・効果測定：中間面接、終了時面接による聞き取り

効果：プログラム開始前は情緒不安定で面接では泣いている事が多く、自己否定的

発言が多かった。終了時には、表情は明るく、子どもの事も自分自身の事も尊重できるようになった発言が増えた。

効果の理由：子育ての苦労や夫婦関係について話をし、それを受けとめてきいてもらうという体験を通して、自分自身を受け入れられるようになった。子どもへの関わり方を具体的に学ぶことができた。

事例 3

- ・ 10 代の出産で、別々の男性との間に 2 人の子どもあり。
- ・ 母自身も性的虐待を受けたり、学校でもいじめにあい、不登校となったり、家出をして性非行となる。祖母からも拒否され、家族の中で居場所がない。
- ・ 養育力が低く、自信がない。ネグレクト傾向にあるが、子どもへの思いはあり。生活を立て直すために子どもは施設入所となる。
- ・ 家庭引き取りに向けて、母と定期的に面接。その中で、母は自己表現が苦手で苦しい過去を整理したいと話したため、マイツリーペアレンツプログラムを紹介。
- ・ 母、グループの中で過去の虐待歴を語る。つらい過去の中で誰にも相談できないと思ってきたが、助けてくれた人もいたと認識。自分の思いも話せるようになる。
- ・ この結果、関係機関の支援を受けられるようになり、家庭引き取りに至る。

⑤ その他・独自の保護者支援プログラム

事例 1

身体に傷があるという保育園からの通報により一時保護。本児は内縁男性に暴力をふるわれたと言うものの詳細はわからず。当初は、母は虐待の事実を認めなかったものの面接終了後、電話にて母が虐待を行ったと認める連絡が入る。内縁男性については、交際は認めるものの同居や虐待の事実も否認するため母に対して保護者支援プログラムを実施した。行ったプログラムは自治体が独自で作成した「虐待再発防止のための教育プログラム」を実施。回数は 2 ヶ月程度計 5 回。内容は虐待の理解や子どもの対応、保護者のエンパワメント等を行う。虐待への理解を深めることや対応方法をかえていくことは一定の効果がみられる。理由としては、その後の再発率や再発後の対応の行いやすい部分があり、そう感じられる。

事例 2

1. 親グループカウンセリングに参加 ※「プログラム A」

ファシリテーターが参加者の話を受容的に受け止めることで「安心して語れる場」で「語る」ことで、自分自身を振り返り、虐待の再発を防ぐ効果があった。

2. 親子グループに参加 ※「プログラム B」

施設入所ケースで年長から小学 4 年生くらいの子が対象の全 8 家族。親子グループの後に、親と子が分かれて活動。

親子グループは、ペアレントトレーニングで適切な養育スキルを学ぶ。

子供グループは、セカンドステップやファンフレンズを用いた心理教育と遊びや表現活動を行う。

親子の愛着関係を修復し、自己肯定感を育むことができた。

事例 3

- (1) 母からの身体的・心理的虐待により一時保護。親子関係や家庭環境の調整を行い、家庭復帰の方針としたが、外国籍の母の育児観が体罰容認だったことから、“日本の育児を知ってもらう”ことを家庭復帰後の支援プログラムに組み込んで保護者に提示した。(オレンジプログラム)
- (2) 父母が参加する月 1 回・4 回シリーズで、費用は無。場所は児相。スタッフは担当児童福祉司、児童心理司にプログラム担当の児童心理司が参加。効果測定は、終了時父母に自由意志（感想）を聴取した程度。
- (3) 当初は、子どもを帰してもらう条件ととらえて義務的に参加している印象だったが、実施前には参加不可と言っていた父が、母と共に 4 回すべてに参加した。参加意欲を高めるための工夫として日本の育児を知ってもらうだけでなく、母の母国の育児を教えてほしいと投げかけ、相互理解を重視したこと、テキストや修了証をオリジナルで作成し、日本語を読むのが苦手な母に分かりやすいようにした。
- (4) 「そのような工夫はすでにもうやっている。」「あたり前のことができているだけなのにほめたりしない」等ストレートな表現の仕方ではなかったものの、プログラムが目指す望ましい育児についての理解が得られたことが窺えた。効果があった理由は、教材が具体的でわかりやすかったためと思われる。

事例 4

■（世帯）継父、母、本児、妹 3 人の 6 人家族。（本児と上の妹は母の連れ子）

■（ケース概要）

実母が警察へ DV 相談し、心理的虐待として児童通告所受理。母来所し面接。母との面接中に「継父が本児の頭部に水筒を投げ、30 mmの裂傷。数日後に再度傷が開き、救急外来で 4 針縫った」ことが判明。同日、学校で児童と面接。虐待事実を確認し、一時保護。保護当初、父は激昂し児相へ来所。面接では虐待行為を認めたが興奮しプログラム受講は拒否。母から「離婚して子どもをひきとる」との話も出るが翌日父から「子どもを引きとりたいので、父母でプログラム受講したい」と連絡が入る。

■（プログラム内容）

週 1 回ペースで全 5 回。福祉司心理司合同で実施。事前に 5 回全て日程を決め文書で通知。毎回父母それぞれに宿題を出し、5 回目は効果測定。

①しつけと体罰の違いについて②心理検査 FB③上手なほめかた④上手な叱り方
⑤効果測定

受講態度は良好で、宿題も毎回提出。回数を重ねるごとに「こういった場合はどうしたらよいか」「こんな時対応に困った」など、父母から質問が出ることもあった。プログラム終了後に一時保護を解除し、4か月継続指導を実施。父母ともに本児に暴力をふるうことなく、経過良好で終結。

事例 5

- ・ 幼少期から原因不明の怪我や保護者による暴力を伴うしつけが繰り返されており、児相が継続的に関わっていたケース。小学校 4 年時に父からの身体的虐待により一時保護し、児童自身の発達的特徴や対人スキルの課題も見られたため、両親の同意の上児童心理治療施設へ入所。
- ・ 施設での心理治療、自宅への帰省を含めた家族交流を 1 年間実施し、児童の問題行動（盗み、挑発等）が減少、児童と両親ともに家庭復帰の希望が強くなったため、両親、施設職員、児相職員の 3 者での面接を実施。「小学校 5 年時の年度末の家庭復帰」を目標として 3 者で共有し、児相から両親に「月 1 度の児相との面接」「児童の家庭からの試験登校の実施」を条件として提示、両親も同意した。
- ・ 児相との毎月の面接は必ず両親がそろった状態で、担当福祉司、心理司が実施。初回では『三つの家』を用いて家庭内の状況や課題・希望を共有した。面接は非構造的に実施し、試験登校や帰省中の本児の様子を主な話題として扱った。児童や自身のネガティブな面に注目しがちな両親に対し、リフレーミングやコーピングクエスチョンを用いた。面接はおよそ半年に渡って実施し、施設で実施した児童の『三つの家』を、両親、児童、施設職員、児童相談所職員とで共有する回も設けた。
- ・ 一時保護当初より、父は児相に対して敵対、拒否的であったが、具体的な目標を紙面を用いて共有したことで、家族再統合に向けて協力的な姿勢を見せるようになった。
- ・ 両親ともに、児童の問題行動について客観的な見方ができることが増えた。また、家庭にいる時の児童の良い点についても認める発言が増えた。

事例 6

①対象者を保護者支援プログラムに参加させるまでのプロセス

<きっかけ>

- ・ 児童の目の周りに痣があり、祖父に殴られたと言っていると学校から児相に虐待通がなされた。
- 児童から話を聞き、緊急一時保護を実施。同時に医療機関へ受診させ、医師の判断を聞いた。

- ・また、この通告の数ヶ月前にも、祖父が学童保育の迎えの場面で、公衆の面前で本児を殴打するという場面があり、事前に一時保護に向けた関係者協議が行われていたケース。

<初回面接>

- ・初回面接では、現に保護者たる者（祖父母）のみ来所。親権者である母は現れず、祖父母も「今どこに住んでいるか分からない。たまに帰ってくる程度」とのこと。
- ・祖父母は本児への虐待は否定。「朝起きた時は（そんな痣）なかった」「学校で誰かにやられたんじゃないか」等々。
- ・一時保護を継続すること、児相が引き続き調査をすること、母と連絡を取ってもらいたい旨伝え、面接終了。

<2回目面接>

- ・児童の一時保護中の様子を伝える。ADHD 傾向が高く注意転動が激しいこと、制止された際の攻撃性が高く、かなり養育は大変と思われること等を伝える。祖父母も養育の困難さについては認める。
- ・母とは連絡が付かず、来所できないとのこと。

<3回目以降の面接>

- ・児童の見立てを面接にて伝える中で、祖父や祖母から児童への対応に困っていること、暴力的な対応はよくないと思っている等の発言があったため、保護者支援プログラム（安全パートナーリング）を開始した。

②どのような保護者支援プログラムを用いたか

<保護者支援プログラムについて>

「安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み」を使用（当職が使用しているものは、日本版ワークショップにてソニア・パーカーに許可を得て、簡易版に変更したもの）。

- ・安全パートナーリングとは、オーストラリアの児童保護のコンサルタント ソニア・パーカーとアメリカのソーシャルワーカー、家族療法家 フィリップ・デクターによって開発されたツール。

※ソニア・パーカーはかつてサインズオブセイフティのワークショップを開催していたこともあり、安全パートナーリングの基本的な考え方はサインズオブセイフティと似ている。

- ・面接の進め方については、ファミリーグループカンファレンスの考え方を活用。児相職員はファシリテーター（会議の進行役）を担った。

<実施内容>

- ・参加者：祖父母に対して実施。途中、同居している叔父にも参加してもらった回もある。
- ・期間：X年7月～X年9月。以降、X+1年11月までメンテナンス（振り返り）

を実施。

- ・場所：児童相談所の面接室。ホワイトボードを使用。
- ・予算：なし。
- ・スタッフ：実施者 1 名（児童福祉司）。
- ・効果測定：「次のステップ」を実際にやってみたか、効果があったかを次回面接の際に聴取。効果がなかった場合には別のプランを考え、効果があったことは継続・発展させた。また、月に 1 回程度行っていた関係機関会議にて、保護者の変化について他機関の印象、行動化（変化）について確認した。

③対象者の参加意欲はどうだったか

- ・プログラム導入時には、ホワイトボードを使用することに抵抗を示したが、自分たちの意見がどんどん書き出され、整理されていくことに対して興味を持ったのか、導入 2 回目以後の面接については保護者から積極的にスケジュールを調整してくれた。
- ・「安全パートナーリングの枠組み」を組み立てる面接は、1 回につき 2 時間程度を要するが、保護者は集中して参加した。また時間の長さについては「気にならない」という意見だった。
- ・一度完成した「安全パートナーリングの枠組み」を振り返り、修正を加える際にも、積極的に意見を出してくれた。

④参加意欲を高めるための工夫

- ・「虐待を責めることが目的ではなく、今後、同じようなことが起こらないようにするための建設的な話し合いをする」ということを宣言し、面接に臨んだ。
- ・面接者（児童福祉司）はファシリテーターに徹し、児童相談所職員としての意見は極力言わなかった。また、保護者間の意見について、円環的質問法などを用い、十分に参加者全員の意見が出せるようにした。
- ・全ての項目（「心配なこと」「うまくいっていること」「問題を複雑にしている要因」「次のステップ」）について、『現実には起きていること/現実的に根拠があること』をベースとした。根拠のはっきりしない保護者個人の「予測/心配事」については、その「予測/心配事」についての現実的な根拠を注意深く探ることで、保護者間の感情的な対立を避け、また各カテゴリーに採用の価値のある意見にもつながった。
- ・面接の最後に取り扱う話題は常に「次のステップ」と「それをしたらどんな良いことが起きそうか」というイメージを取扱い、良いイメージで面接を終えられるよう（次回の面接につながるよう）にした。
- ・保護者が「次のステップ」を実施した際の、児童の変化に常に注目し、保護者が「些細な変化である」と認識していた際にはその効果を強調し、「あまり変化がない」と言っている時には、もっと注意深く児童の変化について質問した。このことで、保護者の観察力が上がり、「良い変化」も「悪い変化」も客観的に

評価するようになり、面接時に上がってくる報告が、「単なる事実(起きたこと、できなかった等)」レベルから、「事実+保護者の考察」になった。またうまく行かなかった際、保護者が自身で原因を考察するようになったことで、保護者の無力感、徒労感の軽減になったと思われる。

- ・万が一のサポート（再度の一時保護）を行うことをあらかじめ調整しておき、保護者に対し、「プログラム進行中でも、どうしても我慢が出来なければ再度保護が可能である」ことを伝えた。伝えた時には「再度の保護なんてかんべんしてくれ」という発言だったが、後に祖母から「私はそういつてもらえてホッとした」「うまくいかなかったても最悪大丈夫なんだと思った」という意見がでた（保護者側のセーフティネット/再加害の防止）。なお、再保護については、後日祖父が倒れて入院することになった際すぐに祖母から児相に連絡が入り、「祖父の面倒も見ながら本児の対応は無理なので、預かって欲しい」と訴えがあったため、再度の一時保護を実施した。

⑤どのような効果が見られたか

- ・虐待の事実をはっきり肯定はしなかったが、保護者自身が児童に不適切な養育を行ってきたことは認めた（暴力的な躰、暴言）。
- ・「うまくいっていること」を探る中で、保護者の「こいつにはこうする（暴力・脅し）しかない」という考え方を、「他のやり方でも出来るかも」（次のステップ）につなげられた。
- ・「安全パートナリングの枠組み（表）」を一通り完成させ、帰宅した後は、保護者からの暴力、暴言はなくなった（児童への聴取）。
- ・保護者の児童への態度が一時保護前と全く変わったという評価を得た（医療機関会議）。

⑥効果があった理由

- ・保護者と常に前向きな議論をしたこと（何が出来るか、どう変わるか）。
- ・児童のアセスメントをきちんと保護者に伝え、児童のあらわれについて虐待の影響があるということを伝えたこと（夜なかなか寝ない=虐待による過覚醒、攻撃性の高さ=暴力で相手を従える誤学習、等）。
- ・関係機関会議を一時保護当初から開始し、2つの会議を使い分けたこと。具体的には、①児童の状況確認と保護者への対応を確認する関係機関だけの会議、②保護者も交えて、今後の方向性を確認する会議。児相は途中まで両方参加→途中から①のみ参加。①のみの参加に切り替えた理由は、②の会議で保護者と関係機関の意見が対立した際の保護者フォローに回るため。
- ・児童相談所が「こうしなさい」と指示、命令するのではなく、保護者に「同じような問題が再発しないため、何が出来るそうか」というスタンスで面接を進めたこと。
- ・家族面接の場面で、話が錯綜しないよう、「今の意見が子どもの安全のためにど

のように役立つか」という点を、ファシリテーターが常に面接の参加者全員に意識づけたこと（子どもの安全から焦点をずらさない）。

事例 7

- ・身体的虐待により職権一時保護をしたケース
- ・父母を呼び出し、子どもに対する身体的虐待行為を確認すると、子どもの問題行動を正すため、いわゆるしつけのために叩くという養育であった。
- ・子どもの対応に困っている現状にどう対応すべきかを考え、虐待は犯罪行為となること叩くことの悪影響についてレクチャー。
- ・児童福祉司、児童心理司がペアとなり、一時保護中の子どもの様子を伝えながら、親に対してステップアップのプログラムを実施する。
- ・①「しつけと体罰の違い」体罰の影響、子育てとは。
②「甘え」について。「甘えさせる」と「甘やかす」の違い、愛着の発達
③「効果的なほめ方」ほめ言葉
④「困った行動への対処方法」
⑤効果測定 修了のねぎらい
※宿題・ビデオ鑑賞などを取り入れている。
- ・親は自身の養育観の未熟さに気付き、達成感を得ていた。
- ・子どもの家庭引き取り後、親も子どもへの叱り方、ほめ方に留意するようになり、継続指導を良好に終えた。

事例 8

プロセス：家族（主に親子）間の関係調整が必要であることを伝え、これまでの家庭や家族関係について整理する必要があると説明した上で実施する。（虐待ケースに関わらず、介入初期の導入場面で）

内容：三つの家（過去の家、現在の家、将来の家）について、よいところや、なおすべきところを聴取し、互いに意見交換する。個人に実施することもあれば家族全体で実施することもある。期間はケースによるが、家族のコミュニケーションパターンが改善されることを目指し、家族再統合後もアフターケアとして実施する。

工夫：参加者が家族の良いところを発言したり、前向きな発言をしたときにポジティブなフィードバックをする。過去やできていないことに注目されたときよりも、未来やできていること、できているときに注目されたときに、より多く発言を促す。

効果：視覚化するため、同じ話が繰り返されることを防ぐことができるし、良い面についても語ることが求められるために、ネガティブな話ばかりで面接が終了することがない。（言語面接では、ネガティブな話が繰り返されやすい）

事例 9

- ・保護者支援プログラムまでのプロセス

小2男児、実母に首を絞められ、実弟と共に職権一時保護から児童養護施設措置となったケース。本児とクラスメートとのトラブルの対応をきっかけとして精神的に追い詰められた実母が衝動的に行った身体的虐待。実母からの身体的虐待は日常的なものでなく、実弟への暴力もない。実母はストレスがたまると物を破壊するなど、衝動性の高さが見られ、過去うつ病で精神科への通院歴もあることから、アセスメントのための県児相嘱託精神科医師による実父母の精神医学的評価、児相にて実母にPSI,CBCL,ジェノグラムインタビュー、WMCIを実施した。結果、実父には顕著な精神的問題は見られず、実母には明確な診断はつかないが、パーソナリティ障害の境界域、精神科治療及びカウンセリングの効果は限定的と評価される。実父は安定的であり、父子関係も良好なことから、実父をキーパーソンとして父子交流から継続的に交流を開始。実父母、子ども達ともに家庭引き取り希望が強く、本児に強いPTSDの症状が見られないことから、実母との母子交流を親子合同ワークという形から行った。

- ・親子再統合のプロセスは、一時保護中からサインズオブセーフティを基本としたFGW（ファミリーグループワーク）で保護者と確認しながら進めていった。

- ・親子合同ワークの内容

参加者：実母、本児、実弟で実施。

場所：児童相談所プレイルーム 1ヵ月の間に2回。

1回目：動的家族画、2回目：母子三人で、ブロックで1つの家を作る。後日実母と、ワークを振り返りながら実母と子どもとの関わり方について面接を継続する。ワークの場面には、担当福祉司と親子支援心理スタッフ1名が同席、親子支援福祉司、施設職員がバックルームからマジックミラーを通して観察。実母との振り返りの面接は担当福祉司、親子支援チーム2名の計3名が対応。

- ・母子共に面会の機会となるため、参加意欲は高く、実母については家庭引き取りのためには必要なこととして意欲的に参加していた。
- ・親子合同ワークを通して、本児の反応から、本児が実母へ一定の安心感を持っていることが確認され、母子3人での様子が確認できたことから、その後の保護者面接の中で、子どもとの関わりについて話し合っていく材料とすることが出来た。
- ・親子合同ワーク実施後、施設での面会、外出、自宅への外泊とステップを踏みながら、実母を中心に保護者との継続的面接で、安全を確認しながら子ども達との関わり方について振り返りを行い、一時保護から約2年後、家庭引き取りとなる。親子ともに児童養護施設への信頼が高く、家庭引き取り後も頻繁に施設を訪れ、アフターフォローを受けながら、安定して生活を継続することが出来ている。

事例 10

- ・身体的虐待により一時保護。両親と話し合いの結果、家庭見守りと心理的支援、指導のもと一時保護解除
- ・TF-CBTを実施、両親と子ども参加、月1回、担当心理司と福祉司による親子併行面接と合同面接（60～90分）
- ・両親は当初協力的に見えたが、約束通りに来所しないなどの課題が見られた。しかし、家庭復帰プランを提示することで、家庭復帰等の見通し、意見を尊重することも取り入れるなどで動機づけになった。
- ・その後概ね1年通所を継続し、子どもの問題行動が減じ、親子のトラウマ体験の共有、子どもの行動への理解など効果が見られた。
- ・このことは支援の見通し、目標を共有したこと、TF-CBTの実施に加え、子ども 保護者との関係づくりを丁寧に行ってきたことにあると考える。

5.1.2 分離→家庭復帰には至らなかったが親の変化があったケースの例

① ボーイズタウンCOMMONSENSPペアレンティング

事例 1

- ・これまで市との関わりがあり、市は母の支援に前向きであった。母は児相に対しては怒りで頑なであったが、市でのペアレントトレーニングであれば父母で通うことを選択し参加した。
- ・COMMONSENSPを父母と市職員で 3 ヶ月。場所は市役所。予算は公費。効果測定はCOMMONSENSPのアンケートと FBT を用いた。
- ・父母は休まず参加。
- ・母は、子を返してもらうために仕方なく参加していると公言し、参加態度は良くない。
- ・父母の関係の維持に少し効果が見られた。
- ・父母で参加することや、28 条の審判を待つまでのつらい期間を市役所職員が話を聞き、結果的には、怒りながらも父母で協力してやっていく方向になっている（本来の目的とは異なるが）。

② PCIT

事例 1

- ・未婚母子。若年での妊娠による出産。養育支援の必要な家庭で、地域で見守ってきている中、虐待により一時保護。後に施設入所。
- ・児童は児童精神科医から愛着障害との診断を受けた。母自身も被虐待者であり、養育能力に問題があった。母子は面会をしたものの、うまく関われず。児童精神科医から PCIT を勧められていたので、所内で検討し、導入することとした。
- ・PCIT／母子に対するライブコーチング／X 年 1 月～X+1 年 4 月／児童相談所内で。施設職員が児童を送迎してくれた。
- ・母は学習意欲が高かった。ライブコーチングなので、より具体的な指示や、肯定的なフィードバックをコーチから受けることにより、直接的に効果が実感できる。
- ・児童は面会交流開始当初は緊張、顔をうかがう様子が見られたが、母が児童の意向を尊重するようになり、児童は交流を楽しみにするようになった。（現在は家庭引きとりに向けて、母子交流を重ねている）

③ トリプル P

事例 1

- ・心理的虐待により職権による一時保護。
- ・児童福祉法第 28 条により施設措置となる。保護者と協働し、家庭復帰プランを作成する。スリーコラムをベースに家族の強み、心配、子どもの成長を確認していくための面接を月 1 回実施。

- ・入所施設の担当職員もまじえることで、現状に則した意見交流が可能となり、保護者とは当初の対立関係から関係修復がなされた、これは家庭訪問をはじめ、プランをもとに一貫した保護者支援を継続したことによるものと考えられる。
- ・また、介入時の担当福祉司から施設担当福祉司に変更したことも少なからず影響があったものと思われる。その後、保護者が同意の意向を示し、現在は外泊等を行うプランを継続中である。

④ AF—CBT

事例 1

事例概要：実母から子どもへの身体的・心理的虐待。一時保護後、施設入所。

参加プロセス：子どもの交流を開始するためには、過去の養育の振り返りや、子どもとの関わり方について、プログラムで学習してもらいたい事を児相から説明。

実施内容：個人参加。児相心理司と福祉司が実施。X年9月～月1回。児相面接室。

AF・CBTを参考にしたプログラム。

効果：プログラム開始当初は、子どもの施設入所を受けられない状況だった。（入所に同意はしていたが）。面接中に感情的に「子どもを返して下さい」と訴えたり、泣き出したりしていた。プログラムの中で、これまでの子どもへの関わりや、子どもの気持ちを振り返り、母自身のストレスについての話し合いを通して、母の情緒は安定し、今後の子どもとの関わりについて、前向きに考えられるようになった。不規則な勤務の仕事を辞め、安定した職についた。

⑤ 精研式ペアレントトレーニング

事例 1

実母自身、知的障害が疑われ、心療内科を受診している状況、イライラしてくると本児にひどいことを言ったりしてしまうといった相談からケースを開始し、近隣からも泣き声通告が入ったりしていた。児童福祉司が面接し、生活保護受給等の環境調整を行うとともに、育児支援を行い、一旦ケースを終結していたが、実母が友人から「あなたの育て方はやばいから児童相談所に相談した方が良い。」と言われたことから再相談が始まる。実母、イライラして本児に対してひどいことを言ってしまうたりすると言った主訴であったため、ペアレント・トレーニングを提案し、実母はぜひお願いしたいとのことだったので、当所において、当所の児童心理司によるペアレント・トレーニングを実母に対して行うこととなる。ペアレント・トレーニングについては表面的には理解されるものの、なかなか深まっていかず、ただ、担当者との関係はできていき、母子自立支援施設入所等、環境調整を行うことはできたが、実母の行動はエスカレートしていき、最終的に本児への心理的虐待、実母の養育拒否といった状況に至り、本児と異父弟を施設入所させることとなる。施設入所後、実母は落ち着きを取り戻してきており、児童

福祉司及び児童心理司による面接を継続し、家庭引取に向けて対応中であり、状況に応じて、再度、ペアレント・トレーニングの実施を検討しているところである。

⑥ 動機づけ面接

事例 1

○対象者を保護者支援プログラムに参加させるまでのプロセス

- 1 母親からの身体的虐待により一時保護
- 2 親子分離適当との判断
- 3 動機づけ面接を提案⇒母親了解
- 4 父母とも児童養護施設入所拒否⇒説得⇒父母施設入所同意
- 5 児童養護施設入所決定
- 6 嘱託精神科医師による母親面接
- 7 月1回の動機づけ面接開始

○どのような保護者支援プログラムを用いたか、実施内容

- ・カウンセリングの実施主体：嘱託臨床心理カウンセラー
- ・場所：母親が児相へ来所
- ・精神科医師による母親面接により、感情をコントロールする方法をカウンセリングの中で見つけることを行うと母親が回答。
- ・月1回の来所カウンセリングを開始
- ・1回目母親は建前的な感じで話し、自身の暴力についての認識は甘い。
- ・2回目虐待についての受け止めは重くなく、面接は義務として受け止めている印象。
- ・3回目最初に構えはとれてきたが、カウンセリングは数回のプログラムをこなして終了すれば子どもを引き取れる認識。
- ・4回目体罰を振り返る中で母親は素直に発言している印象、子どもの引取りまでは少し時間がかかると感じている様子。
- ・5回目面接に対する構えは柔らかくなる。母親自身の育ちの振り返りでは自身に非暴力体験はない。子どもに発達年齢以上の落ち着きと行動を求めて、現実とのギャップにイライラして手が出た。母親が子どものしんどさに気づき、涙が出る。素直な感情表出があった。カウンセリングで客観的な振り返りができた。
- ・6回目母親の態度は柔らかくなっている。子どもとはなれていることで余裕があり、子どもに対してかわいいという気持ちが大きくなっている。小学校の参観に行き、子どもが楽しそうに生活している様子を見て、年度末に引き取れたらとの思い。
- ・7回目措置中の子どもの行動について聞き、その内容に敏感に反応することなく、母親の表情が素直に出てくる。自分のしたことを反省し、安心して帰って来て

欲しいという素直な発言。

- ・8回目こどもの長期休み中の帰省でイライラしたが、そうならないよう対応したことが語られる。子どもの発言から、引取り時期についての戸惑いがある。

○対象者の参加意欲はどうであったか、高めるための工夫を行ったか。

- ・カウンセリングを繰り返し進めていく中で、母親自身が気持ちや行動の変化に気づくことが出来た。

○どのような効果があったか。

- ・虐待を繰り返さないために、当初は早期引取りを希望していたが、母親自身の行動の振り返りや行動の変化、子どもの精神的発達を待つために時間が必要であると気付くことができた。

⑦ MY TREEペアレンツ・プログラム

事例1

- ・母自身が祖父母から身体的虐待、ネグレクト・心理的虐待があった。ネグレクトでほとんど放任されていた。
- ・祖父から伯母（母の姉）に対しての性的虐待あり。
- ・母は父と父方祖父母に同居するも、父方祖父母はギャンブル依存あり。父は発達障害があり母に嫉妬して性的暴力があったり、子どもに対しても身体的暴力あり。
- ・父母離婚して母子で生活するが、母は男性への拒否感があるため、男の子である本児に拒否感がある。本児のみ叩くなどもあり、施設入所となる。
- ・母も生き立ちを整理したい、変わりたいという思いがあり、マイツリーペアレンツプログラムを紹介する。母はまじめな性格で休まずに通う。
- ・グループの中で、自分の受けてきた虐待を知る。全く知らない人たちのクローズのグループが良かったようで、安心できる場になった。
- ・同時に本児にはライフストーリーワークを実施。
- ・母は一定、自分のことを振り返ることはできたが、子どもを自分の思うようにさせたいなどは、まだ自覚できず、引き続き支援が必要で、家庭引き取りにはならなかった。

⑧ その他・独自の保護者支援プログラム

事例1

①対象者を保護者支援プログラムに参加させるまでのプロセス

<きっかけ>

- ・兄妹ケース。両方に身体的虐待（叩く、蹴る、首を絞める、風呂に沈める）、心理的虐待（暴言、DV目撃）あり。
- ・他のケースワーカーが担当していたケースだが、保護者の虐待認識が歪んでおり、虐待（子どもに何が起こったか）について共通理解を図るため、プロ

グラムを実施。

＜保護者の参加について＞

- ・従来面接の延長上で実施した。「この先に進んでいくためには、子どもに実際何が起こったかを今一度整理する必要がある」と伝え、ホワイトボードを使った面接（プログラム）を開始。

②どのような保護者支援プログラムを用いたか

＜保護者支援プログラムについて＞

- ・「安全パートナーングのアセスメントとプランニングの枠組み」の一部を使用（「子どもに起きた具体的な危険」＝心配なこと「危険を避けるために保護者がしたこと」＝うまくできたこと）。
- ・ソリューションフォーカストアプローチの手法を使い、「未来の解決」を共有。
- ・面接の進め方については、ファミリーグループカンファレンスの考え方を使用。児相職員はファシリテーター（会議の進行役）を担い、担当ケースワーカーは書記を担当。

＜実施内容＞

- ・参加者：父母
- ・期間：X年2月～X年3月。2ヶ月間で5回（各2～3時間）の面接を集中的に実施。
- ・場所：児童相談所の面接室。ホワイトボードを使用。
- ・予算：なし。
- ・スタッフ：実施者1名（児童福祉司）。書記1名（児童福祉司）。
- ・効果測定：主たる虐待者である父は、虐待についての認識が深まり、積極的に虐待事実の開示があった。一方母は当初、虐待事実の矮小化、論点のすり替え（父は本当は良かれと思ってやっていた、等）を多用し、父から「それは違う」とたしなめられる場面も見られた。後半の面接で、母は父から暴力を受けていたことを父の前で告白し、父も認めた（一部記憶を飛ばしていると言った）。今まで「認識の相違」や「そんなつもりじゃなかった」「覚えていない」と虐待事実についてのりくくりと認めずに来た父母に対し、「子どもに具体的に起きた危険な場面（子ども自身から聴取）」について、保護者が認めた。

③対象者の参加意欲はどうだったか

- ・特に抵抗はなく参加した。
- ・通常面接でも「いつまでも話をしたい」という人たちだったため、長時間の面接でも特に反発はなかった（大抵児相側から面接の終了を提示→父母から「次はいつですか？」という展開になっていた）。

④参加意欲を高めるための工夫

- ・こちらから特段の工夫はしていないが、父母としては、「このプログラムを早

く終わらせれば、家族再統合に向けて前進するだろう」という動機はあったと思われる。

⑤どのような効果が見られたか

- ・主たる加害者である父から、自身の行ってきた虐待行為が語られた。
- ・夫婦の関係や家族と父との関係改善が確認できた。
- ・一方で、母の認知の強固なゆがみ（虐待の矮小化、すり替え、思考停止）がクローズアップされた。父も同様の傾向が見られたが、虐待事実の告白が見られた分、母よりはましであった。
- ・被虐の影響が子どもたちに強く出ていることについて、父母の理解を促進した。
- ・焦らず、丁寧に家族再統合に向かうことについて、父母の了解を得た。

⑥効果があった理由

- ・虐待に関するストーリーを歪曲して話す父母に対し、現実起きた危険をベースに当時の状況をリアルに聞き取り、矛盾点を考察してもらうことで、父母の認知と現実のずれを修正した。
- ・「あれがダメ、これがダメ」という指導ありきではなく、「それがどうして起きたか」「そのことが起きた背景は何か」を父母の言葉で語ってもらうまで、辛抱強く父母に洞察してもらったこと。
- ・父の告白→母が発言を被せて虐待事実を矮小化するという一連の流れがあったため、ファシリテーターが発言の主導権をきちんととり、発言が錯綜しないようにして、場が混乱しないようにした。

事例 2

- ・兄が、父母からの身体的虐待により、一時保護、その後施設入所となっていた中で、母から子ども（女兒）が言うことを聞かず、イライラしてしまうとの相談があり、本自治体のオリジナルの保護者支援プログラムの受講を勧めた。勧めるにあっては、子ども（女兒）への対応のみならず、施設入所している兄が家庭復帰してきたときにも役立つということで、母が受講することとなった。
- ・本ケースは、児相職員がトレーナー、母及び担当福祉司 2 人受講者とし、約 2 か月（X 年 7 月 14 日～X 年 8 月 25 日）の間で 3 回来所して実施。
- ・母は、元々子どもに対して暴力を振るうことはなかったが、言うことを聞かず怒ってしまうことについて何とかしたいという思いがあった。受講している間、トレーナーから「できている」とほめられることにより、子どもへの接し方に自信がついてきたようである。

事例 3

6 歳男児 養父からの身体的虐待（骨折）により、職権一時保護。以前より、原

因不明のケガが続いており、実母も加害の疑いがあったことから児童相談所としては虐待の程度は深刻と判断、一定期間離れて生活する中で、本児の心のケア及び家族の再統合に向けた支援が必要と判断した。両親は加害を認め、反省を示したものの、施設入所については同意せず。そのためサインズオブセーフティを用いたF G C（ファミリーグループカンファレンス）を実施し、家庭引き取りまでの具体的な道筋を提示したところ同意された。提示した再統合プログラムの中で両親に対してのアセスメント及び、親支援プログラムの実施が盛り込まれ、入所直後から児童相談所の親子支援チームが中心になって、保護者へのアプローチがスタートした。アセスメントツールとしては両親それぞれにジェノグラムインタビュー、P S I、C B C L等を用いた。アセスメントにより、両親ともに何らかの被虐待体験や、親との別離など経験しており、適切な養育モデルがなかったこと、社会的にも孤立しやすく、経済的な不安定さもあり日々のストレスが子どもへの虐待という行為に繋がったのではと推測された。これらのアセスメントに基づき、両親にはアタッチメント（愛着）に焦点をあてたペアレントプログラム（C O S P）を適応し、自身の育ちや子育てを振り返り、今後の子どもへの対応について考えていくことを支援した。保護者へのアプローチと並行して、親子での交流支援も行い、子どもの反応や状態を見ながら少しずつ交流を拡大してきているところである。これまでのところ、交流場面では保護者は適切な対応ができており、それに伴い子どもの保護者に対する負の感情も減少してきている。

事例 4

1 事例概要

母、養父、年の離れた姉 2 名（高校生）と児童（小学低学年）の 5 人家族。児童は金品持ち出しが繰り返されたことから、養父から顔面や身体に暴力を振るわれ、養父に言われた実母から長かった髪の毛を散切りにされた。痣だらけで登校した小学校で、児童は「家に帰りたくない」と訴え、当所が職権保護。児童は家庭での生活を拒否している状況もあり、母養父共に児童養護施設に入所に渋々同意した。

2 プログラムへの参加およびプロセス

①父に対してペアレントトレーニング（グループ）への参加促し

養父は医療職でありながらも、児童の精神的な背景を理解することができず、児童に問題行動が直らないからと、暴力を振るったことは認めるも、児童が精神的にも傷ついていることの理解が深まらない状況であった（養父は再婚で、前妻との離婚理由は妻への DV）。そのため、養父に対して、これまでの養育の振り返りが必要であることから、グループで行っているペアレントトレーニング（月 2 回、半年で 1 クール）への参加を促した。養父は変則勤務のため、毎回の参加は厳しいが極力勤務調整するとのことでスタートしたが、3 か月経過後

やっと 1 回参加したが「意味がない」とその後の参加を拒否。一方、母は、児童が 5 歳の時に離婚し、母子家庭となってからは就労のため、児童の養育を姉たちに任せるも、姉らも部活やバイトなどで自宅におらず、児童に寂しい思いをさせたこと、そのことが本児の問題行動の背景になることを理解し、反省していた。また、児童も、ネグレクト家庭にはありがちだが、母への思慕が強く、児童のメンタル面での支えも必要であることから、児童と母の面会を月 1 回児童相談所で実施。

②母子でセカンドステップに参加

上記①が進まないまま 1 年が経過してしまい、児童自身にも課題があったことから、母子関係の関係改善を目的に、母子で参加するセカンドステップ（グループ活動・月 2 回、1 年で 1 クール）への参加を実施。実施場所は児童相談所で児童心理司が実施。2 回のうち、1 回は母子面会もセットで実施している。

3 効果（セカンドステップ）

児童が養父を拒否しているため、母なりに養父との関係性を保とうとしてか、セカンドステップ参加時に母から児童に興味を惹かれる提案をされ、自宅に連れだそうとする状況が度々みられる。その都度、母に対して児童福祉司が指導を入れている。一方、母子で会う機会のみが約束されているため、養父も焦りがあり「児童に対して謝罪をしたい」と要望が出てきた。児童は、養父と似た背格好の男性に対してパニック症状を呈することもあり、母や養父にはそのことも伝え、あくまでも謝罪をする場とのことで、5 分間のみと時間制限をして、児童と養父が合う場面を設定した。1 回目は養父からの謝罪がなく、養父に児童の状況と面会の趣旨を改めて説明し、2 カ月後に再度 5 分回の面会を設定し、養父から児童に対しての謝罪があった。母の養育スキルの変化も感じられないままであること、養父自身も養育態度に変化がない状況は変わらない。

5.1.3 在宅で見守る中で、親の変化があったケースの例

① ボーイズタウンコモンセンスペアレンティング

事例 1

- ・X年6月12日 近隣から身体的、心理的虐待通告。同日家庭訪問し、実母に指導を行う。一時保護は行わず。
- ・ボーイズタウン CSP (幼児版) X年6月11日～X+1年3月11日 6回受講 個別対応
- ・家庭訪問により実施。身近に相談できる保健センターの保健師と共に CSP を実施。
- ・実母は意欲的に行っていた。
- ・効果測定としてアンケートを実施。
- ・近況を細かく聞き、日常で実践できるようにロールプレイを丁寧に行なった。
- ・CSP 終了後、実母は怒鳴ることが減り、実母の伝え方が変わったとの感想があった。受講して良かったとのこと。
- ・その後は虐待通告もなく、本児も元気に登校。

事例 2

- *子どもの問題行動に対応できず、身体的、心理的虐待に至ったケース。母からの性行相談の中で、暴言暴力、父から母への暴力などが判明する。子どもへの関わり方を学びたいという母のニーズに対し、グループでのペアレントトレーニング（コモンセンスプログラムをベースとしたもの）に導入。自身の子どもへの関わり方について振り返り、客観的に考えられるようになった。グループの他のメンバーの話から、自身の考えを表明し、意見交流することもあった。
- *グループでのペアレントトレーニング：隔週実施、全 9 回、児相スタッフ（心理司 2 名のファシリテーター、CW1 名記録）での実施。開始前と終了後に、子育てに関する尺度を用いて効果測定。
- *子どもと母の関係は、困ったエピソードも笑って話せるようになるなど、改善している。適切な対応についての理解は進んでいる。以前はできなかった” 周囲への相談” が少しずつできるようになった。

② CARE

事例 1

- ・実母に自宅から 1 時間程度閉め出された身体的虐待の小 3 女児。実母は本児の対応に困り感を持っており児童相談所への通所相談へとつながったケース。
- ・本児の発達障害が疑われるエピソードが聞かれたため、嘱託精神科医治療を受けたところ、ASD、ADHD の見立て。母子関係性のアセスメントのため、WMCI を実施。実母は対応への困り感とともに、本児を受け入れられない感情も見られたため CARE とインタラクショナルガイダンスの継続的实施を提案する。

- ・プログラム内容

- 児相プレイルームでの母子のプレイをビデオ撮影し、後日実母来所面接でインタラクショナルガイダンスを実施。(各1回)プレイは母子のみ。担当相談員、親子支援スタッフはバックルームでマジックミラーを通して観察、ビデオ撮影。

- CARE：母子で実施。様子をビデオ撮影し、後日実母来所面接でインタラクショナルガイダンス。5ヶ月間でCARE：6回、インタラクショナルガイダンス：6回。インタラクショナルガイダンス、CAREは児相プレイルームで母子で実施。担当福祉司、親子支援スタッフ2名（心理司、福祉司）で実施。

- ・実母は対応への困り感を持っているため、参加意欲はある。CAREについては取り組みやすいよう、6つのスキルを1回1回1つずつ取り組んでいく形をとった。
- ・日常の中では母子のみで遊ぶ時間をとることが難しかったこともあり、母子関係も改善に向かう好循環が生まれ、実母の相談ニーズが減少したところでプログラム終了となる。

③ AF—CBT

事例1

事例概要：アザを作って登校し、虐待の疑いで児相に通告。一時保護を本児が拒否したため、在宅での指導となった。

導入プロセス：母は虐待を認めなかったが、本児の対応の困難さの訴えがあり、本児のアセスメントを行い、医療につなぐとともに、母に対しては、AF-CBTを提案（父母のケンカで暴力を用いる事、しつけで叩くことが判明したため）

プログラム：AF-CBT、CPSを取り入れたもの 子どもに対しては、ブレイン・ジムも取り入れた。個別。子どもは学校、母は児相にて。X年12月～約1年3M。児相、心理司が担当。

効果 etc.：母親は仕事が忙しい中、通所していることを労いながら。子どものよい変化（服薬も開始）、母のかかわりの変化に着目させるなどして、モチベーションを高めるようにした。母自身が自分の思考パターンを認識できたり、子どもとのよいコミュニケーションのとり方を学習できた。母に余裕ができ表情も明るくなった。

④ 精研式ペアレントトレーニング

事例1

- ・虐待者（母）自ら「叩く」と述べたため。虐待行為について注意すると共にペアレント・トレーニングを提案した。（実際は身体的虐待認められず、暴言による心理的虐待のみ）
- ・個別のペアレント・トレーニングを約半年間、月一回のペースで、児童心理司が

児相内で行った。

- ・その間、所属機関に子どもの見守りを依頼し、子どもの様子をモニタリングしてもらっていた。
- ・参加意欲は元々高かったため、特に工夫せず。
- ・叩かなくなった。子どもの不適切な行動を流せるようになった。

理由・・・虐待者が、子どもとのやりとりを客観的にみることができるようになったため？

⑤ その他・独自の保護者支援プログラム

事例 1

- ・養父からの身体的虐待、養父は逮捕される。養父釈放後、子どもたちは母方祖父母宅へ。家庭復帰に向けプログラムを受講しながら親子交流をしていくこととなった。
- ・プログラムは養父、母が参加。心理、福祉司で対応。心理司が主導。月に 2 回程度のペースで計 5 回実施。5 回目にプログラムの内容の効果測定を実施。
- ・毎回開始時刻前に来所し、プログラム中も意欲的にとりくんだ。一方的な講義ではなく、心理司の方から問いかけたり、回答に対してほめたり支持する等の対応をした。
- ・プログラム期間中は夫婦間の関係でお互い笑顔が見られる等、夫婦関係が良くなった。子どもからは「お父さんが怒らなくなった」との発言があった。
- ・効果があった理由としては、養父自身が反省し、プログラムに取り組む姿勢になったことが大きいと思われる。

5.2 児童相談所インタビュー結果の概要

5.2.1 神奈川県中央児童相談所

5.2.1.1 調査の概要

日時：平成 30 年 1 月 9 日（火）13:00～14:30

場所：神奈川県中央児童相談所

参加者（敬称略）：

神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課 鈴木、子ども支援課 牧野・石川

株式会社政策基礎研究所 市田・和田

5.2.1.2 インタビュー結果の概要

（1）保護者支援プログラムの前提となる部分について

鈴木：

- ・前提として、「子どもの安全」とプログラムとの位置関係を示す必要がある。
- ・プログラムに参加する保護者が、子どもの安全をつくるというモチベーションを持って参加することに意味がある。
- ・子どもの安全やモチベーションをつくることは非常に難しいが、それなしにプログラムをやっても余り効果はないと考えられる。
- ・プログラムによって人が変われば安全になるとは限らない。ネグレクトの親が、プログラムを受けることで子どもに関心を持ち、逆に危険が起きることもある。
- ・「個人の変容（＝保護者支援プログラムのゴール）」のみではなく、「サポートする人員」「しくみ」を変えることが必要となる。
- ・「安全づくり」という土台の上に「プログラム（個人の変容）」が乗っている形であり、両者が相互に影響し合い、より良く子どもの安全がつくられていく。

（2）それぞれのプログラムについて

鈴木：

- ・SOS（正式には SofS）は、安全づくりのための支援体系なので、個人の変容を促すプログラムには含めない方がよい（他、同様のものに PFS (Partnering for safety) 等がある）。どのくらいの児相が SofS を実施しているのかはぜひ調査してほしい。
- ・FGC も個人の変容を促すプログラムではない。
- ・以下のプログラムについては、追加を検討すべきである。
 - アンガーマネジメント
 - MCG (Mother & Child Group)
 - 自助グループ（東京では父親グループ、母親グループを実施）

（3）対象者について

石川：「子どもと分離され、取り戻したい」という方は一番モチベーションが高く、何でもやりますという感じで来る。「手を上げそうで怖いから、何かプログラムを

教えてください」という方は児童相談所にはほとんど来ない。

牧野：プログラムありきで、モチベーションがない中でやってしまうことは、余り効果を生まない。これができていないからこれをやりなさい、変わらなさいということをしてしまうのでは、本当の意味での子供の安全づくりにならないと思う。

石川：プログラムで改善したケースは児童相談所には来ないため、プログラムだけで済まない人をどうするかというのが課題である。

(4) プログラム実施の困難さについて

・プログラムのライセンスを個人単位でしか持てない

石川：県等からあまりお金が出ないため、プログラムのライセンスを個人で持っており、その人が異動するとプログラムも廃れることが多い。

・児童相談所が少ない地域では参加者が集まらない

石川：グループの場合、神奈川県は割と児相が密集しているので良いが、地方では児相の数が少ないため通いづらくなる。神奈川県でも、厚木で自助グループを実施した際には、三浦半島の端から厚木まで通うのが大変ということで参加者が来ず、続かないということがあった。

(5) 調査で知りたい内容について

・効果検証の方法について

鈴木：プログラムの効果測定が十分できていない。再虐待（の減少）は幾らかあるかもしれないが、プログラムとの効果とはなかなか言いがたいため、効果測定をどのように行っているかという点は聞いてみたい。

・他の児童相談所における独自のプログラムについて

鈴木：独自で何らかのプログラムをやっているかどうか引き出せるような質問があると良い。親子の宿泊プログラムなど、結構効果があると言われていたが立ち消えているプログラムなども、どこかで実施されているかもしれない。

・外部委託の有効性について

鈴木：外部委託をすることが有効なプログラムというのもあると思われる。児相は危機介入する機関なので、児相に対する怒りがおさまらない相手にプログラムを勧めることはなかなか難しい。また、個人の変容のためのプログラムは、児相がやってうまくいくものは限られていると思われ、うまく外部に委託したり、児相の悪口も含めて言えるような機会をつくる必要がある。

(6) 独自に開発されたプログラムの例

・市川児童相談所…機中八策

・神奈川県では、独自に開発したプログラムではないが、「インタラクショナルガイダンス」を実施している。

5.3 委員会概要

5.3.1 メンバー

委員		
筑波大学 医学医療系 社会精神保健学 准教授	森田 展彰	※座長
東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 国際健康推進医学分野(公衆衛生学担当) 教授	藤原 武男	
花園大学 社会福祉学部 児童福祉学科 准教授	和田 一郎	
事務局		
株式会社政策基礎研究所 市田 行信、和田 有理、細川 光之		

5.3.2 第1回委員会概要

日時	平成30年1月10日(水) 19:00~20:30
場所	銀座ルノアール 貸会議室プラザ 八重洲北口 3階-8号室
配布資料	・資料1: 調査全体の考え方と仮説(案) ・資料2: 報告書目次(案) ・資料3: アンケート調査票(案)
議事	・調査全体の考え方と仮説について ・アンケート調査の項目について

5.3.3 第2回委員会概要

日時	平成30年3月9日(金) 14:00~15:30
場所	神田カンファレンス・ルーム セミナールーム2
配布資料	・資料1: 「保護者支援プログラムの充実に関する調査研究」報告書(案) ・資料2: 効果的な保護者支援プログラムの実施に向けたマニュアル(案) ・参考資料1: アンケート調査票 ・参考資料2: アンケート単純集計結果 ・参考資料3: 藤原委員提出資料
議事	・報告書案に関する検討 ・マニュアル案に関する検討

5.4 保護者支援プログラムに関する主要な理論¹¹

（１）オペラント学習理論

望ましくない行動を減らす必要と合わせて、適切な行動を奨励する必要を強調している。この理論に基づいて開発されたプログラムでは、望ましい行動に目を向け褒めることが主要な構成要素となっている。

（２）古典的な学習理論

反社会的行動は、結果とは関係なく先行する出来事によって突然引き起こされると考える。この理論に基づく行動マニュアルでは、親が子どもの日々の問題行動を記録し、その行動を引き起こす出来事や刺激を探して、適切な変化を起こすようにする。

（３）社会的学習理論

他者の行動を観察することで学習が成立するとしている。この理論に基づくプログラムでは、親に自分自身の攻撃的行動に目を向けさせ、その問題を解決する方法を教えることで、子どもが模倣を通じて親から学ぶことができるようにする。

（４）認知行動理論

行動における認知と感情の役割に着目し、出来事をどう解釈し、どう感じたかが行動に大きく影響すると考える。この理論に基づくプログラムでは、親に自分自身の「内なる声」に耳を傾けさせ、絶望で敗北主義的な認知を見つけ出すように促し、続いてその認知を状況に立ち向かう肯定的な言葉に置き換える方法を見出すように促す。

（５）アタッチメント理論

乳幼児が親と分離された時、親が戻ると喜ぶ（安定型）、よそよそしい（回避型）、抵抗的態度をとる（アンビバレント型）、混乱した行動をとる（無秩序・無方向型）、等のようにアタッチメントの個人差が見られ、特に虐待を受けている子どもは「無秩序・無方向型」が多く見られることが分かっている。この理論に基づくプログラムでは、養育者が子どもとの間に堅固な関係性を築き、子どもが安心して関係性を築くことを学べる安全基地を提供できるようにするための方法を提示する。

¹¹ カレン・バックマン、他、フォスタリングチェンジ 子どもとの関係を改善し問題行動に対応する里親トレーニングプログラム【ファシリテーターマニュアル】。福村出版、2017。

5.5 保護者支援プログラムに関する先行研究

(1) 文献 1

Kato N, et al. Prevalence of Children's Mental Health Problems and the Effectiveness of Population-Level Family Interventions. J. Epidemiology, 25(8), 507-516, 2015.

1. 目的

地域レベルで子どものメンタルヘルスの改善のための効果的なアプローチを日本で実施する方法を明確にすること。

2. 手法

1980 年以降に発行された看護科学に関する 17 の分野について、PubMed や ProQuestなどを駆使した文献レビューにより全国レベルでの試験を評価した。

3. 結果

メンタルヘルスの問題の蔓延が多く、多くの国において全国レベルで測定されていること、ポピュレーションレベルの育児介入が地域社会の子供の精神保健問題の蔓延を低下させる可能性があることを明らかにしている。

(2) 文献 2

Fujiwara T, et al. Effectiveness of Group Positive Parenting Program (Triple P) in Changing Child Behavior, Parenting Style, and Parental Adjustment: An Intervention Study in Japan. J. Child and Family Studies, 20 (6), 2011.

1. 目的

グループポジティブ育児プログラム（トリプル P）として知られるグループベースの家族介入プログラムの有効性を調査すること。

2. 手法

日本の家族とともに児童の行動問題の軽減、機能不全の育児習慣の変化、育児の調整への影響について検討した。事前および事後介入の両方での繰り返しの多変量分散分析を用いて介入の効果を判定した。子どもの行動、養育様式、および育児適応の観点から評価した。

3. 結果

トリプル P は、子育ての信頼性を向上させるだけでなく、機能障害性の親の訓練、落ち込み、心配、ストレス、子育ての困難の認知レベルなど子どもが引き起こすさまざまな課題の低減に効果的であることがわかった。

(3)文献 3

Oats R G, et al. Implementation assessment of widely used but understudied prevention programs: An illustration from the Common Sense Parenting trial. *Evaluation and Program Planning*, 44, 89-97, 2014.

1. 目的

コモンセンス・ペアレンティング（CSP）の実施量や環境により効果がどのように変わるかを分析すること。

2. 手法

ワークショップをベースとした標準の 6 セッション（CSP）形式と修正された 8 セッション（CSP Plus）形式の試験を実施し、比較・評価を行った。

3. 結果

ワークショップリーダーが、CSP / CSP Plus カリキュラムのプログラム内容とマニュアルで定められた目標時間を順守し、質の高い介入を実施した。介入した家族の大半が、セッションの一部または全部に出席した。ワークショップ参加者の満足度は高く評価された。また参加者の満足度に有意な改善が見られた。

(4)文献 4

市原乃菜. コモンセンス・ペアレンティングと表現指導—大学生指導への応用と認知分析をめぐって—. *明治大学日本文学*, 38, 77-97, 2012.

1. 目的

コモンセンス・ペアレンティング（CSP）を学習した学生の学習成果の報告を行うこと。

2. 手法

CSP プログラムの体得を目指した淑徳大学の講座「口語表現法」を第 1 回から第 9 回までに区切って実施した。

3. 結果

効果測定の結果から、認知的共感に類する思いやりの共感的表現、応援という形で現れる情動的共感はいずれも効果的にほめたり、注意・助言したりするためにはなくてはならない表現であることがわかった。

(5)文献 5

寶川雅子. 児童虐待防止のための子育て支援プログラムについて. 鎌倉女子大学紀要, (21), 93-100, 2014.

1. 目的

児童虐待防止のための3種の子育て支援プログラム（トリプルP、ノーバディーズパーフェクト：NP、親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”：BP）の特徴の議論を行うこと。

2. 手法

プログラムごとの効果測定、3プログラム共通のオリジナルのアンケート調査をもとにプログラム効果について検証を行った。

3. 結果

トリプルP、NP、BP、いずれもプログラムとしての効果は認められた。プログラム実施の課題など、対象者や実施環境についての記述は以下の通り。

(1) 実施場所

- ・会場確保に加えて保育付きである必要性が述べられている。

(2) 連携

- ・市町村と実施団体の連携の必要性が述べられている。それにより、プログラム実施をきっかけにした親子との関係性づくりや、プログラム実施後のフォローがより行い易くなるという。

(3) 地域性

- ・各プログラムの目的や対象、特徴等とその地域でどのようなプログラムの開催が望ましいのか考える必要があるという。

(4) 費用

- ・参加者への負担の割合が大きくなると、参加をしたくても参加ができず、結果としてプログラムを必要としている人にまで届かない可能性も出てくる。

(5) その他課題

- ・声をかけてもなかなか応じない、外に出ることを拒む傾向にある母子（親子）もいるので、そのような家庭に対しどのようにアプローチし信頼関係を築き、支援へと結びつけていくのかが大きな課題である。

(6)文献 6

Chen M, Chan KL. Effects of Parenting Programs on Child Maltreatment Prevention: A Meta-Analysis. TRAUMA, VIOLENCE, & ABUSE, 17(1), 1-17, 2015.

1. 目的

子どもへの虐待を減らし、関連する因子を修正するための養育プログラムの有効性を評価すること及び、プログラムの効果に関連する仲介者の変数を調べること。

2. 手法

PubMed、MEDLINE など 9 つの電子データベースをもとに 2013 年 9 月以前に発表された 3578 の文献を収集し、そのうち 37 の文献を抽出してメタ分析を行った。

3. 結果

子育てプログラムは、自己報告された子どもの虐待を減少させ、子どもの虐待の可能性を減少させることを示した。また子育てプログラムを行うことで、子どもの虐待に関するリスク因子は低減し、予防因子は増大した。

(7)文献 7

Barch RP, et al. Beyond attachment theory and therapy: Towards sensitive and evidence-based interventions with foster and adoptive families in distress. Child and Family Social Work, 10, 257-268, 2005.

1. 目的

エビデンスに基づいた介入の発展を促進するために、養子縁組の両親が悩まされている子どもを世話するのを手助けしている人たちのための、一般的な練習の原則とガイドラインについて注意深い検討・提案を行うこと。

2. 手法

さまざまな既往文献をもとにアタッチメント理論の限界、アタッチメント理論ベースの治療などについて論じている。

3. 結果

親や専門家がアタッチメント理論や治療法で見つけた安全保障の要素を認識する必要があるだけでなく、苦痛のある養子縁組や里親を援助するための広範な証拠ベースの介入の重要性を認識している必要がある。

(8)文献 8

Kazdin AE, et al. Cognitive Problem-Solving Skills Training and Parent Management Training in the Treatment of Antisocial Behavior in Children. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, Vol. 60, No. 5, 733-747, 1992.

1. 目的

顕著に反社会的行動を指す子供（7～13 歳、97 名）に対する問題解決スキル訓練（PSST）と親のマネジメント訓練（PMT）の効果を評価すること。

2. 手法

子どもとその家族は、①PMT、②PSST あるいは③PMT+PSST の 3 つの状態のうち 1 つにランダムに割り当て、治療後の調査および 1 年間の追跡調査をもとに分散分析、共分散分析を行った。

3. 結果

PSST と PMT を組み合わせることで、子どもや親の機能がより顕著に変化し、この効果は、正常な機能範囲内（非臨床的）に組み合わせられた状態が置かれた子供の割合において明らかであった。

(9)文献 9

Gershoff ET. Corporal Punishment by Parents and Associated Child Behaviors and Experiences: A Meta-Analytic and Theoretical Review. *Psychological Bulletin*, Vol. 128, No. 4, 539-579, 2002.

1. 目的

子どもを懲らしめるために体罰を使用している親のメリットを検証するために、体罰が子供にどのように影響を与えるかについて調査を行うこと。

2. 手法

親の体罰と 11 の子供の行動と経験との関連性のメタ分析を行った。

3. 結果

親の体罰は、高いレベルでは即時の命令への服従と攻撃性、そして低いレベルでは道徳的内在化と精神的な健康を含む、すべての子ども構成に関連していた。

(10)文献 10

Lundahl B, et al. A meta-analysis of parent training: Moderators and follow-up effects. *Clinical Psychology Review*, 26, 86-104, 2006.

1. 目的

63 件のピアレビュー研究のメタ分析により、破壊的な子どもの行動と親の行動および認識を修正するためのペアレント・トレーニングプログラムの能力を評価すること。

2. 手法

行動と非行動のプログラムを直接比較し、フォローアップ効果を評価し、ペアレント・トレーニングによって明示的にターゲットとされた従属変数を分離し、担当者特定することにより、既往研究に関する分析を行った。

3. 結果

行動および非行動プログラムの治療直後の効果は、小程度から中程度であった。行動プログラムでは、フォローアップ効果は小さかった。ペアレント・トレーニングは、経済的に恵まれない家族にとっては最も低い効果を示した。重要なことに、そのような家族は、グループ単位で提供されたトレーニングに比較して、個別の親に提供されたトレーニングからかなり多くの利益を得た。ペアレント・トレーニングとは別に、子どもを自分のセラピーに参加させた場合にも、成果の向上は見られなかった。

(11)文献 11

Alvarez, KM. Why are professionals failing to initiate mandated reports of child maltreatment, and are there any empirically based training programs to assist professionals in the reporting process? *Aggression and Violent Behavior*, 9, 563-578, 2004.

1. 目的

- (1) 専門家が児童虐待を報告しない理由の理解を助けるために実施されたレビュー研究（例えば、児童虐待の兆候や症状を知らない、児童虐待に関連する法律を誤解する）。
- (2) 児童虐待やネグレクトの報告を委任された専門家を助けるために提案された現存のトレーニングプログラムについて検討すること。

2. 手法

さまざまな既往文献をもとに現状のトレーニングの不足している点、被験者にとって否定的な結果、CPS に対する否定的な見方、専門家にとっての否定的な結果などについて論じている。

3. 結果

子どもの虐待報告の実践に特有の訓練プログラムは限られており、既存のプログラムのほとんどは経験的支援が不足している状況である。訓練プログラムの開発が必要であり、管理されたアウトカム研究において正式に評価する必要がある。

(12)文献 12

Barth RP, et al. Parent-Training Programs in Child Welfare Services: Planning for a More Evidence-Based Approach to Serving Biological Parents. *Research on Social Work Practice*, 15, 353, 2005.

1. 目的

児童福祉部門における現在のペアレント・トレーニングアプローチに関する情報と、他の児童サービス部門からの最も有望なプログラムに関するエビデンスをまとめ、ペアレント・トレーニングプログラムのキャパシティを高め、法律と実践から設定されている高い期待を達成するための次のステップに向けて、適当な範囲での提案を行うこと。

2. 手法

さまざまな既往文献をもとに児童福祉サービス（CWS）に関する情報、エビデンスをまとめている。

3. 結果

児童福祉サービス（CWS）についての展望をまとめている。

(13)文献 13

Letarte MJ, et al. Effectiveness of a parent training program “Incredible Years” in a child protection service. *Child Abuse & Neglect*, 34, 253–261, 2010.

1. 目的

児童保護サービスにおいて、訓練を受けた専門家が組織から来たファシリテーターとして行動することによって実施されており、育児の実践、親の自己効力感、児童の行動に対する親の認識の改善を目的としたペアレント・トレーニングプログラムの有効性を評価すること。

2. 手法

児童保護サービスによって監督されている、子どもの世話をしていない 35 人の保護者が、介入群（ $n = 26$ ）または待機リスト（ $n = 9$ ）のいずれかに参加した。プログラム（Incredible Years）は 16 週間続けて実施され、グループ形式で行われ、目的は以下の三つであった（1）調和のとれた親子関係を構築すること（2）継続的に、かつ効果的な実践を習得するために両親を支援する（3）家族や教師との問題解決や、コミュニケーション能力を向上させる。

反復測定デザインを使用して、育児実践、両親の自己効力感、両親の児童行動の認知、および親の満足感に対する効果をテストした。親は、トレーニングプログラムの前後に、19 週間の間隔で 2 回テストされた。

3. 結果

介入群と対照群を反復測定（試験前と試験後の尺度）して比較した分散分析は、このプログラムが育児習慣（過酷な規律、体罰、賞賛/インセンティブ、適切な規律および積極的な言葉の規律）、親の子どもの行動（行動問題の頻度と問題行動の数）の認識に効果があることを示した。親からの明確な期待や親の自己効力感に変化は認められなかった。

(14)文献 14

SERKETICH WJ, et al. The Effectiveness of Behavioral Parent Training to Modify Antisocial Behavior in Children: A Meta-Analysis. BEHAVIOR THERAPY, 27, 171-186, 1996.

1. 目的

反社会的な子どもの振る舞いを修正するために実施された親を対象とした行動トレーニング（BPT）の結果に関する 117 の研究をレビューとしてまとめたものである。

2. 手法

メタ分析を行った。5 つのアウトカム指標（4 つは子どもに関する指標、1 つは親に関する指標）については効果サイズを計算した。

3. 結果

家庭や学校において子どもの反社会的な行動を修正するときに、また親の個人的な適応が向上するときに、BPT の短期的な有効性が支持された。

(15)文献 15・文献 16

APPLIED RESEARCH BIBLIOGRAPHY 2013, BOYS TOWN National Research Institute for Child and Family Studies.

APPLIED RESEARCH BIBLIOGRAPHY 2012, BOYS TOWN National Research Institute for Child and Family Studies.

1. 概要

ボーイズタウンの科学者たちは、介入プログラムの実施と成果についての調査に加えて、ボーイズタウン ICC（統合継続ケア：Integrated Continuum of Care）を研究し始めている。その研究の目的は、適切な時期に適切なサービスを提供し、より拘束の少ない環境への移行を支援する方法について、実践的な知識を開発することである。介入と予防の研究と、青少年ケアと保健医療の統合が行われている。

(16)文献 17

COMMON SENSE PARENTING –A practical, evidence-based parenting program that can help any family, BOYS TOWN.

1. 我々のミッション

ボーイズタウンは、統合された継続的ケアを提供し、促進することによって、身体、心、精神を強化することの大切さを伝え、子供、家族、地域社会のために、アメリカのケアを変革することをミッションとしている。

2. 研究概要

初期の研究では、親および家族の特性に基づいて CSP の結果を調べた。結果は、児童行動、親の態度、家族の満足度、親の問題解決能力の改善を示した。さらに、3 ヶ月のフォローアップが継続された CSP 参加者は、児童行動問題において統計的にかつ臨床的に有意に減少した。

大規模な評価調査では、子どもの身体虐待防止プログラムとしての CSP の影響を検討した。CSP の参加者は、児童の行動の問題の減少、家族との関係の改善、子どもの身体的虐待の可能性の低下を報告した。効果は 6 ヶ月のフォローアップでも持続していた。

(17)文献 18

Parent Education to Strengthen Families and Reduce the Risk of Maltreatment, Child Welfare Information Gateway, 2013.

1. 概要

家族を強化し、児童の虐待を防止するための成功した親の教育プログラムのいくつかの重要な特徴とトレーニングの戦略に関する研究の概要を提供している。その中にはエビデンスベースの情報、エビデンスに基づいて提供される親のための教育プログラム、プログラム評価機関のリストなどが含まれる。

(18)文献 19

Parenting and outcomes for children, Thomas G. O' Connor and Stephen B.C. Scott., Joseph Rowntree Foundation, 2007.

1. 概要

育児と育児の研究が行われた歴史的および現代的な状況を簡単なレビューにまとめている。また、親子関係と子どもアウトカムに関する研究を支持する主要な理論とモデルのいくつかを概説している。さらに調査の適用可能性を文化的小および準文化的制約によって制限される度合いを含め、研究成果の一般化な可能性を検討している。ここでは、育児を公衆衛生問題とみなし、現在の政策動向が、国の健康と福祉への育児の影響に対応する度合いも考慮している。そして最後に、さらなる研究のための特定の利点、懸念および方向性を考案している。

(19)文献 20

Child Maltreatment Prevention: Past, Present, and Future, Child Welfare Information Gateway, 2017.

1. 概要

子供の虐待防止のための努力は、過去半世紀にわたって大幅に変化してきた。人々の意識を高めるアプローチから、コミュニティのきわめて大きな役割の重要性、早期介入サービス、および虐待や放置から子供を安全に保つための介護者教育を重視する方向へと変化した。

子どもの虐待が重大な公衆衛生上の懸念であり、深刻な社会問題であるという認識が高まっている最近の研究によると、予防への投資は、虐待そのものを防ぐのみならず、生涯にわたる身体的および精神的および健康上の問題、治療費や医療費の高騰、教育や職場での機会喪失など、虐待から発生する不利益を防止する効果も知られている。

児童の虐待やネグレクトを防ぐ最も重要な手段としての予防の概略を示し、子どもの保護の現場における近年の好事例と、幼児保護分野における新たな傾向を特に紹介している。

(20)文献 21

児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック、平成 26 年 3 月

1. 概要

児相から得られた情報をもとに、プログラムの活用経験から、実際の運用にあたってより効果的な保護者支援のプログラムの活用方法についてまとめている。また各保護者支援プログラムの概説をまとめている。

概説が見られるプログラム：SoS、FGC、CSP、精研式ペアレントトレーニング、CRC、トリプル P、MyTree、PCIT、CARE、AF-CBT、TF-CBT

(21)文献 22

Parent training Programs: Insight for Practitioners, U.S. Department of Health and Human Services

Centers for Disease control and Prevention, 2009.

1. 概要

疾病管理予防センター（CDC）は現在、実務者がエビデンスに基づいたプログラムの決定を下すための調査と分析を実施している。最近、CDC の行動科学者によって 0 歳から 7 歳までの児童の両親のためのペアレント・トレーニングプログラムに関する現在の研究文献のメタ分析が実施され、その知見の概要を示している。

ペアレント・トレーニングプログラムを評価して構成要素を分析した結果、効果的なプログラムに関連する構成要素を既存の構成要素に統合することで、コストや、トレーニングの必要性を減らし、エビデンスに基づく戦略の採用を妨げる可能性のあるその他の障壁を最小限に抑えることができることがわかった。同様に、有効性の低いプログラムに関連するコンポーネントを削除して、実践者や家族の負担を最小限に抑えることもできることがわかった。

(22)文献 23

A meta-analytic review of components associated with parent training program effectiveness, W. Kaminski J., et al., National Institute for Health Research, 2012.

1. 概要

本レビューでは、幼児期の問題行動の予防と緩和における、ペアレント・トレーニングプログラムの有効性が検討された。それは、最大の効果に関連するプログラムは、親子の相互作用/感情的なコミュニケーションスキルに肯定的に働いており、両親に短い中断をどう使うかを教えることと、親の育児行動の一貫性が重要であることを結論付けた。この結論は一見、適切であるように見えるが、レビュープロセスの欠点により、その信頼性は不明確である。

(23)文献 24

Compilation of Evidence-Based Family Skills Training Programmes, United Nations Office on Drugs and Crime, 2017.

1. 概要

2009年3月に出版された「薬物乱用防止のためのファミリー・スキルトレーニングプログラム実施ガイド」の補足資料である。政策立案者、プログラム管理者、NGO、その他のファミリー・スキルトレーニングプログラムの実施に関心を持つ人々に、既存のエビデンスベースのファミリー・スキルトレーニングプログラムのレビューを提供している。最もニーズに合ったプログラムを選択しなければならないユーザーを対象とし、どんな種類のプログラムが可能であるかのガイドとなるように、プログラムの内容、対象とするグループ、使用されている資料、実施されているトレーニングなどについて、詳細を提供することが目的である。

(24)文献 25

児童相談所の家族再統合に向けた心理援助に関する研究－子ども虐待の現場実践からのモデル構築－、千賀則史

1. 目的

児相の現場では、介入と支援を統合した協働的な心理援助モデルを構築することが期待されていると言える。しかし、こうした心理援助のあり方は、児相などの現場では以前から臨床実践は行われてきているものの、実証的な研究となると緒についたばかりである。そこで、児相の家族再統合に向けた心理援助について、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチと事例研究を用いて子ども虐待の現場実践からボトムアップでモデルを構築することを目的とした。

2. 手法

児相の現場における臨床知を理論化するために、研究の方法論に関する基本的な考え方をまとめた。現場の複雑な事象を検討するためには、質的研究方法が必要であり、具体的な方法論として、事例研究やグラウンデッド・セオリー・アプローチを取り上げた。

3. 結果

「家族再統合に向けた関係性を重視した心理援助モデル」を作成した。その上で、家族再統合に向けた心理援助のあり方としては、子どもや保護者、さらには親子関係などに閉ざされたアプローチではなく地域全体に開かれたアプローチの視点が必要であり、こうした「全体への視点」を持った心理職が「あたたかい見立て」を軸として、子ども・家族・援助者の関係性を促進させるところに援助の本質があると結論づけた。

(25)文献 26

トリプル P を実施し児童虐待を防止する事業報告書、平成 24 年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

1. 目的

子育て支援団体のネットワークやノウハウを活用し、親が気軽にプログラムに参加できるよう工夫し、一見問題のないように見える家庭にトリプル P を提供し児童虐待を未然に防ぐことを目的とした。

2. 手法

事業として次の 3 つを行った。(1) 導入として広くセミナーの実施、(2)具体的なプログラムを開講、(3)「てんとうむしのひろば」を実施し、グループワーク修了生の振り返りの場とした。さらに、より身近に親しみ参加してもらいやすいよう各プログラムの実施に際しては、地域の子育て支援団体等と連携し広報活動を行い、実施に際しては子育て支援活動のノウハウを活用した。

3. 結果

グループワーク参加者のアセスメントより、子育てのスタイルや不安感など軽減していることがわかる。また、修了後の感想にも、感情的に叱らなくなった、笑顔で過ごす時間が増えたなどの声からも、一定の効果があつたのではないかと考えている。ひろばでは、成長した子どもの問題を気軽に相談することができ、助かったとの声も寄せられている。

(26)文献 27

ペアレント・トレーニング・プログラムに関する効果測定を試みるノーバディーズ・パーフェクト・プログラムの調査研究－、遠藤和佳子

1. 目的

ペアレント・トレーニング・プログラムの一つであるノーバディーズ・パーフェクト・プログラムに焦点を当て、その効果を測定・分析し、プログラムの改善点を明確にすること。

2. 手法

2007 年（平成 19 年）以降ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムを実施し、特に 2011 年（平成 23 年）5 月～2013 年（平成 25 年）10 月にかけてプログラムに参加した母親たちを対象に、プログラム実施の前と後において行われた質問紙調査のデータを用いて分析を行った。

3. 結果

ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムは、「子育て不安因子」（具体的には、「子どもがわずらわしくていらいらしてしまう」、「子どものことでどうしたらよいかわからなくなる」、「自分は母親として不適格ではないだろうか」といった項目）に対しては、不安感を軽減する効果があるものの、「子育て孤立感因子」（具体的には、「子育て中の仲間と話すことで気持ちが楽になる」、「子育ての話ができる仲間とこれからも付き合っていきたい」といった項目）や「社会からの隔絶因子」（具体的には、「育児に携わっている間に世の中から取り残されていくように思う」、「自分の関心が子どもにばかり向いて視野が狭くなる」といった項目）という、それ以外の因子については、実施前と実施後の因子得点平均値の差に有意な結果をもたらさないことがわかった。

(27)文献 28

ペアレント・プログラム事業化マニュアル、平成 28 年 3 月

1. 概要

「ペアレント・プログラム」を自治体で事業化するにあたり必要な情報として、プログラムの概要および効果、場所・日時・予算等の具体的な項目、すでに導入している自治体における実践例を提示している。

(28)文献 29

子ども虐待における家族支援—治療的・教育的ケアを中心として—、犬塚峰子、児童青年精神医学とその近接領域 57(5) ; 769—782 (2016)

1. 概要

親と子どもと双方を対象としている治療プログラム AF-CBT (Alternatives for Families: A Cognitive Behavior Therapy) を紹介し、虐待問題を抱えている家族の治療に有効と思われる構成要素 (安全プラン、心理教育、感情調節、思考の再構成、ペアレントトレーニング、虐待行為の責任の明確化と謝罪など) について詳しく述べた。

(29)文献 30

虐待を未然に防ぐための親支援・子育て支援プログラムの実践

1. 概要

子育ての悩みや家族関係の改善を図るなど、子育てを孤立させないための支援をする NPO 法人 SomLic (ソムリック) の活動を紹介している。

(30)文献 31

Guide to implementing family skills training programmes for drug abuse prevention, United Nations Office on Drugs and Crime, 2009

1. 概要

ファミリー・スキルトレーニングプログラムの実施ガイドは、ファミリー・スキルトレーニングプログラムの基本的なレビュー、会議および文献レビューに基づいて作成され、興味のある政策決定者およびプログラム管理者に基本的な情報と指針を提供することに焦点を当てている。本ガイドとあわせて、レビュープロセスの過程で特定されたすべてのエビデンスに基づくプログラムのリストを公表している。リストには、自分たちの社会において最も適切といえる既存のエビデンスベースのプログラムを選択したいと望んでいる政策決定者やプログラム管理者のための情報が含まれている (例えば、利用可能なエビデンスのレベル、異なる環境の中でそのプログラムが既に実施されている程度、当該プログラムが有効であることが分かっているターゲットグループなど)。

5.6 主要な参考文献

- Alvarez, KM. Why are professionals failing to initiate mandated reports of child maltreatment, and are there any empirically based training programs to assist professionals in the reporting process? *Aggression and Violent Behavior*, 9, 563-578, 2004.
- Barch RP, et al. Beyond attachment theory and therapy: Towards sensitive and evidence-based interventions with foster and adoptive families in distress. *Child and Family Social Work*, 10, 257-268, 2005.
- Barth RP, et al. Parent-Training Programs in Child Welfare Services: Planning for a More Evidence-Based Approach to Serving Biological Parents. *Research on Social Work Practice*, 15, 353, 2005.
- BOYS TOWN. COMMON SENSE PARENTING -A practical, evidence-based parenting program that can help any family.
- BOYS TOWN National Research Institute for Child and Family Studies. APPLIED RESEARCH BIBLIOGRAPHY. 2012.
- BOYS TOWN National Research Institute for Child and Family Studies. APPLIED RESEARCH BIBLIOGRAPHY. 2013.
- Chen M, Chan KL. Effects of Parenting Programs on Child Maltreatment Prevention: A Meta-Analysis. *TRAUMA, VIOLENCE, & ABUSE*, 17(1), 1-17, 2015.
- Child Welfare Information Gateway. Parent Education to Strengthen Families and Reduce the Risk of Maltreatment. 2013.
- Child Welfare Information Gateway. Child Maltreatment Prevention: Past, Present, and Future. 2017.
- Fujiwara T, et al. Effectiveness of Group Positive Parenting Program (Triple P) in Changing Child Behavior, Parenting Style, and Parental Adjustment: An Intervention Study in Japan. *J. Child and Family Studies*, 20 (6), 2011.
- Gershoff ET. Corporal Punishment by Parents and Associated Child Behaviors and Experiences: A Meta-Analytic and Theoretical Review. *Psychological Bulletin*, Vol. 128, No. 4, 539-579, 2002.
- Kaminski WJ, et al. A meta-analytic review of components associated with parent training program effectiveness. National Institute for Health Research, 2012.
- Kato N, et al. Prevalence of Children's Mental Health Problems and the Effectiveness of Population-Level Family Interventions. *J. Epidemiology*, 25 (8), 507-516, 2015.
- Kazdin AE, et al. Cognitive Problem-Solving Skills Training and Parent Management Training in the Treatment of Antisocial Behavior in Children. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, Vol. 60, No. 5, 733-747, 1992.

- Letarte MJ, et al. Effectiveness of a parent training program “Incredible Years” in a child protection service. *Child Abuse & Neglect*, 34, 253-261, 2010.
- Lundahl B, Risser HJ, Lovejoy MC. A meta-analysis of parent training: Moderators and follow-up effects. *Clinical Psychology Review*, 26(1), 86-104, 2006.
- O'Connor TG, Scott SBC. Parenting and outcomes for children. the Joseph Rowntree Foundation, 2007.
- Oats RG, Cross WF, Mason WA, Casey-Goldstein M, Thompson RW, Hanson K, Haggerty KP. Implementation assessment of widely used but understudied prevention programs: An illustration from the Common Sense Parenting trial. *Evaluation and Program Planning*, 44, 89-97, 2014.
- SERKETICH WJ, et al. The Effectiveness of Behavioral Parent Training to Modify Antisocial Behavior in Children: A Meta-Analysis. *BEHAVIOR THERAPY*, 27, 171-186, 1996.
- United Nations Office on Drugs and Crime. Compilation of Evidence-Based Family Skills Training Programmes. 2017.
- United Nations Office on Drugs and Crime. Guide to implementing family skills training programmes for drug abuse prevention. 2009.
- U.S. Department of Health and Human Services Centers for Disease control and Prevention. Parent training Programs: Insight for Practitioners. 2009.
- 市原乃菜. コモンセンス・ペアレンティングと表現指導—大学生指導への応用と認知分析をめぐって—. *明治大学日本文学*, 38, 77-97, 2012.
- 犬塚峰子. 子ども虐待における家族支援—治療的・教育的ケアを中心として—. *児童青年精神医学とその近接領域*, 57(5), 769—782, 2016.
- 遠藤和佳子. ペアレント・トレーニング・プログラムに関する効果測定の試み—ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムの調査研究—.
- 加藤則子, 他. 児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック. 平成 24～25 年度厚生労働省科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」, 2014.
- 国立障害者リハビリテーションセンター. ペアレント・プログラム事業化マニュアル. 平成 27 年度障害者支援状況等調査研究事業, 2016.
- 坂本美香, 他. ペアレントトレーニングの地域療育現場における実践への発展に向けて—文献レビューからの提案—. *作業療法* 35(4), 415-425, 2016.
- 高山恵子. 欧米式 AD/HD のペアレントトレーニングの課題--日本の文化にあったペアレントサポートプログラムの試み（特集 最近注目されている発達障害）--（注意欠陥/多動性障害）. *小児科臨床* 61(12), 2504-2510, 2008.
- 千賀則史. 児童相談所の家族再統合に向けた心理援助に関する研究—子ども虐待の現場実践からのモデル構築—.

カレン・バックマン，他．フォスタリングチェンジ 子どもとの関係を改善し問題行動に対応する里親トレーニングプログラム【ファシリテーターマニュアル】．福村出版，2017．
寶川雅子．児童虐待防止のための子育て支援プログラムについて．鎌倉女子大学紀要，(21)，93-100，2014．

トリプル P を実施し児童虐待を防止する事業報告書、平成 24 年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

虐待を未然に防ぐための親支援・子育て支援プログラムの実践

5.7 アンケート調査票

(次ページ以降を参照)

平成29年度 保護者支援プログラムの充実に関する調査研究

児童相談所票

機関情報 (※必ず回答をお願い致します)			
設置主体名			
児童相談所名			
ご回答者情報			
職種		勤務年数	() 年

1. 貴児童相談所の概要

(1) 管轄している区域について (平成29年4月1日時点)

管轄人口	18歳未満人口	管轄区市町村数
() 人	() 人	() 自治体

(2) 設置主体について (あてはまるもの一つに○)

1. 都道府県

2. 政令指定都市

3. 中核都市

(3) 職員体制について (平成29年4月1日時点)

全体	児童福祉司	児童心理司	心理判定員
() 人	() 人	() 人	() 人
医師	看護師 (保健師)	事務担当	その他
() 人	() 人	() 人	() 人

(4) 全相談ケースおよび主訴虐待のみのケース数 (平成28年度分)

全相談ケース数	主訴が虐待のケース数
() 人	() 人

2. 貴児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況

(1) 保護者支援プログラムの実施状況について、以下の設問にお答えください。

	(1)－1. 直近2年間（平成27～28年度）における使用状況（それぞれ、0～2のうち <u>一つ</u> に○）	(1)－2. ((1)－1. で「0：用いていない」以外の場合) 使用した時の状況で、①～⑦のうち、あてはまるもの全てに○をつけてください。						
		①親の参加意欲が低い	②親が精神的な問題や障害を抱えている	③参加者が少ない	④長期間参加してもらうことが難しい	⑤スタッフの数が少ない	⑥予算が足りない	⑦トレーニングを受けた職員がいない
サインズ・オブ・セーフティ	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティング ¹²	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
PCIT	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
CARE	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
トリプルP	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
AF-CBT	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
Circle of Security	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
精研式ペアレントトレーニング	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
動機づけ面接	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

¹² ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティングの認定団体が開催する講座や研修を受け、指導者資格を取得した者が実施。

	(1) - 1. 直近2年間（平成27～28年度）における使用状況（それぞれ、0～2のうち <u>一つ</u> に○）	(1) - 2. ((1) - 1. で「0：用いていない」以外の場合) 使用した時の状況で、①～⑦のうち、あてはまるもの全てに○をつけてください。						
		①親の参加意欲が低い	②親が精神的な問題や障害を抱えている	③参加者が少ない	④長期間参加してもらうことが難しい	⑤スタッフの数が少ない	⑥予算が少ない	⑦トレーニングを受けた職員がいない
MYTREEペアレンツ・プログラム	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
その他（名称： ）	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
独自に開発したプログラム（名称： ）	0：用いていない 1：数例で使用 2：多事例で使用	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

(2) 昨年度（平成28年度）の1年間で、何ケースに対して、保護者支援プログラムを行いましたか。

（ ） ケース

(3) 保護者支援プログラムはどういう場面で使うことが多いですか。

[]

(4) 保護者支援プログラムの効果について、どのように感じていますか。

[]

(5) 保護者支援プログラムの使い分けについて、どのような点を重視していますか。

[]

(6) 保護者支援プログラムを行う上での困難な点は、どのような点ですか。

[]

(7) 保護者支援プログラムを実施するスタッフは何人いますか。

() 人

(8) 保護者支援プログラムを実施するスタッフに対する研修をどうしていますか。

[]

(9) 今後、保護者支援プログラムを活かしていく上で必要なことはどんなことだと思いますか。

[]

(10) 他の児童相談所で独自に開発され、保護者支援に関して効果のあった保護者支援プログラムがあれば、自分の所でも取り入れたいと思いますか。(あてはまるもの一つに○)

1. はい 2. いいえ

児童相談所票は以上です。

ケース票 1

ここでは、

- ・ 虐待があり、子どもを家庭から保護したのちに家庭復帰まで至った事例の中で、保護者支援プログラムを実施することにより効果があった事例
- ・ 平成 25 年 4 月～29 年 12 月に相談受付を行った事例のうち、上記の下線の条件に該当する代表的な事例

についてお答えください。

1. どのような保護者支援プログラムを行い、どのような効果があったかを具体的に書いてください。（できるだけ事例の経緯がわかるように詳しく書いてください。ただし、個人が特定される可能性のある情報は除いてください。）

＜回答欄＞（入りきらない場合は、別紙に「ケース票 1 の 1. の続き」と明記の上記入）

（参考）ご記入いただく項目の例

- ・ 対象者を保護者支援プログラムに参加させるまでのプロセス
- ・ どのような保護者支援プログラムを用いたか、実施内容（個人参加／グループ参加、期間、場所、予算、スタッフ、効果測定等について）
- ・ 対象者の参加意欲はどうであったか、高めるための工夫を行ったか
- ・ どのような効果がみられたか、効果があった理由は何であると思うか

2. 事例の属性（プログラムを開始された時の情報をお答えください）

（１）対象となった家庭の同居家族について、子どもから見た続柄でお答えください（あてはまるもの全てに○）

- | | | | | |
|---------|------------|----------|---------|--------|
| 1. 父 | 2. 母 | 3. 兄 | 4. 姉 | 5. 弟 |
| 6. 妹 | 7. 祖父 | 8. 祖母 | 9. おじ | 10. おば |
| 11. いとこ | 12. その他の親族 | 13. 親族以外 | 14. その他 | |

（２）主な虐待者の属性

（２）－１．主な虐待者の（子どもから見た）続柄（あてはまるもの一つに○）

- | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 父 | 2. 母 | 3. 義父 | 4. 義母 | 5. 継父 | 6. 継母 | 7. その他（ ） |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-----------|

（２）－２．主な虐待者の年代（あてはまるもの一つに○）

- | | | | | |
|--------|----------|--------|--------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 | 5. 50代 |
| 6. 60代 | 7. 70代以上 | | | |

（２）－３．主な虐待者の職業（あてはまるもの一つに○）

- | | | | |
|--------------|------------|--------------|--------------|
| 1. 正社員・正規職員 | 2. 嘱託・契約社員 | 3. 派遣社員・請負社員 | |
| 4. パート・アルバイト | 5. 日雇い | 6. 自営業 | 7. 自営業の手伝い |
| 8. 個人業務請負 | 9. 内職 | 10. その他 | 11. 仕事はしていない |

（２）－４．主な虐待者の障害（あてはまるもの全てに○）

- | | | | |
|-------------|------------|--------------------|---------|
| 1. 身体虚弱 | 2. 肢体不自由 | 3. 視聴覚障害 | 4. 言語障害 |
| 5. 知的障害 | 6. てんかん | 7. 注意欠陥多動性障害（ADHD） | |
| 8. 学習障害（LD） | 9. 広範性発達障害 | 10. その他の障害等 | |
| 11. 障害はない | 12. 分からない | | |

（２）－５．主な虐待者が過去に受けたことのある虐待（あてはまるもの全てに○）

- | | | | |
|----------------|----------|---------|----------|
| 1. 身体的虐待 | 2. 心理的虐待 | 3. 性的虐待 | 4. ネグレクト |
| 5. 虐待を受けたことはない | 6. 分からない | | |

（２）－６．主な虐待者のDV被害経験の有無（あてはまるもの一つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

（２）－７．主な虐待者のDV加害経験の有無（あてはまるもの一つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

(3) 主な虐待者以外に、虐待を行っていた人の（子どもから見た）続柄（あてはまるもの全てに○）

1. 父 2. 母 3. 義父 4. 義母 5. 継父 6. 継母 7. その他（ ）

(4) 子どもの属性

(4)－1. 子どもの性別（あてはまるもの一つに○）

1. 男 2. 女

(4)－2. 子どもの年齢

() 歳

(4)－3. 子どもの所属（あてはまるもの一つに○）

1. 保育園 2. 幼稚園 3. 小学校 4. 中学校 5. 高校
6. 専門学校 7. 短期大学 8. 四年制大学 9. その他
10. 学校には行っていない

(4)－4. 子どもの障害（あてはまるもの全てに○）

1. 身体虚弱 2. 肢体不自由 3. 視聴覚障害 4. 言語障害
5. 知的障害 6. てんかん 7. 注意欠陥多動性障害（ADHD）
8. 学習障害（LD） 9. 広範性発達障害 10. その他の障害等
11. 障害はない 12. 分からない

(4)－5. 子どもの被虐待内容と程度、家庭の状況（それぞれ、あてはまるもの二つに○）

		あてはまる	あてはまらない	わからない
①	くり返し、心理的な暴力を受けていた。（暴力的な言葉でいためつけられる、など）	1	2	3
②	くり返し、身体的な暴力を受けていた。（なぐられる、けられる、など）	1	2	3
③	性的な暴力を受けていた（親に関わらず）。	1	2	3
④	親に無視されていた。（学校に行かせてもらえない、食事をちゃんと作ってもらえない、など）	1	2	3
⑤	ネグレクト状態（食べるものがない、必要なものがそろえられない）	1	2	3
⑥	両親が別居または離婚	1	2	3
⑦	DV の目撃（母親が暴力を受けていたなど）	1	2	3
⑧	アルコールや薬物乱用者が家族にいた。	1	2	3
⑨	家庭に慢性的なうつ病の人がいたり、精神病をわずらっている人がいたり、自殺の危険がある人がいた。	1	2	3
⑩	家族に服役中の人がいた経験がある。	1	2	3

ケース票1は以上です。

ケース票 2

ここでは、

- ・ 虐待があり、子どもを家庭から保護したのちに家庭復帰には至らなかった事例の中で、保護者支援プログラムを実施することにより（親の変化等の）効果があった事例
- ・ 平成 25 年 4 月～29 年 12 月に相談受付を行った事例のうち、上記の下線の条件に該当する代表的な事例

についてお答えください。

1. どのような保護者支援プログラムを行い、どのような効果があったかを具体的に書いてください。（できるだけ事例の経緯がわかるように詳しく書いてください。ただし、個人が特定される可能性のある情報は除いてください。）

＜回答欄＞（入りきらない場合は、別紙に「ケース票 2 の 1. の続き」と明記の上記入）

（参考）ご記入いただく項目の例

- ・ 対象者を保護者支援プログラムに参加させるまでのプロセス
- ・ どのような保護者支援プログラムを用いたか、実施内容（個人参加／グループ参加、期間、場所、予算、スタッフ、効果測定等について）
- ・ 対象者の参加意欲はどうであったか、高めるための工夫を行ったか
- ・ どのような効果がみられたか、効果があった理由は何であると思うか

2. 事例の属性（プログラムを開始された時の情報をお答えください）

（１）対象となった家庭の同居家族について、子どもから見た続柄でお答えください（あてはまるもの全てに○）

- | | | | | |
|---------|------------|----------|---------|--------|
| 1. 父 | 2. 母 | 3. 兄 | 4. 姉 | 5. 弟 |
| 6. 妹 | 7. 祖父 | 8. 祖母 | 9. おじ | 10. おば |
| 11. いとこ | 12. その他の親族 | 13. 親族以外 | 14. その他 | |

（２）主な虐待者の属性

（２）－１．主な虐待者の（子どもから見た）続柄（あてはまるもの一つに○）

- | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 1. 父 | 2. 母 | 3. 義父 | 4. 義母 | 5. 継父 | 6. 継母 | 7. その他（ ） |
|------|------|-------|-------|-------|-------|----------------|

（２）－２．主な虐待者の年代（あてはまるもの一つに○）

- | | | | | |
|--------|----------|--------|--------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 | 5. 50代 |
| 6. 60代 | 7. 70代以上 | | | |

（２）－３．主な虐待者の職業（あてはまるもの一つに○）

- | | | | |
|--------------|------------|--------------|--------------|
| 1. 正社員・正規職員 | 2. 嘱託・契約社員 | 3. 派遣社員・請負社員 | |
| 4. パート・アルバイト | 5. 日雇い | 6. 自営業 | 7. 自営業の手伝い |
| 8. 個人業務請負 | 9. 内職 | 10. その他 | 11. 仕事はしていない |

（２）－４．主な虐待者の障害（あてはまるもの全てに○）

- | | | | |
|-------------|------------|--------------------|---------|
| 1. 身体虚弱 | 2. 肢体不自由 | 3. 視聴覚障害 | 4. 言語障害 |
| 5. 知的障害 | 6. てんかん | 7. 注意欠陥多動性障害（ADHD） | |
| 8. 学習障害（LD） | 9. 広範性発達障害 | 10. その他の障害等 | |
| 11. 障害はない | 12. 分からない | | |

（２）－５．主な虐待者が過去に受けたことのある虐待（あてはまるもの全てに○）

- | | | | |
|----------------|----------|---------|----------|
| 1. 身体的虐待 | 2. 心理的虐待 | 3. 性的虐待 | 4. ネグレクト |
| 5. 虐待を受けたことはない | 6. 分からない | | |

（２）－６．主な虐待者のDV被害経験の有無（あてはまるもの一つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

（２）－７．主な虐待者のDV加害経験の有無（あてはまるもの一つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

(3) 主な虐待者以外に、虐待を行っていた人の（子どもから見た）続柄（あてはまるもの全てに○）

1. 父 2. 母 3. 義父 4. 義母 5. 継父 6. 継母 7. その他（ ）

(4) 子どもの属性

(4)－1. 子どもの性別（あてはまるもの二つに○）

1. 男 2. 女

(4)－2. 子どもの年齢

() 歳

(4)－3. 子どもの所属（あてはまるもの二つに○）

1. 保育園 2. 幼稚園 3. 小学校 4. 中学校 5. 高校
6. 専門学校 7. 短期大学 8. 四年制大学 9. その他
10. 学校には行っていない

(4)－4. 子どもの障害（あてはまるもの全てに○）

1. 身体虚弱 2. 肢体不自由 3. 視聴覚障害 4. 言語障害
5. 知的障害 6. てんかん 7. 注意欠陥多動性障害（ADHD）
8. 学習障害（LD） 9. 広範性発達障害 10. その他の障害等
11. 障害はない 12. 分からない

(4)－5. 子どもの被虐待内容と程度、家庭の状況（それぞれ、あてはまるもの二つに○）

		あてはまる	あてはまらない	わからない
①	くり返し、心理的な暴力を受けていた。（暴力的な言葉でいためつけられる、など）	1	2	3
②	くり返し、身体的な暴力を受けていた。（なぐられる、けられる、など）	1	2	3
③	性的な暴力を受けていた（親に関わらず）。	1	2	3
④	親に無視されていた。（学校に行かせてもらえない、食事をちゃんと作ってもらえない、など）	1	2	3
⑤	ネグレクト状態（食べるものがない、必要なものがそろえられない）	1	2	3
⑥	両親が別居または離婚	1	2	3
⑦	DV の目撃（母親が暴力を受けていたなど）	1	2	3
⑧	アルコールや薬物乱用者が家族にいた。	1	2	3
⑨	家庭に慢性的なうつ病の人がいたり、精神病をわずらっている人がいたり、自殺の危険がある人がいた。	1	2	3
⑩	家族に服役中の人がいた経験がある。	1	2	3

ケース票2は以上です。

ケース票 3

ここでは、

- ・ 虐待があり、子どもを保護せずに指導を行った事例の中で、保護者支援プログラムを実施することにより（親の変化等の）効果があった事例
- ・ 平成 25 年 4 月～29 年 12 月に相談受付を行った事例のうち、上記の下線の条件に該当する代表的な事例

についてお答えください。

1. どのような保護者支援プログラムを行い、どのような効果があったかを具体的に書いてください。（できるだけ事例の経緯がわかるように詳しく書いてください。ただし、個人が特定される可能性のある情報は除いてください。）

＜回答欄＞（入りきらない場合は、別紙に「ケース票 3 の 1. の続き」と明記の上記入）

（参考）ご記入いただく項目の例

- ・ 対象者を保護者支援プログラムに参加させるまでのプロセス
- ・ どのような保護者支援プログラムを用いたか、実施内容（個人参加／グループ参加、期間、場所、予算、スタッフ、効果測定等について）
- ・ 対象者の参加意欲はどうであったか、高めるための工夫を行ったか
- ・ どのような効果がみられたか、効果があった理由は何であると思うか

2. 事例の属性（プログラムを開始された時の情報をお答えください）

（1）対象となった家庭の同居家族について、子どもから見た続柄でお答えください（あてはまるもの全てに○）

- | | | | | |
|---------|------------|----------|---------|--------|
| 1. 父 | 2. 母 | 3. 兄 | 4. 姉 | 5. 弟 |
| 6. 妹 | 7. 祖父 | 8. 祖母 | 9. おじ | 10. おば |
| 11. いとこ | 12. その他の親族 | 13. 親族以外 | 14. その他 | |

（2）主な虐待者の属性

（2）－1. 主な虐待者の（子どもから見た）続柄（あてはまるもの一つに○）

- | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 父 | 2. 母 | 3. 義父 | 4. 義母 | 5. 継父 | 6. 継母 | 7. その他（ ） |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-----------|

（2）－2. 主な虐待者の年代（あてはまるもの一つに○）

- | | | | | |
|--------|----------|--------|--------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 | 5. 50代 |
| 6. 60代 | 7. 70代以上 | | | |

（2）－3. 主な虐待者の職業（あてはまるもの一つに○）

- | | | | |
|--------------|------------|--------------|--------------|
| 1. 正社員・正規職員 | 2. 嘱託・契約社員 | 3. 派遣社員・請負社員 | |
| 4. パート・アルバイト | 5. 日雇い | 6. 自営業 | 7. 自営業の手伝い |
| 8. 個人業務請負 | 9. 内職 | 10. その他 | 11. 仕事はしていない |

（2）－4. 主な虐待者の障害（あてはまるもの全てに○）

- | | | | |
|-------------|------------|--------------------|---------|
| 1. 身体虚弱 | 2. 肢体不自由 | 3. 視聴覚障害 | 4. 言語障害 |
| 5. 知的障害 | 6. てんかん | 7. 注意欠陥多動性障害（ADHD） | |
| 8. 学習障害（LD） | 9. 広範性発達障害 | 10. その他の障害等 | |
| 11. 障害はない | 12. 分からない | | |

（2）－5. 主な虐待者が過去に受けたことのある虐待（あてはまるもの全てに○）

- | | | | |
|----------------|----------|---------|----------|
| 1. 身体的虐待 | 2. 心理的虐待 | 3. 性的虐待 | 4. ネグレクト |
| 5. 虐待を受けたことはない | 6. 分からない | | |

（2）－6. 主な虐待者のDV被害経験の有無（あてはまるもの一つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

（2）－7. 主な虐待者のDV加害経験の有無（あてはまるもの一つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

(3) 主な虐待者以外に、虐待を行っていた人の（子どもから見た）続柄（あてはまるもの全てに○）

1. 父 2. 母 3. 義父 4. 義母 5. 継父 6. 継母 7. その他（ ）

(4) 子どもの属性

(4)－1. 子どもの性別（あてはまるもの二つに○）

1. 男 2. 女

(4)－2. 子どもの年齢

() 歳

(4)－3. 子どもの所属（あてはまるもの一つに○）

1. 保育園 2. 幼稚園 3. 小学校 4. 中学校 5. 高校
6. 専門学校 7. 短期大学 8. 四年制大学 9. その他
10. 学校には行っていない

(4)－4. 子どもの障害（あてはまるもの全てに○）

1. 身体虚弱 2. 肢体不自由 3. 視聴覚障害 4. 言語障害
5. 知的障害 6. てんかん 7. 注意欠陥多動性障害（ADHD）
8. 学習障害（LD） 9. 広範性発達障害 10. その他の障害等
11. 障害はない 12. 分からない

(4)－5. 子どもの被虐待内容と程度、家庭の状況（それぞれ、あてはまるもの二つに○）

		あてはまる	あてはまらない	わからない
①	くり返し、心理的な暴力を受けていた。（暴力的な言葉でいためつけられる、など）	1	2	3
②	くり返し、身体的な暴力を受けていた。（なぐられる、けられる、など）	1	2	3
③	性的な暴力を受けていた（親に関わらず）。	1	2	3
④	親に無視されていた。（学校に行かせてもらえない、食事をちゃんと作ってもらえない、など）	1	2	3
⑤	ネグレクト状態（食べるものがない、必要なものがそろえられない）	1	2	3
⑥	両親が別居または離婚	1	2	3
⑦	DV の目撃（母親が暴力を受けていたなど）	1	2	3
⑧	アルコールや薬物乱用者が家族にいた。	1	2	3
⑨	家庭に慢性的なうつ病の人がいたり、精神病をわずらっている人がいたり、自殺の危険がある人がいた。	1	2	3
⑩	家族に服役中の人がいた経験がある。	1	2	3

これで質問は終了です。ありがとうございました。

**平成２９年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
保護者支援プログラムの充実に関する調査研究
報告書**

２０１８年（平成３０年）３月発行

株式会社 政策基礎研究所

〒104-0032 東京都中央区八丁堀２丁目 30 番 16 号 丸高八丁堀ビル 3F

TEL : 03-6280-3569 FAX : 03-6280-3562 URL:<http://www.doctoral.co.jp/>

（転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと）